

平成 2 8 年

## 第 2 回 三川町議会定例会会議録

平成 2 8 年 6 月 7 日 開 会

平成 2 8 年 6 月 1 0 日 閉 会

三川町議会事務局

## 目 次

第 1 日                      6 月 7 日 (火)                      会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・町村議会議長・副議長全国研修会の報告	4
・平成 27 年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告	5
・みかわ振興公社第 18 期決算状況並びに第 19 期事業計画の報告	5
議第 34 号   平成 27 年度三川町一般会計補正予算 (第 6 号) の専決処分の承認について	6
議第 35 号   三川町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について	9
議第 36 号   三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について	12
議第 37 号   平成 28 年度三川町一般会計補正予算 (第 1 号)	13
議第 38 号   平成 28 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	13

第 2 日                      6 月 8 日 (水)                      休 会

第 3 日                      6 月 9 日 (木)                      会議録第 2 号

一般質問   5 名	27
------------	----

第 4 日                      6 月 10 日 (金)                      会議録第 3 号

一般質問   1 名	90
議第 39 号   三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	103
議第 40 号   防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の締結について	105

議第 4 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について .....	1 0 7
----------	------------------------	-------

平成28年第2回三川町議会定例会会議録

1. 平成28年6月7日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

番	議員	2番	志田徳久議員	3番	佐藤正治議員
4番	阿部善矢議員	5番	田中晃議員	6番	町野昌弘議員
7番	小林茂吉議員	8番	梅津博議員	9番	佐藤栄市議員
10番	成田光雄議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
齋藤茂義 環境整備主幹	本間明 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	吉田直樹 書記	五十嵐章浩 書記
------------	---------	----------

6. 会議事件は次のとおりである。

### 議 事 日 程

○ 第 1 日            6月7日(火)            午前9時30分開会

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2 | 会期の決定   |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none"><li>・町村議会議長・副議長全国研修会の報告</li><li>・平成27年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告</li><li>・みかわ振興公社第18期決算状況並びに第19期事業計画の報告</li></ul> |
| 日程第 4 | 議第34号 平成27年度三川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認について  |
| 日程第 5 | 議第35号 三川町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について  |
| 日程第 6 | 議第36号 三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について  |
| 日程第 7 | 議第37号 平成28年度三川町一般会計補正予算(第1号)  |
| 日程第 8 | 議第38号 平成28年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  |

○ 散 会

○議長（成田光雄議員） ただいまから平成28年第2回三川町議会定例会を開会します。  
(午前 9時30分)

○議長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（成田光雄議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番 佐藤正治議員、  
4番 阿部善矢議員、以上2名を指名します。

○議長（成田光雄議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 過般、議長の要請により、去る6月2日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、平成27年度一般会計補正予算の専決処分の承認1件、条例設定の専決処分の承認2件、平成28年度一般会計並びに特別会計補正予算2件、条例改正1件、事件案件1件、人事案件1件、以上8件があり、この他に諸般報告3件、一般質問6名であります。

本定例会にあたり、副町長並びに総務課長より内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日7日から10日までの4日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後、平成27年度一般会計補正予算の専決処分の承認1件が上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、条例設定の専決処分の承認2件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決を行います。次に、平成28年度一般会計並びに特別会計補正予算2件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。これで本会議は散会となります。

第2日目の8日は、本会議が休会となります。

第3日目の9日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は6名の議員から通告があり、この日は通告順に5名の議員が行い、これで散会となります。

第4日目の最終日10日は、午前9時30分に本会議を開き、はじめに一般質問について1名の議員が行います。その後、条例改正1件が上程され、質疑、討論、採決となります。その後、事件案件1件が上程され、質疑、討論、採決となります。次に、人事案件1件が上程され、質疑、採決となります。これで付議事件は、全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いいたしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議長（成田光雄議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月10日までの4日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月10日までの4日間に決定しました。

なお、今定例会には齋藤建設環境整備主幹が同席していることを申し添えます。

○議長(成田光雄議員) 日程第3「諸般報告」を行います。

はじめに、議員派遣の報告であります。これは3月議会定例会において議員派遣を決定したものであり、派遣議員からの報告を求めます。9番 佐藤栄市議員。

○9番(佐藤栄市議員)

#### 町村議会議長・副議長全国研修会の研修報告

##### 1. 目的

地域の自主性及び自立性の高まりが求められている現在、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任は格段に重くなっている。そのような中、町村議会においては、これまで住民に開かれた議会を目指す取り組みを実施するなど、分権時代に対応した活性化方策を積極的に展開してきている。

こうした状況を受け、町村議会が果たす役割の重要性を再確認し、一層の活性化に資することを目的に参加した。

2. 研修日程 平成28年5月30日(月)～5月31日(火)

3. 参加者 成田光雄 議長 佐藤栄市 副議長

4. 研修地 東京都 中野サンプラザホール

5. 研修内容
- ① 講演 「地方議会の役割と改革の行方  
－「住民自治の根幹をなす議会」の作動－
  - ② 講演 「わが町の議会活性化への取り組み」
  - ③ 講演 「議会力を向上させ町長と切磋琢磨する議会へ  
～「学ぶ議会」と「自由討議」が推進力～」
  - ④ 講演 「地域経済の活性化が、日本の元気を取り戻す」
  - ⑤ 講演 「今後の政局・政治の動きを読む！」

以上のとおり研修したので報告いたします。

平成28年6月7日

三川町議会

副議長 佐藤栄市 ㊦

○議長（成田光雄議員） 次に、町当局より「平成27年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書」及び「みかわ振興公社第18期決算状況並びに第19期事業計画」について報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 平成27年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

今回の繰越計算書は、地方自治法施行令第146条の規定によりご報告をいたすものであり、平成28年3月開催の第2回議会定例会において議決をいただきました一般会計の繰越明許費事業予算に係るものであります。

平成28年度に繰越しました事業は、地方自治体情報のセキュリティ強化対策、並びに保育所等の利用者負担軽減に対応する電算処理システムの改修に係る「行政事務システム化推進事業」、年金生活者等の支援のための「臨時福祉給付金給付事業」、農業の担い手の確保・経営強化を支援する「経営体育成支援事業」、及び町道防雪柵設置工事に係る「防雪対策事業」であります。詳細については、それぞれお手元の計算書のとおりでございます。

次に、株式会社「みかわ振興公社」第18期決算状況並びに第19期事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

「いろり火の里施設」につきましては、本町の中核的施設として町内外の多くの皆さまよりご利用とご愛顧をいただき、まずもって感謝を申し上げる次第であります。

第18期にあたります平成27年の決算状況についてであります。厳しい経営環境にある中で、経営の維持と安定確保を図るべく、町と指定管理者である「みかわ振興公社」が緊密に連携しながら、施設設備の改善や経費節減などに努めてきたところであります。当期におきましては、一昨年に開催されました山形デスティネーションキャンペーン終了の反動により、観光客の減少が見込まれたことから、国や県による経済対策である「地域消費喚起・生活支援型交付金」を活用した「プレミアム付商品券」が出羽商工会三川支部において販売されたところであり、当社におきましても昨年末に「ふるさと割宿泊券・観光券」を発行しながら、誘客の取り組みを積極的に展開してきたところであります。

しかしながら、近隣市町への新たな温泉施設のオープンや「田田石風呂天井改修工事」の実施に伴う全館休業による入浴客数の減少、さらには、なの花ホール1階西側レストラン部門の約半年間に及ぶ休業など、厳しい経営環境に直面したことから、売上げ高については大きく減少し、第14期である平成23年以来の当期純損失を計上するに至ったところであります。

具体的には、第18期営業報告書2ページ「部門別の5期売上高推移」に示しておりますが、施設全体の決算といたしましては2億4,775万9,952円で、前期と比較し1,356万円余り、5.2%の減少となった一方で、10ページにありますように、「販売費及び一般管理費」



につきましては、飲食部門の直営化に伴う従業員の増加等により1億8,782万6,948円となり、前期と比較し1,943万円余増の11.5%の大幅な増加となったところであります。

このようなことから、最終的な決算といたしましては、当期の純損失は、9ページの「損益計算書」下段のとおり456万186円の赤字となり、繰越利益剰余金の当期末残高につきましては、11ページに記載のとおり325万6,880円となったところであります。

続きまして、第19期・平成28年の営業方針でございますが、前期の純損失に至った営業結果を踏まえながら十分精査し、維持管理コストの低減を図るとともに利用者ニーズを的確に捉え、営業活動の強化やさらなる接客サービスの向上に努めてまいります。また、昨年より宿泊部門 和食処「なな味」と温泉部門 食事処「いろり火」の飲食部門につきましては、直接営業となったことから、自社営業の範囲に飲食部門が加わったことにより営業領域幅が拡大し、営業力を最大限発揮できる大きなチャンスを得ることとなったところであります。

また、本年4月より東北「道の駅」スタンプラリーの利用者やインターネットによる全国JAF会員の方々などに特典を付与する取り組みを展開するとともに、「会議や研修会後に待たずに宴会や懇親会ができ、さらには宿泊もできるワンストップの施設」として、セット販売等のメリットを強調することなどにより、「いろり火の里施設」の魅力を積極的に情報発信しながら、さらなる利用促進につなげ、集客力の向上を図ってまいります。

今後とも厳しい経営環境は続くものと予想されますが、いろり火の里施設のさらなる賑わいと、町民及び利用者から高い評価を得られる運営を目指し英知を結集してまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜われますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で、諸般報告を終わります。

○議長（成田光雄議員） 日程第4、議第34号「平成27年度三川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第34号「平成27年度三川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、年度末のため、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定により、この3月31日付で専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めます。

その概要を申し上げますと、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,267万9,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を46億8,635万5,000円としたものであります。

まず、歳出について申し上げますと、6款農林水産業費については、土地改良施設等整備事業に係る町債の抑制を図ることとしたことによる財源更正であり、8款土木費については、平成27年度社会資本整備総合交付金に係る道路舗装事業及び橋梁長寿命化対策事業の事業費の変更に伴う財源更正であります。10款教育費につきましては、今後の教育施設の改修に備え、教育施設整備基金積立金の追加補正を行ったものであります。

次に、歳入につきましては、9 款地方交付税、13 款国庫支出金、20 款町債について、所要額を計上いたしましたものであります。

また、第2表地方債補正につきましては、歳入歳出の決算見込みにおいて、起債額等についても精査し、既定の限度額5,970万円を4,580万円に減額補正いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今回、専決処分ということで補正予算も出ましたけれども、本来、専決処分というものは、議会が解散したり議員が総辞職した場合、あるいは定数の半数以下で議会を開くことができない場合、町長権限でやって、議会と同じ権限を発するものであります。そういう重要事項が、今回、年度末とはいえ出てきました。まして補正予算まで。この専決処分に対しての考えを改めて伺いたいと思います。

開くひまがないという場合、何か事件案があった場合、3日前の議会告示ではなく前日告示でもできることになっております。安易に町長権限の「招集するひまがない」に、あまりにも乱用しすぎているのではないかと思われまます。まして今回の場合、年度末も関係なく、例えば基金の積立等もありますので、緊急の道路工事等とかそういうもの、橋の工事等となった場合等は緊急性も分かりますけれども、そういうものまで専決の補正予算にしているということでもありますので、改めて町側の専決処分に対する考えを伺います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 専決処分に関するご質問でございますが、今回提案いたしました補正予算につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、年度末の作業ということで、議会を招集する時間的余裕がなかったということでございます。これにつきましては3月31日付で行ったものでございますが、これまでも本町議会においてもこのような形で補正予算を組ませていただいておりますし、この点についてはご理解いただいているものと理解しているところでございます。

また、質問の中に基金の造成ということも触れられておりましたが、今回の補正予算の専決処分につきましては、社会資本整備総合交付金、土地改良施設等整備事業債、さらに町道整備事業債に係る事業費を精査し、歳入における予算額を適正な額に補正する必要性が生じたところでございますが、そのためには、まず歳入において、財源確保ということで、特別地方交付税について、予算計上額を上回る交付分について予算化する必要性が生じたところでございます。

その結果、歳出におきまして、歳入で申し上げました交付金等に係る事業費を減額したところでございますが、その差額分の活用について検討し、その結果、教育施設等整備基金の積立を行うこととしたところでございます。

ここ数年間の専決処分においては、町債の繰上償還、それから基金の積立を行ってきたところでございますが、今回におきましては、活用できる額、さらに今後の教育施設の整備に備えて教育施設整備基金の積立を行うこととしたところでございます。

このように、教育施設整備基金の積立を行うことによりまして、教育施設整備に係る財源の確保ということを実に進めていくというものであり、財政運営上においても妥当な判断と考えたところでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 財源の確保というようにもありましたけれども、やはり予算議決は本定例会と私は理解しております。あるいは緊急性があつた場合は臨時会も該当いたしますけれども、3月議会を開いて、その後、年度末になつたわけではありますが、毎回は年度末でこういう専決処分がありきというような考へになってしまうのではないかと。議会の議決権はどういうものか、町長が代わつての議決権が専決処分ですので、その乱用とは言ひませんが、多くなれば、町長の議会に代わつての決定の方が進んで、我々議会は後で承認というような形になります。今、6月議会ですので、基金等はやはり6月議会でも間に合つたのではないかと、十分ではないかと思ひますが、その辺の考へを伺ひます。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 先程も申し上げましたとおり、今回専決処分を行うことになつた第一の目的は、社会資本整備総合交付金等の事業費の精査に係る財政的措置でございます。そのためには特別地方交付税の活用をしなければならず、歳入歳出同額にするために、その差額分の活用ということで基金の造成という選択をしたところでございますので、この点についてご理解をいただきたいと思ひますし、それから、議会を開催する時間的余裕がなかつた、一定の要件にあてはまつた場合の専決処分というのは法律においても認められているところでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 今回の専決処分の中で、先程総務課長の方からも説明ありましたが、様々な各事業の精査という中で、年度末というものを含めた判断があつたと理解いたします。今回、基金の造成という1点に絞られたわけですが、差額分の2,000万ということからすれば妥当だつたのではないかと思ひしております。

そこで、教育施設整備基金の内容について、若干質問させていただきます。

3月議会においても、この基金については造成が行われたというふうに記憶してはいますが、28年度当初予算の中で、28年1月1日現在ではこの基金は4,180万ということのようであり、3月議会、それから今回の内容の中で、基金の造成額、基金の積立額の金額、9,000万ほどかと思ひますが、その確認をお願いします。

それから、併せて教育施設整備基金ということでもありますけれども、今後、予定されている長寿命化の事業の中で、当初は教育施設というふうに該当するのは押切小学校、みかわ保育園・幼稚園、あるいはアスレなの花といったところかと思ひますが、28年度事業から地域交流・子育て支援施設というものが浮上してまいりまして、所管も教育委員会ということになりました。今回、9,000万ほどの造成の中で、この子育て支援施設というものが教育施設整備基金の枠の中に入るのか、その辺、どういった判断をなされているのか伺ひたいと思ひます。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 議員の質問にもありましており、27年度末の教育施設整備基金の造成額は9,110万円になるところでございます。

また、想定している事業でございますが、ご質問にありましており、耐震長寿命化計画の中ではみかわ保育園・幼稚園、押切小学校、アスレなの花でございますが、その他に取り組みます地域交流・子育て支援施設、この事業費も想定した造成でございます。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 地域交流・子育て支援施設の内容について、先の全員協議会の中でも、中期計画というものがあまして、その中では31年度に11億5,000万弱といった今の時点での概算の事業規模というものが示されましたけれども、確かその時点では、ふるさと基金を活用するというような話もあったように記憶するんですが、今の答弁ではこの教育基金を活用するといったことで、ふるさと基金あるいは教育資金、両方の利用というものを、活用というものを考えるのか、その辺、確認したいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 27年度末で造成額が9,110万円になるということでお答え申し上げましたが、基金そのものが、この約9,000万で先程申し上げました事業すべてに対応できるというふうには思っておりません。造成できるときに少しずつでも造成して、財源の確保を着実に進めていきたいという考え方のものでございます。

したがって、いざ事業を実施する年度におきましては、ふるさと基金の活用もあり得るものと考えております。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから採決します。

最初に、議第34号「平成27年度三川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第34号「平成27年度三川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第5、議第35号「三川町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第35号「三川町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、年度末に生じた事案であり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、この3月31日付で専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

改正の概要を申し上げますと、特別職の非常勤職員として委嘱している学校薬剤師等の報酬額について、年度当初に遡及して年額を改訂する必要性が生じたこと、さらに、平成28年度当初予算の社会教育総務費に計上した委員報酬との整合性を図る必要性が生じたことから、本条例の一部改正が必要となったところであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） まず、学校薬剤師の関係でございますけれども、町長の説明の中では改訂する必要性が生じたという説明だったわけですが、具体的にどのような理由なのか。3月議会において、特別職の給与に関してはほぼ全面的な改正があったわけですが、この薬剤師に関しては変更なかったということでございます。

それで、この薬剤師に関して比較になるのが学校医、医者ですが、それとの比較ということもあるのか分かりませんが、薬剤師という職務の勤務実態、我々はなかなか分からないわけですが、この勤務実態等も含めて説明してもらいながら、変更の理由について詳しく説明願います。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） ただいま質問がありました学校薬剤師等に係る条例改正の特別職の報酬額の変更でございますが、これに関しましては、平成26年中に、鶴岡地区の薬剤師会の方から薬剤師の報酬について見直しの要請がございました。その理由といたしましては、三川町においては学校薬剤師等を1校あたり4万9,000円として設定をしておりましたが、鶴岡地区におきましては10万2,500円という設定でございました。この10万2,500円の根拠といたしましては、鶴岡地区の医師会が設定しております1日の医師の報酬2万500円の年5日分ということで10万2,500円の設定をしたものでございます。

この設定につきましては、もともと4万9,000円については庄内町等の今の現状を見ますと、たぶんではございますが、推測ではございますが、田川地区での申し合わせにより4万9,000円として設定したものでございましょうが、その後、合併等もあまして、鶴岡地区においては10万2,500円で統一されております。

医師会にとっては、薬剤師にとっては同じような業務を行っている中で、この報酬の違いについて問いただされまして、町も財政の方とも協議をいたしましたが、基本的には鶴岡地区の現状にならうべきであろうということで私ども判断をいたしまして、平成27年度の前

算要求において10万2,500円で予算計上をし、議決をいただき執行していたところですが、3月議会において特別職の報酬の条例改正の提案がありまして、その中で、実はこの後出てくるかと思いますが、社会教育委員の報酬の委員の職名について、本来条例改正をすべきところを、事務の怠りがあり、それを行わなかったことの善後策として、議会閉会后にどのようにすればいいのかという精査の中で、実はこの額の違いが改めて出たものでございます。

それを、ではどのようにすればいいかという話になったときに、27年度の当初予算にすでに計上しておりました。半期ごとの支払いをしなければなりませんので、27年7月1日に遡及をするためには、3月31日までの間に条例改正を行わなければ根拠のない支払いになるということが分かりましたので、大変申しわけないとは思いつつ、今回、条例改正の報酬額を10万2,500円、当初予算の計上額に条例を改正する提案をさせていただいたところでございます。

薬剤師の業務実態ということでございますけれども、先程申し上げましたとおり、年5日を想定しているわけですが、基本的には、薬剤師の仕事として、学校における環境の調査がございまして、例えば教室での空気の検査、CO2濃度等の検査です。それから学校照明、照明の明るさの検査、さらには薬品の点検もございまして、年1回ではございますが、学校保健委員会が開催され、それにも出席をしております。また、町全体では、町教育研究所が主催する教育フォーラム、あるいは所員研究集会の出席の要請、さらには、電話での薬剤を扱う際の留意点についての相談をさせていただいているところでございます。

そういった意味では、その年によって調査の回数あるいは出席回数が異なる年度もございますけれども、基本的には年5日というような標準的なもので設定をして、10万2,500円の額を設定するものでございます。

今回の条例改正に伴いましては、遡及をさせていただいたということで、3月31日の専決処分をさせていただいたものでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから、議第35号「三川町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第35号「三川町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第6、議第36号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第36号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「地方税法等の一部を改正する等の法律」及び「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令」が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、本町の税条例等の改正が必要となったところでありますが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、この3月31日付で専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会の承認を求めらるるものであります。

その主な改正内容といたしましては、三川町税条例において、固定資産税の非課税の適用を受けようとする者等の申告の対象を、地方税法に合わせ改正するとともに、固定資産税の軽減率に関わる地方税法の附則の号等の繰り下げに伴い関係条文を整備するものであります。さらに、平成27年条例第19号の改正条例につきましては、地方税法施行規則等の改正に伴い、町たばこ税に関する経過措置の改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 固定資産税の経過措置ということで条例なんですが、私もなかなかこの中で読みとることができないんですが、固定資産税がどのように変わるのかということをつかみたいということと、不服申立てが審査請求に改めることでどんなふうになるのかということと、それから、独立行政法人労働者健康安全機構というのがありますよね。その中で、労働者健康福祉機構が安全機構に「安全」に変わることについて、この変化というのはどのような変わり方になるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 3点ございましたけれども、まず、固定資産税の非課税の規定にかかわる部分ですが、地方税法におきまして、独立行政法人労働者健康福祉機構を非課税とする部分の条文がこれまで地方税法第348条第2項第12号に規定されておったところですが、それがこのたびの改正によりまして第16号に移ったところなんです。そういった関係から、この三川町税条例第46条の改正がなっているところでございます。

また、同じように第49条で、改正前は第12号としておったところが、この改正を受けまして、第12号または16号というふうな条文の改正となっております。

続きまして、行政不服申立てを審査請求に改める部分でございますけれども、こちらにつきましては行政不服審査法が改正・施行されまして、この不服申立ての手續において、異議申立てを審査請求に一元化されたところでございます。そういったことから、これまで不服申立てという表現を審査請求に改めたものでございます。

三つ目でございますけれども、独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康安全機構に改められましたのは、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律が改正されたことによりまして、この組織そのものが、それまで独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働安全衛生総合研究所を統合し、また、日本バイオアッセイ研究センターの事業を追加して改組されたものでございます。こちらの方につきましては、法律の改正による組織改組となっております。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 組織改正で名前が変わったとかいうことなんですが、今までの答弁を聞いた中で、もう一度なんですが、固定資産税に対して非課税の方がどういうふうになったのか、それを知りたいのですが。お願いします。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 対象としては何も変わらないんですけども、組織の名称が変わったので、合わせた形で町の条例も改正という形でございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから、議第36号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第36号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） お諮りいたします。日程第7及び日程第8、以上2件を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第7及び日程第8、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第7、議第37号「平成28年度三川町一般会計補正予算（第1号）」、日程第8、議第38号「平成28年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第37号「平成28年度三川町一般会計補正予算（第1号）」、並びに議第38号「平成28年度三川町国民健康保険特別会計



補正予算（第1号）」について、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をいたすものであります。

はじめに、議第37号「平成28年度三川町一般会計補正予算(第1号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,604万3,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を44億5,604万3,000円といたすものであります。

まず歳出について、その主なものを申し上げますと、2款総務費につきましては、一般管理費における役場庁舎の修繕に係る工事請負費等、企画費における一般コミュニティ助成事業費補助金、電子計算費における電算処理業務委託料等の追加補正であります。

6款農林水産業費については、農業振興費における産地パワーアップ事業費補助金、農政対策費における多面的機能支払交付金、8款土木費については、道路維持費における道路施設補修工事請負費等、公園費における工事請負費、9款消防費については、防災費におけるコミュニティ助成事業費補助金、10款教育費については、公民館費における町内会公民館等整備費補助金を追加補正するものであります。

次に歳入であります。歳出の補正費目に伴い14款県支出金、18款繰越金、及び19款諸収入にそれぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

また、第2表債務負担行為補正については、三川町土地開発公社に対する債務保証、並びにTPP対策関連競争力強化利子助成補助金に係る期間、及び限度額を設定するものであります。

続きまして、議第38号「平成28年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1款総務費については、平成30年度に施行される新国保制度への移行準備として、国保事業費納付金等に係る電算システムの改修を行うものであり、その改修に係る業務委託料を追加補正するものであります。

次に歳入であります。歳出の補正費目に伴い3款国庫支出金に所要額を計上いたしましたものであります。これにより、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、補正後の予算総額を7億9,303万2,000円といたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員）これから質疑を行います。

6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員）一般会計の補正予算であります。

まず、5ページにあります総務費の企画費に一般コミュニティ助成事業費補助金というのがあるんですけれども、その次のページにも、6ページ、9款の防災費というところで、そこにも、一般というのがつかないんですけれどもコミュニティ助成事業費補助金ということがあるんですが、この二つの違いが何か教えてください。

それから5ページ、6款農林水産業費で、産地パワーアップ事業ということで補助金が4,500万あるようですけれども、この具体的な中身を教えてください。

それからもう二つ。6ページの教育費でありますけれども、中学校管理費ということで検査手数料、こういう検査、特別に出たということみたいですが、何の検査なのか。当初の予算では組めなかったのかということをお教えください。

それから最後に、7ページの町内会公民館等整備事業ということで、どこの町内会の公民館整備の補助金を出すのか教えてください。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） コミュニティ助成の関係の質問でございます。

最初に、5ページの企画費の方にあります一般コミュニティ助成事業費補助金等の関係でございますけれども、こちらの方は今年の4月7日に交付決定されたものでございますが、自治宝くじ、そういったものを活用しながら、宝くじの社会貢献という中で、今回は横内町内会への遊具の整備ということで、コミュニティ助成ということで、250万ということになるものでございます。

もう一つの、6ページの方の防災費という部分については、コミュニティ助成の中でも防災のコミュニティ助成ということで、防災関係の備品というようなことで対象になっているようです。詳しくは総務の方で防災の部分、関係しておりますけれども、防災コミュニティ助成ということで、いろいろな防災活動への備品ということで聞いているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問の産地パワーアップ事業の内容でございます。

T P Pの大筋合意を受けまして、国から示された支援事業の一つになってございます。農業の国際競争力の強化を図る必要があるということで、それに向けた農業者の経営力強化に対して支援するというものでございます。

本町では五つの形態、個人が3名、それから組織が2名ということですが、田植え機、トラクター、コンバイン、それから押切ライスセンターの改修と、具体的には籾すり機の導入ということですが、こういった内容での申請が内容になってございます。補助率は1/2になります。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 2点の質問がございました。

6ページ目の学校管理費、中学校管理費でございますけれども、これにつきましては、中学校の校舎の熱源につきましては都市ガスを利用してございまして、その都市ガスについては、庄内中部ガスから点検業務等を行っていただいております。

今回、その中部ガスが点検業務を行っているものについて監督官庁から検査を受けた中で、三川中学校のガスガバナについて、緊急ガス遮断装置については法令に基づいて年数ごとの点検が必要であるというような指摘があったということをお知らせいたしました。この緊急ガス遮断装置を検査分解するためには、夏休み中しか点検できませんので、この6月に補正上程させていただいたものでございます。

2点目の公民館の整備につきましては、2月、3月の町内会の総会において、公民館施設

の改善整備を町内会の話し合いの中で決めたということで、4月以降に申し出がございました。その町内会については、横山下町内会の公民館、これは1階の床の修繕と畳替え。もう一つが押切下町内会で、屋根と外壁の改修だということでございます。これについては、総会で今年度の予算を計上して早期に改修を行いたいということでございましたので、今回、補正として上程させていただいたものでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 防災費にかかわりますコミュニティ助成事業費補助金でございますが、このほど、天神堂の自主防災会が採択になりまして、例えばインバータ式ガス発電機、折りたたみのリヤカー等々、9項目にわたる備品の整備に努めるということで採択になりまして、補助するものでございます。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前10時30分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午前10時50分)

6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） ただいまの説明、よく分かりました。

それで、産地パワーアップ事業でありますけれども、先程の説明で、田植え機、籾すり機ということで、米の機械化でコストダウンを図り、国際競争力をつけるという意味では大変いいのでありますけれども、補助金なのでいろいろな条件があろうかと思いますが、前も言っているんですけれども、販売力に対する市場調査とか、売るための補助金というふうなところでの申請とかはなかったのか、そういうのは今回の補助にはなっていないのか、答弁願います。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問があった、販売について目的にした直接の事業はございません。申請はございません。ただ、この事業自体が、目標を掲げて、その要件として、担い手が農業経営をするうえでのコスト低減10%以上というのと、もう一つ大きなのが、品質向上や高付加価値化等によって販売額を10%以上上げるというような要件を示されておりますので、これに向けた三川町の申請になろうかと思えます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） ただいま同僚議員からありました産地パワーアップ事業費補助金に関してですけれども、もう少し伺いたいと思います。

事業目的について、今説明がありました。10%以上のコスト低減、販売額を10%上げると。これは何年後の目標になっているのか。その目標というものが達成されたか、されなにかの検証というものはどうなるのか。されない場合は補助金返還というようなことがあるのか、その辺も伺いたいと思います。

それで、また併せて、この事業に関して、3月議会での上程になりました、あるいは繰越明許になりました担い手確保・経営強化支援事業、これもTPP関連の緊急的な事業だったわけですが、こういったTPP関連も含めた緊急的な補助事業に関して、対象はあくまでも担い手というふうなことでありますし、あるいは短期間での周知徹底というものがど

のようになされているのか、その辺も説明願いたいと。限られた担い手といいますか、そういうものがはっきりしているわけですので、周知の漏れはないとは思いますが、徹底になったのか、その辺はどのように認識されているのか伺いたいと。

また、今回、申し込みしたけれども採択にならなかったといった方々もいるかと思えます。こうした人たちの今後の対応といいますか、この産地パワーアップ事業、あるいは先程申し上げた担い手確保・経営強化支援事業なるものが、今後継続的に毎年行われる、あるいは半年ごとの採択で行われていくようなそんな事業になるのか、その辺も含めて今後の対応について伺いたいと思えます。

それから、ページ数、遡って3ページの第2表の関係です。

債務負担行為の内容ですけれども、まず、三川町土地開発公社に対する債務保証ということで、2億5,000万ほどの保証をするということでもあります。それで、これはいろいろな情報をお聞きしていますし、3万㎡といった土地造成に関して、ここを買い取る企業がもう決まっているというふうな状況であるようでございます。

確認しますけれども、ここを利用する業者との契約関係あるいは覚書の関係はどうなっているのか伺いたいと思えます。

それで、平成28年度から償還期間満了までというふうなことで書いてありますけれども、当然、造成が終わって売買になれば即償還になるということでもあります。情報公開できる範囲内で、その期間の満了予定について伺いたいと思えます。

それから、次のT P P対策関連競争力強化利子助成補助金、おそらく、国からのT P Pに関する対策ということで融資事業が行われるのではないかと。そういったことに対しての各自治体での利子助成というものが求められたというふうに思います。そういった内容で、解釈でよろしいのか伺いたいと。この競争力強化事業の事業主体はどこなのか。町の立場としては、利子助成をするということはこの事業を進める立場であるのか。あるいはその事業の内容について、このT P P対策関連競争力の強化事業について、どういったところが明らかになっているのか、その辺をまず伺いたいと思えます。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） まず1点目の産地パワーアップ事業、こちらの方の目標に対する年限があるかということですが、示されてはおりません。ただ、多くの国庫補助事業に見られるように、達成状況の報告等を見れば5年ぐらいが年限かと思われま。

なお、その年限において達成されなかった場合に補助金返還等のことがあるかということですが、実際のいろんな事業を見れば、達成・未達成というのは、社会情勢の変化で未達成という事例が多くあります。ただ、その目標に向かって当事者が誠心誠意向かっている状況があれば、補助金返還という事態はあまり聞いたことがございませぬし、ないかと思えます。特別な事情で事業取りやめですとかそういったことがあれば、当然、補助金返還という部分は出てまいります。

それから、こういった事業、確かに、国から県を通して私どもに届く際には提出期限が1週間しかないというのがございませぬ。ですので、それを受けてからすぐに農業者の方

に周知するというのは、周知したにしても、それから農業者の方が申請なり要望を出す時間がまったくないという状況がかなりございます。かなり窮しておりますが、ただ、それにしてもそういった条件ですので、情報が入り次第、まずは対象者の中心になる認定農業者等については個別に連絡を入れます。それから、生産組合長に対してこういった事業があるということで通します。各生産組合長が皆さんのところに届けるという部分も時間的な問題で難しいとは思いますが、できる限られた状況の中ではそういった周知方法をとっております。すべての皆さんにお届けしたいという部分については、若干足りない部分があるかとは思っています。

それから、27年度事業として位置付けになって、28年度への繰越明許になった担い手確保・経営強化支援事業でございます。こちらの方も喫緊的に示された事業で、町の農業者の要望をできる限り取り入れようとして申請しているところでございますが、こういったものについても、かなり前のご答弁でもお話したとおり、ハードルが高くて、多くの要望に対して1件、2件、3件と、数件の採択になるというようなほど難しい状況がございます。

ただ、そういった機会についてはできる限り申請していこうという考え方でございますし、一方で、不採択になった方についても、またこういった同様の事業等が出てくる可能性がかなりありますので、そういったところに再度申請を上げていくというような考え方で取り組んでおります。以上です。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 土地開発公社の関係で、債務負担の関係でございます。

この部分につきましては、昨年11月に町内の企業の方から新たに工場を設置したいというような申し出があり、土地開発公社の方に町長の方から、新たな造成ということで用地の取得を、土地開発公社の方で造成ということで計画をしているところでございます。

面積的には約9,000坪ということで、約3万を超える面積が欲しいということで、オーダーメイドで企業の方からの申し出を受け、土地開発公社で工場用地としての分譲を行うということで計画しているところでございます。

契約については、文書での、社長のお名前での用地取得の依頼は受けておりますけれども、例えば覚書、契約等については、まだ面積の方も確定しておりませんので、この4月以降、土地開発公社の中で新たな用地取得に向けた造成工事の設計、用地測量等を発注し、先頃、土地の地質調査の業務も発注いたしましたところであります。秋頃には測量設計、造成工事を終えて、用地取得を行って、地権者の方、関係者の方からも了解をいただいております。5月中には地元の青山町内会の方にも説明に入っておりますので、あくまでも予定でありますけれども、来年の3月頃までに造成を完了して売買契約を交わしたいということで、契約としましては、短期の借入れ、その期間の工事、それから用地測量、造成関係の経費として2億5,000万の経費が必要ということで、短期の借入れを予定しているところでございます。できれば来年の3月までに分譲というような形で短期の借入れを終えたいということで計画をしているところでございます。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 二つ目のT P P対策関連競争力強化利子助成事業についてご説明いたします。

内容については、議員ご指摘のとおり、お見込みのとおり、生産効率の向上ですとかコスト低減、そういったところに意欲的に取り組む農業者に対して、国と県、それから町が融資機関と協調して、資金面から、金融面から支援するという内容になってございます。対象者は、T P Pの関連対策補助事業の国庫補助事業残融資等を借り入れする場合、つまり先程の産地パワーアップ事業等、こういったものの補助残の部分を融資を受ける際が対象になります。

もう一つがスーパーL資金等のT P P対策で、特別な枠を設定しているようです。この枠を借り入れする場合、それから、先程もありましたが、売上が10%以上、コストが10%以上、そういった目標を掲げて融資を求めた方についても対象になるということのようでございます。10年間無利子になります。最初の5年間については国が利子分を全額助成します。その次の6年から10年までの5年間が県と町で利子分を助成するという形で、結果、10年間の無利子というような内容でございます。

助成の金融枠内が23億ということで、これは国全体ですので、かなり枠としては大きくはないという状況ですので、今現在もある、農業委員会で窓口になっていますが、スーパーL資金の特別枠も予算がなくなると申請を受け付けできないという状況もございまして、そういった見えないところでの制約もございまして。以上です。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 先の産地パワーアップ事業、冒頭の質問のこの部分ですけれども、周知徹底が非常に難しい状況の中で事業を進めるということが現状としてあるようです。

さらに私は、問題なのは、こういったT P P関連の事業というものも含めて、国の農業政策そのものが非常に行きあたりばったりといたしますか、長いスパンでの計画性というものが見えてこないという部分だと思います。それを農業者が一番困惑しているといいますか、困っている現状があるのではないかと。

確かに、国から出てくるこういった事業を町でも進めるというのは基本的にやるべきことだと思いますけれども、そういった中で、今後の計画性というものをどのように堅持しながら、あるいは進めながら全体の農業振興に繋げていくのかというものを、一つ、町の柱というものも必要ではないかと私は思います。その点、どうお考えか伺います。

それから、債務負担行為の中でもう一回確認ですけれども、土地開発公社の件について、業者からの用地取得の依頼の文書はありますということですが、先程答弁の中で、4月以降にある程度面積確定した中での覚書というものを考えていますというふうな答弁だったと思いますが、それでいいのか。その覚書等の契約について、さらに詳しく説明願います。以上です。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 町の農業振興を進めるうえで、国県補助事業を活用するという点については、財源的に見ても重要な選択肢になっております。これはこれまでもそ

うですし、これからもそうかと思えます。

ただ、言われるとおり、それぞれが、その事業を作っている県なり国がそれぞれの目的を持って作っておりますので、それが町の農業振興の目的に合致するかということではそれぞれ違いが出てきます。私どもは、たぶん国の政策については活用するという視点で精査し、選択するわけでございまして、町は米を中心にした農業、その経営が安定的に維持されていくという方向性の中で独自の施策も展開しますし、繰り返しになりますが、国・県については精査・選択しながら有用なものを取り入れていくという姿勢でございます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） みかわ産業団地の第二期の造成の関係でございますけれども、町内企業からの申し入れ、土地の取得については昨年11月に申し入れがありまして、それを受けて、土地開発公社に対する町長からの用地造成の件について、3月23日付で委託を受けたところでございます。その委託を受け、3月25日の土地開発公社の理事会で新年度の予算を議決いただきまして、この4月から、造成に向けた用地測量、造成設計、あと各種の開発行為の業務委託を発注し、先頃、土質調査、地質調査を含めて発注したところでございます。

秋には造成工事を発注して、まだ面積も確定しておりませんので、今後、用地測量等、面積の方を実査して面積が確定後、造成工事を終えて、実質跡地の確定測量を行って、契約の部分はいつの時点というのはまだ、相手企業様の考え方もございますので、覚書、それから協定等、そういった部分については今後詰めていきたいと思っておりますけれども、現時点では、遅くとも来年の3月までには造成工事を終えて売買契約を行うと。事前に覚書の方を交わすか、そういった部分については、企業と今後詰めながら進めていきたいと考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 先程から質問が出ております農林水産費のパワーアップ事業でございますけれども、これ、私の解釈が間違いなければ、27年度から28年度まで田んぼを増やした人がという条件が入っていたのではないかと、そういう事業ではなかったかと思いますが、もし違えば訂正いたしますけれども。

そして今回、4,500万のうち、おそらく東部ライスセンターのものが大きいかと思えますが、東部の修繕を考えた場合、探した事業なのか。それとも、先程言ったように27年度から28年度、耕作面積が増えた人となれば、すでに田植え機は時期が終わっているわけですので、逆に28年から29年度に増やす人が該当になるべきものであって、秋の収穫機械は28年も該当しますけれども。だから、28年から29年までの計画も出せるような人も、本来は来年の種まき機、田植え機を考えれば、該当になるべき事業ではなかったかと。この間、来てすぐ増えた人が、すでに28年度は増えた分で機械対応しているわけですので、種まき機、田植え機等は購入して後にこういう補助事業がありますよとは、農家の人が先行投資の時点で不利益を被っているのではないかと。予定計画ある人も該当というような募集のかけ方ができなかったのか、伺います。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 産地パワーアップ事業の要件の一つに、面積を27年から10%以上増やしている方が対象ではないかということでございますが、再度、時間をいただきまして確認をさせていただきます。私の理解の中では、今ご質問あったとおり、これから増やすという計画を持っている方も対象かと思っております。なお確認させていただきます。

それから、東部ライスセンターの件でございますが、これはライスセンターが当初から経年等の関係で改修等を行いたいということを要望としてつかんでおりましたので、そのことに合う事業としてこの事業を選んだところでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） まず、今、同僚議員からも質問されておりますが、この産地パワーアップ事業、まず頭には「産地」がついているわけなので、今お話を聞きますと、3名の個人、組織的に二つ、それから東部ライスセンターというふうな説明でしたが、この補助金の流れとして、三川町の、米の産地として、農業町としての農業再生協議会がすでにあるわけですね。私はこの計画というものは、地域のそうした農業再生協議会とうまくリンクをして、この補助金がうまく流れてくるというふうな認識を持っていました。今までの説明ですと、再生協議会で、この産地パワーアップ事業に対する計画そのものは何ら一つ立てないということで理解してよろしいのかどうか。

それから、中心的な担い手になる農業者というものの規模的なもの、それから経営形態的なもの、その制限は設けないというふうに私は聞いておったのですが、やはりどうしても大規模農家を中心になっているのかなというふうに思います。そうですと、やはり産地パワーには繋がらないというふうに私は思いますが、その辺の、いわゆる国から来る補助金の流れ、それから県の受けとめ方は、指導は各市町村にどのようにされているのか、この辺、もう少し説明を求めたいと思います。

それから債務負担行為につきましては、やはりこれはまた次年度からの予算に計上しなければいけない、必ず後から予算がないとは言えない大事なことでありまして、これには当然ながら慎重を要していく必要があるのかなと私も思っております。

今までの説明ですと、ある一定の確実性、安定性、信用性においては大体理解できますが、やはり、殊、この債務保証に至るということについては相当の確約がなくてはならないというふうに私は思いますが、もう一度その辺のお話を伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今回示されている産地パワーアップ事業、この事業について、これまで町の稲作経営、農業中心になっているのが、ご指摘のとおり、三川町農業再生協議会でございます。この協議会の中で生産調整等、大きなところを決定しながら、振興についても各種施策を実施しているところですが、この産地パワーアップ事業についても、実は三川町の農業再生協議会の方で産地パワーアップ計画を策定するというのが前提になってございます。申請者から上がってきたものについて、協議会の方で別途、産地パワーアップ計画を策定するというので、中心的な役割を担うということになります。ただ、お金の流



れとしては、国から県、県から町という形で、再生協議会を通さずにお金は流れるということで、二本立てになってございます。

それから、先程も申し上げましたが、産地パワーアップという言葉からすれば、当然、目的にも輸出等の具体的なものも出していますし、それから、農業という部分について、水田だけでなく畑作物、野菜、園芸、すべての畜産も含めてイノベーションを促進するというような文言を入れております。つまり、革新的なものであり、新しいものを導入するというのが一番大きな目的に据えられております。

ただ、それを受けて、では、そのために三川町の農業者が革新的な取り組みに向かうということが現実的にどうかということも踏まえ、私どもはこの事業を活用して、今現在農業として稲作農業を進めるうえで、田植え機、コンバイン、その他必要であるということから、現実的な目線でこの産地パワーアップ事業を活用しようということに捉えております。

今言った部分については、県については投げかけておりません。産地パワーアップ事業にこういった要件でこういった目的があるよといったことに対して、三川町としてはこういった別目的を持って導入したいんだということは直接言えませんので、言っておりません。淡淡と事務的に申請を出していくと。特に県からの指導はございません。

○議 長（成田光雄議員） 工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 三川町土地開発公社に対する債務保証に対する基本的な考え方ということでございますけれども、先程企画調整課長が答弁申し上げているとおり、昨年度に町内の誘致企業から町長に対して取得造成事業の文書での依頼があったということで、業務の拡張用地について依頼があったということでございます。

その経過の中でいろいろやりとりはございました。直接の開発とかそういう部分もございましたし、いろんな助言をしたところですけども、やはりその中で、土地開発公社の開発の有利性、そういう部分が非常にあるということで、もちろん農村工業導入法に指定されているエリアでございますので、優遇措置等も企業にはあるわけでございますけれども、まずは事務の進め方、あるいは開発行為の進め方、それから、いろいろ関係機関との調整等も土地開発公社で行う方が非常に円滑に進むであろうというようなことの判断のもとに、雇用の場の確保、あるいは税収の増という大きな見地から、町から依頼を受けて土地開発公社で議決をいただき、新年度の事業計画に盛り込んだということでございます。

第一期事業において若干の余剰金はございます。それを含めての2億5,000万という事業費設定ということでございます。確実性、あるいは信頼性等々、ご指摘はあったわけでございますけれども、まずは、長年本町に立地している企業ということで信頼性がおけるということで、先程、覚書等、仮契約等が今後の進め方ではできるかもしれませんが、金額等が確定しないと、どうしても有効性が非常に薄いものになりますので、まずは造成工事、取得造成費、それから手数料等を上乘せした形で事業費等の単価を示し、そして確実なところで仮契約、あるいは一定額の分譲費等も支払い等もいただけるのではないかというふうには思っているところでございます。

そのようなことから、第一期の債務保証においても、だいぶ時間がかかりましたけれども、

昨年度ようやく債務保証が消えたということでございますので、今回は短期で債務保証がなくなるように円滑な事業執行をしてみたいと思いますし、土地開発公社の議会選出の理事の方もおりますので、責任を持って事務執行をしてみたいと思いますので、ご理解のほど、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 債務保証の件で、今、土地開発公社の説明をいただきました。十分理解いたしました。

もう一つのT P P対策関連の利子助成の関係なんですけれども、先程、国の方ですとスーパーL資金に関して23億でしたかの予算を確保されているという話ですね。確か23億円ですね、融資枠。それは、スーパーL資金は当然のごとく認定農業者等々が利用できる資金でございますけれども、そこに届かない農業者、例えば農業近代化資金等々をお借りしている方々のその利子補給も、これは当然含まれるというふうに理解してよろしいのですか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） お見込みのとおり、スーパーL資金と、もう一つが農業近代化資金も、別の仕組みになっていますが、対象の資金になっております。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） これは期間が28年から39年までですが、これはこういうカウントが、10年という形でよろしいのでしょうか。この期間はこれでよろしいのですね。28年から39年まで。これが10年ですか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 対象になる資金を活用されて利子助成が承認する期間というのがございまして、本年度4月1日から29年3月31日までの間に申請があつて承認されたものが対象になります。

先程、L資金を例に申し上げましたが、28年から5年間については国の方で措置すると。それから、6年から10年までは県と町が措置するという形の中で、28年度に申請になって対象になる、そうすると利子助成が町が絡むのが平成34年度からになるので、それから5年間見るとということで39年度までになります。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから採決します。平成28年度一般会計並びに特別会計補正予算2件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

最初に、議第37号「平成28年度三川町一般会計補正予算(第1号)」の件を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議 長 (成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第 37 号「平成 28 年度三川町一般会計補正予算 (第 1 号)」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長 (成田光雄議員) 次に、議第 38 号「平成 28 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議 長 (成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第 38 号「平成 28 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長 (成田光雄議員) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。  
これをもって散会いたします。

(午前 11 時 29 分)

平成28年第2回三川町議会定例会会議録

1. 平成28年6月9日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

番	議員	2番	志田徳久議員	3番	佐藤正治議員
4番	阿部善矢議員	5番	田中晃議員	6番	町野昌弘議員
7番	小林茂吉議員	8番	梅津博議員	9番	佐藤栄市議員
10番	成田光雄議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
齋藤茂義 環境整備主幹	本間明 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	高橋朋子 書記	吉田直樹 書記
------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 2 日          6月9日(木)          午前9時30分開議

    日程第 1          一般質問          5名

○ 散 会

○議長（成田光雄議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（成田光雄議員） 6月7日の補正予算質疑の中で、志田議員の質問に対して答弁誤りがありましたので、産業振興課長より訂正する旨の申し入れがありました。それを許可します。

齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 6月7日の一般会計補正予算の審議におきまして、2番志田徳久議員よりご質問がありました産地パワーアップ事業における対象農業者の要件について、再度確認し、ご報告する旨答弁いたしましたので、確認内容を報告いたします。

私の答弁では、対象農業者の要件として、「平成28年中に作付面積が増加する人も事業の対象になると思うが、なお確認いたします」といたしました。確認の結果、県の事業指針では、「事業実施年において、前年より対象品目の栽培面積が増加し」と示されており、年内に対象作目の作付面積を増加する農業者が対象となっております。ご答弁申し上げたとおり、事業指針上は事業の対象者となります。

しかしながら、議員のご指摘のとおり、水稻を対象作目にするわけですので、そうした場合、この産地パワーアップ事業が国から県を通して町の方に示されたのが4月の下旬でございます。したがって、その時点では平成28年度産の水稻作付計画はすでに固まっておりますので、事実上、稲作については作付面積の増加をさせることはかなわないという状況になっております。

したがって、事業要綱のうえでは対象となりますが、現実には、水稻は年内に作付面積を拡大する予定では対象になりませんので、外れることとなります。

ただ、以上のことを踏まえ、前年の秋から平成28年の3月までに、例えば受委託契約を結んで対象面積を増やした方、こういった方については、本事業の要件を満たす可能性がございます。実際、本町申請の3名の農業者が対象農業者となっております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は、6名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は日程の都合上5名の議員より一般質問を行い、残り1名の議員については第4日目に行うことといたします。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条の規定により、答弁時間も含めて質問者一人につき1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔におのおのその要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、9番 佐藤栄市議員、登壇願います。9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員）

1. ふるさと応援寄附金に ついて	1. 今年の申し込み状況と活用方法の考え方を伺います。
----------------------	-----------------------------

2. 農業政策について	1. 生産支援から販売まで対応の考え方でいろいろな取り組みがなされているようですが、今までの取り組みと今後の対応について伺います。
3. 介護予防について	1. 介護予防の今後の進め方について伺います。
4. 教育行政について	1. 各学校に電子黒板が導入されました。その利用状況と効果と課題をどうとらえているのか伺います。 タブレットの導入の基本的な考え方と効果をどうとらえているのか伺います。

平成28年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

最初に、ふるさと応援寄附金について伺います。

平成28年度に入り2ヵ月が過ぎました。ふるさと応援寄附金の申し込み状況と活用方法の考え方を伺います。

次に、農業政策についてですが、以前の生産支援から販売まで対応する方針により、がんばる農家支援の対応だけでなく、いろいろな取り組みがなされているようですが、今までの取り組みと今後の対応について伺います。

次に、介護予防についてですが、現状の介護予防課題と今後の進め方について伺います。

最後に、教育行政について伺います。

各学校に電子黒板が導入されて数年が経ちます。その利用状況と効果と課題をどのように捉えているのか。また、今年度導入のタブレットの基本的な考え方と効果をどのように捉えているのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐藤栄市議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項の4点目につきましては、教育委員会よりご答弁いたします。

初めに、ふるさと応援寄附金についてのご質問であります。昨年度は5億円を超える寄附が全国から寄せられ、また、マスコミにも本町がたびたび取り上げられ、大きな話題となったところであり、改めてご寄附をいただいた方々に御礼を申し上げる次第であります。

寄附金の申し込み状況についてであります。申込件数・寄附金額ともに、昨年来の増加傾向を維持しており、4月と5月は件数・金額ともに前年同月比で2倍ほどの状況となっております。今後においても委託事業者等との連携を密にし、情報発信等に努めてまいりたいと考えております。

また、寄附金の活用方法とのご質問であります。これまでもご答弁申し上げてまいりましたように、本町では、ふるさと基金に積み立て、貴重な財源として管理するとともに、翌年度以降の総合計画事業にその財源として明示しながら、後年度において、子育て、教育、

産業振興、地域コミュニティの活性化等まちづくりにつながる事業に、特に新規事業等の財源として計画的に活用しているところであります。

次に、農業政策についてであります。ご質問にありましたように、現在、取り組んでいる農業振興につきましては、「生産振興」にとどまらず、「特産開発」や「販路開拓」といった二つの視点を加え、生産から販売に係る6次産業化に繋がる取り組みについても支援しているところであります。

また、本年度より、ふるさと応援寄附金の業務を産業振興課に所管替えし、産業振興の中で連動した取り組みとしたところであり、今後につきましても、町内の農業者や商工観光の事業者の方々との連携を深め、生産拡大や商品開発、そして販路拡大につなげ、農業、商工観光の活性化、そして地域活性化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、介護予防に関するご質問にお答えいたします。

ご質問の「介護予防」については、ご承知のとおり、要介護状態の発生をできる限り防ぐ、あるいは遅らせ、そして、要介護状態になった場合でも、その悪化を可能な限り防いで、高齢者の自立支援を目指しているものであり、第3期介護保険事業計画に位置付けられたところであります。

本町におきましても、「介護予防事業」として、専門のスタッフによる筋力トレーニングや思考力の低下を抑制するためのトレーニングの機会などを、社会福祉センター並びに通所介護施設において実施しているところであります。

今後は、さらなる介護予防事業の充実に向け、地域の支え合いに関する体制づくりについて調整を図るなど、新たな実施体制の構築に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 佐藤栄市議員にご答弁申し上げます。

学校における電子黒板とタブレットの導入に関する2点のご質問であります。それぞれ関連がありますので一括でご答弁申し上げます。

電子黒板につきましては、平成24年度から各学校へ計画的に2台ずつの配置を行い、より良い授業や学級運営を実現するための手段の一つとしてICT機器の導入を図っております。

平成26年2月に開催した三川町教育フォーラムにおいては、授業に活用している東郷小学校が「電子黒板の活用による児童の学習への関わりを深める取組み」というテーマで発表を行い、学校現場における活用方法の情報共有や課題の解決に努めておりますが、ICT機器活用のために教師が補助教材を手づくりしなければならないことが、活用の大きな課題となっております。

こうしたことから、教科書の補助教材として発売され、普及し始めている電子教科書、いわゆるデジタル教科書をモデル的に本年度から導入することとし、小学校では1学年1教科の選択、中学校では1学年4教科について導入し、その効果を検証していくこととしており



ます。

また、タブレット型端末は携帯することができるため、教育・学習の場を教室に限定する必要がなく、柔軟な発想による新しい学びの創造や、子どもの探求心・学習意欲を高める効果が期待されております。

このような中、本町においては、横山小学校のパソコン教室等に備える機材の更新を本年度行う予定であるため、学校現場とタブレット型端末の導入について協議しているところがあります。

いずれにせよ、ICT機器は子どもたちの学びの場を広げ、学習効果を高めるための重要なツールではありますが、ICT機器を使うことが目的ではなく、より良い授業・学習を実現するための手段の一つであるという認識を持ち、今後も補助教材や教育機器の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 最初に、ふるさと応援寄附金について伺います。

今年も順調な推移で寄附をしてきている人が増えているというお話でした。基金に一回積んでいろんな新しい事業に活用するというので、私がすぐ頭に浮かぶのは、瑞穂の郷の事業だろうなど。これに関しては、町の産業発展のために使うと。将来の三川の風景や薫りを守る事業に繋がっているのかなという評価をしています。

あとは、第二子の30万、それにも使われるというふうに見ています。それも今のところ順調なのでしばらくは大丈夫だと思いますけれども、寄附金という性格上、後々まではどうなのかなというふうな心配もありますが、でも、順調に第二子への出産祝金の増額によって町が人口を増やして、町が発展していくための基礎づくりとなるものだろうなど。そういう意味では、いい使い方をされているなというふうに感じております。

この他にどのような形で今考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ふるさと応援寄附金の活用方法についての基本的な考え方でございますが、本町においては、このふるさと基金に一旦積み立て、後年度において様々な事業に活用していくという考え方の中で、一つ基本的なところで示しておりますのが、先程の町長の答弁にもありましたとおり、子育て、教育、産業振興等まちづくりに繋がる事業、特に新規事業について計画的に活用してまいりたいという考え方をとっているところでございます。

言い方を変えますと、経常経費、さらに永続的な事業へのふるさと基金の活用は妥当でないという考え方を持っておりまして、そのような対応をしているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 具体的なこれからのお話は聞けませんでしたけれども、このふるさと応援寄附金に関して、少し見方を変えてみたときに、27年前のバブル時代に行われましたふるさと創生1億円事業を思い出しました。改めて調べてみますと、人口や面積の大小に

かかわらず、交付金をもらっている自治体には1億円交付されるという事業で、使い道はそれぞれの自治体のアイデアに任せるという形で行われた事業です。

使い道をその自治体のアイデアに任せるということでは、ふるさと応援寄附金も同じ感覚で考えてみてもいいのかなというふうな考えになったので調べてみたんですけども、その当時は基金として積み立てていた自治体も多いようでしたし、公園や図書館、資料館を作ったところも多くありました。そのまま預金したところは、15年間で6,000万円の利子を得た村があるそうです。金塊をレンタルした町や、金のこけしや鯉を作った町もありましたが、今は売って、それでも1億以上のお金になっているようです。また、ニューヨークと同じ緯度にあるということで、日本一の自由の女神を建てた町もありました。五尺の和太鼓を作った町もありましたし、タワーを建てた市もありました。調べている中で、山形県では、自治体としては初めての風力発電に使った町として旧立川町が載っていました。

いろいろありましたけれども、気になったのは、ばらまきだと批判していた福島県の葛尾村が、原発の2号機爆発の日の午前中に、1億円事業で整備したIP告知放送で町長の避難決断を一斉通報し、残っている町民が全員、大量の放射能を浴びることなく避難できたということもあったそうです。それに関しては、将来に繋がったいい使い方を結果的にはしたのかなというふうな見方もできるのかなと。

それから、大分県の一村一品運動、結構有名ですけども、これにも使われたということでした。議会としてもその話を聞いていましたので、一村一品運動の研修にも行っています。

あと、産業振興のために林業の会社を作った町、過疎対策として100円宅地事業を行い200人の人口増に繋がった村、今でも人気の東京都の小笠原村ではホエールウォッチングと島全体のエコツーリズムをその1億円で始めたということで、将来に繋がる使い道をしていたところも結構あるようです。

三川町に関しては、その頃温泉掘削があったと思っています。田田の大庄屋の建設などに使われたと聞いていますが、一旦基金として積み立て、温泉掘削にも使われたという話もありますが、いずれにしても、今の交流の拠点としての始まりであり、将来に繋がる使い道だったのかなというふうに思っています。

そこで、分かればでいいんですけども、その当時の1億円の使い道について、分かる範囲でお答え願えればと。

○議長（成田光雄議員） 9番議員に申し上げますが、通告外になりますので、質問を変えてください。

9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 後で使用方法を聞きに行きますのでよろしくお願いします。

それでは、その当時、そのときに一緒に行われた各町内会への支援がありました。金額は定かではありませんし、たぶん一律だと思いますが、使い道が自由ですよということのようでした。何十万という額が交付されたと思っていますけれども、その当時、加藤町内会では、今も使っている掲示板を建てました。結構、掲示板に町からの依頼があるポスターを貼ったり村の事業や行事を書いておくと、本当に気にして見てもらって、連絡にいい、今では欠か

せないものとなっています。

その他に、私は生産組合長をやっていたので、生産組合で何か欲しいものはないかというふうな問いかけをされました。その当時、B4の紙で総会資料を作っていたものですから、コピー機が欲しいと。あの頃、B4のコピーができるものだと十何万したんですけれども、それをそのとき買ってもらいました。それからずっと、加沼になってもその機械を使っていましたけれども、壊れて今は更新されています。そういうふうな使い方がその当時されていたと。その当時、そういう事業もやっていたという記憶があります。

そこで、このふるさと応援寄附金、町として将来のことを考えて、大きく使うのもいいかもしれませんが、直接住民への細やかな部分への活用もあっていいのかなど。大切な部分ではないかなというふうにも考えています。そういうことが広く考えて住民福祉にも繋がるのかなという思いもありますけれども、この点に関して考え方を伺います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ふるさと基金の活用方法について、いろいろな事案が示されましたが、総じて言えば、コミュニティの活性化というような視点での町内会への交付というご提案というふうにお聞きしたところでございますが、コミュニティ、町内会の助成事業といたしましては、今現在、本町におきましてもそれぞれメニューを立て、応援しているところでございます。

例えば、自主防災会の支援、様々な町内会に対する支援事業、それから協働提案事業等々、それぞれ分野、目的に沿った補助事業、支援事業等を行っているところでございます。

そういった中において、本町におきましても、各課等において、それぞれの分野においてコミュニティの活性化を図るための事業について、いろいろな形でその創出に努めているところでございますので、総務課といたしましては、各課等から出されたコミュニティを支援する町内会の活性化に結び付くような事業かどうか判断して、その事業内容等を見まして、基金の活用が適切かどうか判断してまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 今総務課長が話した制度、確かにあります。実際に使えない部分というのも正直なところ、あるんですけれども、各町内会の中での問題点として、公民館を大型補修するときの補助は確かにあります。小額の修理に関してはそこそこでやってくださいという考え方だったはずですが。遊具の点検・修理、それから消火栓のホースの格納箱は町で支給してくれますけれども、設置は町内会ですという考え方です。

そのような小さな部分の中で、各町内会ともそんな余裕のある運営にはなっていないようです。そういうところで自由に使えて、この際一気に改善できるものを改善させるというふうなことが、住民全体にかかわる使い方の一つという考え方を考えられると思いますし、ホース格納庫やそういうものだけではなくて、ごみの集積所の修理等も考えているけれども、小額なので自前でやるしかないなという考え方のところもあるようです。

そういう部分に関して、どのような基準が分かりませんが、一気に整備できるような、住民に直接、町内会を通して全体に還元できるような、そういう制度があってもいいん

だろうというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 町内会において自由に使える、また、直接町民にかかわる事業へ充当できる財源の交付という趣旨かと思いますが、繰り返しになりますが、そういった事業につきましては、協働提案事業等々で、企画調整課が所管課になっておりますが、すでに行っているところでございます。例として出されましたごみステーションの設置・修繕等についても、町内会と行政がともに取り組むという形で協働提案事業で採択になっている事例もございますので、このふるさと基金というものは貴重な財源でありますので、いくら自由に使っていいお金ということであっても、その目的が何か、その辺はきちっと押さえた形でないとな事業化はできないというふうに考えておりますので、まず、いろいろな提言、提案が出た場合においては、繰り返しになりますが、基金の活用にあつたのかどうか、その辺は一つひとつ中身を見て見極めていくということが大切なんだろうと思いますし、それが寄附者に対する誠意というものにもなるんだらうと考えております。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 確かに、ごみステーションに関してはそういう町内会もありました。でも、それができない町内会もあるというところもあります。

このお金の使い方、ふるさと納税の基金の使い方、何で町内会が使えるのかと。LEDの話がこの議場の中でも出ました。ある町内会では、一気に変えようと思ったけれども金額が多かったと。うちの方の町内会も2基ほどLEDに変えています。やはりそんな予算は見えていませんので、予備費が少ないものですから、2基、修理、壊れたときに変える、壊れたところを変えるという考え方で今いますけれども、そういうふうな形の中の使い方もあるのではないかと。各町内会の今現在のいろんな、町内会で抱える問題点はそれぞれ違うようです。それを解決する手段の一つとしてもいいのではないかと。LEDも、そのお金でLED化ができるのであれば、一気に全部はできなくても次に繋がるものになるのではないかと。

それで、LEDになれば、簡単な話、電気料が下がりますので負担金も下がるという形で還元になるのかなというふうにも考えていますので、もう一度お願いします。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ご質問は二つの内容があるというふうに捉えたところでございますが、一つは、町内会の活性化のために自由に使えるお金の交付ということで、総論的な基本的な考え方を問う質問だったかと思ひます。

それにつきましては、先程も申し上げましたとおり、いくら自由に使えるお金ということであっても、それは例えばコミュニティの活性化、町内会活動の充実といったところでの目的がしっかり構築されているかということが大切になるんだと思ひます。

ふるさと基金を管理する総務課としましては、事業化された場合、繰り返しになりますが、その事業の内容について、基金の充当が妥当なのかどうか、一つひとつ見極めながら判断していくということが大切なんだろうというふうに思ひております。

また、防犯灯のLED化のお話等、個々の事例も示されたところでございますが、これら

につきましては、LEDにつきましては個別に事業化して各町内会から取り組んでいただいているところでございますが、質問にもありましたとおり、その町内会、町内会の考え方、予算規模等によりまして、それを終了させるまでの時間、かかる時間、長いところ、短いところ、あるようでございますが、それはその町内会の実情に沿った形で町も対応していくということで事業を継続しているところでございますので、個別の案件につきましては、まずは今対応できている事業があるのかなのか、その辺も見ながら対応していくことが大切なんだらうと思います。

まずは、町内会の活性化ということにつきましては、町も当然望んでいることでありますし、支援していかなければならないことでありますが、それとふるさと基金の活用ということについて、どのように結び付けることが適切なのか、その辺は町としても、事業課と一緒に考えていくべき案件かと思っております。

○議 長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 地域コミュニティ、町内会の活性化に私は繋がるものだという考え方で話をしています。私の言ったことが繋がらないという言い方はしないんでしょうけれども、私は繋がるんだというふうに思っていますので、少しはそういうことも考えてもらった方がいいのかなと。各町内会の実情というのは総務課長が一番分かるのかもしれませんが、個別にあるというのも分かっていると思いますので、少し考えていただければありがたいというふうに思います。

次に、農業振興について。

特産開発と販売という考え方も入れて今やっていますよという答弁でした。作る支援というのは、先程も言いましたけれども、いろんな形で町独自のものを持っていますし、いい傾向だな、いい取り組みだなというふうな評価もしています。

その中で、販売というのがやはり最終的には一番大きな点なのかなということで、いろんな取り組みが試みられています。私も少し動いてはいたんですけども、なかなか前に進まないこともあります。でも、町として、確か浦島小学校、議場でよく浦島小学校も使って横浜販売という声は出ますけれども、その販売が行われたはず。期間は限定でしたけれども、三川の米を地区の商店で置いてというふうな事業を行ったはず。

そういう事業、私たちに直接見えてきませんので、そういう事業でもっとやったものがあつたら教えていただきたいというふうに思います。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問にありました、今現在、生産振興というのが中心になりますが、言われるとおり、特産品開発、それから販路開拓といった部分も付け加えながら、6次産業に繋がる取り組みを行っているところです。

その大きな取り組みを二つの柱として捉えておまして、その一つが、今例を言われましたが、交流事業の繋がりをさらに強める、発展させるという部分からの取り組みです。横浜市立浦島小学校農業体験交流、先日3日間、終わりました。帰られましたが、それから、尊農塾、神奈川区民まつりへの参加交流、また、神奈川区の子ども会連合会との交流、それから、

神奈川県藤沢市に出向いて行っております産直出前便、有機等の生産団体がかなり前から、首都圏のいわゆる生協の消費者会員と相互交流を行っております。

いろんな交流事業を行っていますが、その中で聞こえてきたのが、三川のファンですよという方々がいるということでございました。実際にそういった方々は、もし三川の産品があればぜひ購入したいんだということはかなり前から、こういった長い交流の結果として出てきているということをお伺いしております。

それを受けまして、議員が言われた部分も内容的には同じかと思いますが、一つは、昨年度から三川の産品をそういった三川のファンの近くに置くことはできないかと考えています。首都圏の真ん中にアンテナショップということで、全国各地のアンテナショップがございしますが、そういったスタイルではなくて、交流をもとにした、交流の地域の身近なところ、いわゆる地域の商店街に三川町の米を置いてもらう、三川町の産品を季節ごとに届けたいということで考えておまして、昨年、神奈川区の大口通商店街、それからもう一つが反町駅前商店街、こちらの方と今連絡を取り合っているところです。まだ構想の段階で、計画まで持ち上がっていませんが、その可能性を今探っているところです。

それから、先程言った神奈川区民まつり、こちらの交流でも、今度は逆に、大人の修学旅行というもので、向こうからこちらに来ていただくということを計画されているようです。そのときも、実際には三川のファンという形での、先程言ったプライベートショップですとか、そういったものと同じような視点で、販路拡大等、いい形で繋げていきたい、そういった構想も持っております。

○議 長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） その商店街のもの、実際、浦島小学校に行ったときに、浦島小学校というのは、行ったことがある人は分かりますけれども、高いところにありますよね。あそここの坂を登って、心臓破りの坂とかというふうに最初から聞かされていて、少しきつい坂があるんですけども、そこを小学校のところから下りていく私より年配の人がおりました。その年配の人が、しばらくしてまた学校の門のところまで上がってきました。そのときに近くの奥さんでしょう、「どこに行ってきた」みたいな会話を始めました。そのときに、坂の下にある八百屋に行ってきたという話をしていました。こんな坂を、結構坂が急でもあの商店というのは使われているんだなというのをそのときに感じましたし、その店に行ったとき、奥さんが遊佐ということで少し盛り上がりもしましたけれども、そういうふうな、三川の産品のファンも間違いなくいます。そして、それを置いてくれるところもある。そこに期間限定であっても仕掛けたというきっかけづくり、それが大事なんだというふうに思っています。これからも新しいことをするようですし、それに期待をしています。頑張ってください。

あと、先程ありました神奈川区の区民祭で直接自分の米を持って行って売って、ファンができて、今でも続けて販売している人もいますし、一つ、青山農場ですけれども、横浜の浦島ではなくて別の小学校なんですけど、月60kgずつ今送られていますというか、売っています。それに関しても、人との繋がりが最初にあって、簡単に言うと、三川の農協青年部と浦

島小学校のその当時の先生との繋がりが今も続いていてそういう形に繋がったということで、それも大きく広がってほしいというふうに思っています。

売り先というのは、いろんな角度から広げていって手がかりを付けるべきなんだろうというふうに思っていますので、使える人脈は、町の親善大使でも何でもいいので、そういう形でもっと繋がりをきちっとした形にして、これからも繋がって行って、いろんな販売戦略なんかには繋がるようにしてほしいというふうな思いはありますけれども、もう一回、これからの販売に関しての進める考え方、もう一度お伺いします。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今議員から言われています内容で、交流を通して次のステップを踏む、いわゆる販路を自ら開拓して繋げていくという取り組みにつきましては、本当に農業者自身の自主的な判断と責任において行われています。ますますそれが広がって発展していくことを願っていますし、必要に応じて全面的に協力していきたいというふうに思っています。

先程、販路開拓と特産品開発の2本の柱と言いましたが、1本目はその交流の部分です。実はあえて、2本目の柱になりますが、全体のご質問のふるさと応援寄附金、こちらの方、いわゆるいただいた寄附金について、返礼品というものをお返しし、お礼をし、残った財源についていろんな形で使われるという部分、ご質問、答弁ありましたが、いけば、その半分の返礼品の部分が、町長が答弁申し上げましたとおり、所管替え、産業振興課になりまして、いわゆる返礼品の部分が直接的に特産品開発及び販売の窓口になっている、そのように捉えておりますし、そこをいかに発展させていくかという部分が2本目の柱になります。

実際に、昨年の実績でいえば5億2,000万、寄附件数は4万件、4万人の方がということになります。それに対して返礼品は、登録された方が18名、組織もありますが18名です。その方々が1人1品というわけではなく、登録した品目については69品あります。いろんな種類があります。つまり、半分の2億5,000万円という市場がもう目の前にあるわけです。つや姫の10kg、パックライス、無洗米、乾燥シイタケ、三川産麦茶8袋セット、俵で届く三川町つや姫6俵セット、これは100万円のご寄附に対して返礼です。3件ございました。みかわの田からもシリーズ、米ではなくてこれは野菜になります。産直出前便で出向いて売っているものを、こちらで田からもシリーズとして出して、野菜を直接的に農家に収入が入るようにという形で実施をされております。

ですので、こういった応援寄附金ででき上がった目の前の大きな市場を本当に多くの農業者、商業者から活用していただくということが、産業振興に直接的に、間接的に繋がりますし、それを今年から、寄附金の増加に向けて併せて取り組みを進めてまいりたい、そのように考えています。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） もう少し販売で話をしたかったですけれども、次に行きます。

介護予防について。

介護予防事業として、専門の委託等をしながらトレーニングをしているというお話があり

ました。介護予防は平成18年から出てきた考え方ですけれども、その中には、栄養改善と口腔ケアがあるというふうな形で出ていました。

まず最初に、実情として、そちらの方の状況を伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） ご質問にありました、通所型の介護予防事業の一つとしまして、栄養改善事業、そして口腔機能の向上事業という二つの事業も、ご質問のとおり、計画の中には盛り込まれている状況でございます。

いわばデイサービスという形で、先程町長の答弁の中でも触れましたが、通所介護施設の方に訪れた際に、それぞれ栄養改善、また、口の中の衛生管理という意味での口腔機能の向上を目指したサービスを受けるというような仕組みになっているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 訪問サービスの時点での、訪問サービスに関してはメニューがあるので1人何回とは言えないのかもしれませんが、一応分かりました。

介護予防に関しては、今健康な人、確かに少し具合が悪くなったとか介護認定された人でも悪くならないようにというのが考え方ですけれども、健康な人たちも、いつ、そういうふうにならないようにということも含まれているという理解をしていますが、それでいいでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 基本的に、介護保険の中で認定されます要支援・要介護という項目につきましては、ある程度継続性のある身体の悪化状況というものが基本となります。

ご質問にありました突発的な体調不良というようなものにつきましては、それぞれ個々に包括支援センターにご相談いただいた際に、訪問、お邪魔するなどしまして、その状況を確認させていただくというような見守り支援で対応しているというところでございます。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 今、現状をもう少し聞きたかったですけれども、時間がなくなったので話を進めますが、遠隔介護予防という言葉がありました。調べてみました。離れて暮らしている両親が元気でいられるように遠くから見守る、働きかけを行うというような意味のようです。

町もいろんな、町の職員もそうですけれども、民生委員やいろんな人たち、町内会も含めてですが、そういう人たちと一緒にあって、そういう介護や介護予防に必要な人たちの見守りというのはしているはずですよ。その他に、見守りの中には新聞配達やいろんなものがあるはずですよけれども、今、三川町としてどのような応援体制というか、見守りの支援体制をとっているのか、一回それを伺います。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） ご質問にありましたとおり、各町内会長の皆さま方、さらには民生・児童委員の皆さま方に対しまして、見守り支援についてのご協力を毎年度、年度



初めにそれぞれお願いしているという状況でございます。

そういった部分につきましては、各町内会の中で多少なりとも異常に気づいた際には、私ども健康福祉課福祉係、さらには包括支援センター、あるいは健康係の方に情報提供いただきまして、それぞれ状況を分析しつつ、先程答弁いたしましたように、それぞれの所管の係で見守り支援という形で訪問させていただき状況を把握するというような仕組みができています。

また、さらには、各機関、団体等を通じての見守り支援という意味では、山形県当局が、地域の見守り活動に関する協定ということで、今現在、山形新聞社をはじめ、LPガス協会、日本郵便株式会社東北支社、さらにはヤマト運輸、また、ヤクルト協会等々の団体と協定を結んでいただきまして、県下全市町村に対しましての報告を促しているというような状況でございます。

○議 長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 県全体でそういう体制がしっかり作られていると。

そこで、町独自でその他にプラスの部分というのは何かあるのか、伺います。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 見守り支援につきましては先程來說明させていただいておりでございますが、その他、特別な事業といたしましては、いわゆる認知症を患っている方々の見守りという部分では、警察との連携をとりながら、無事お帰り事業ということで、事前にご家族の方々から登録いただきました、認知症を抱えている方々が徘徊された場合の対策という形で、警察当局との連携をとっているというところでございます。また、さらには、GPS機能を搭載した機器の購入につきましての補助事業も展開しているところでございます。

そういった形で、通常の見守り事業に加えて、認知症を患っている方々に対する見守り支援も縷々対策を講じているというところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 介護予防、予防介護に関しては、今、見守りの話を伺いましたけれども、それだけではなくて、サロンやいろんなものがかかわっているようです。

総合的な支援のようですけれども、その中で、先程言った遠隔介護予防という言葉がありました。それは、離れて暮らす子どもや親戚の人たちが連絡を取り合って安否を確認するか、それから、家に閉じこもりがちな人たちには外へ出るような働きかけ、実家に帰ったときは外へ連れ出す工夫とか、いろいろなやり方があるようです。離れて暮らしてはいるけれども、介護予防をきっかけに新しい親子関係を作るという言い方もされているようです。

それを調べていく中で、生活不活発病という言葉も出てきました。老年症候群、生活不活発病ということのようです。体も頭も急激に機能が衰えるということで、一人暮らし、入院、定年、夏の暑い時期、冬の寒い時期、近所の付き合いのある人が引っ越したとか、いろんな理由がありますよという書かれ方をしていました。

先程言った、町もそうですし、民生委員もそうですし、いろんな繋がりの中でその人たち

の状況把握をきちんとしていくことが一番大事なんだろうというふうに考えたときに、町内だけでなく、そういう人たちと繋がって、そういう人たちからも情報が入る形にするべきではないかというふうに考えました。その件に関して、町の考え方を一度お聞きします。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） ご質問の遠隔介護予防という言葉でございますが、正式には厚生労働省で認めているような表現ではございませんで、民間レベルでの一つの介護予防、ご家族同士の連絡体制ということでの用語のようございました。

これにつきましては、確かに、いわゆるスマートフォンあるいはパソコンを通じてのインターネット回線で遠く離れているご家族の状況を把握する、もしくはいろいろと活動を促すというようなことでは非常に効果があるものというふうに私も認識しているところでございます。

今現在、本町におきまして、一人暮らしあるいは高齢世帯、つまりはご子息の方々と離れて暮らしている世帯も徐々に増えつつあるというような状況の中で、先程来ご質問の中にあります、体調不良というような形で介護、見守り支援が必要とされる方々につきましては、私どもがアプローチする以前に、ご親族の方からいろいろと問い合わせが寄せられているという状況でございます、その都度、連絡先あるいは代表者等を確認いたしたうえで、その後の介護の支援に繋がっているという仕組みができていく状況でございます。

今後、機会を捉えまして、先程ご紹介いただきました遠隔介護予防というような手法についても周知を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 親戚や子どもたちから来た情報をきちんと把握しているということでしたけれども、ぜひそれを整理して、町でずっとかかわってほしいというふうに思います。

というのは、そういう人たちは、そのうちそこに誰も住まなくなったときの固定資産などの税の徴収、それから空き家になったときの空き家対策にも繋がることだと思いますので、少し面倒でも、遠隔介護予防から入って町がきちんと繋がっていく必要があるというふうに考えておりますので、それについて一言。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） ご質問にありました項目につきましては、それぞれ町民課におきましても、納税義務者の把握の一つとして、納付書の送付先の変更届等、県外に送らせていただくというような手続体制もとられているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で9番 佐藤栄市議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前10時34分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午前10時55分)

次に、3番 佐藤正治議員、登壇願います。3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員）

1. 安全・安心について

1. 防犯灯のあり方と取り組み方について伺う。

2. 小学生の下校時に不審者が最近出ています。防犯カメラの設置をのぞむ声があります。対策を伺う。

3. 地震大国日本では、ここ庄内でも大きな地震が考えられます。その対策を伺う。

2. 農業振興策について

1. 後継者の育成が急務であります。

本町の基幹産業である稲作栽培の省力化が求められています。その中でも、直播栽培が最有力ですが、大きく普及していません。当局の見解を伺う。

平成28年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問します。

初めに、安全・安心について。

防犯灯のあり方と取り組み方について伺う。

小学生の下校時に不審者が最近出ています。防犯カメラ等の設置を望む声があります。対策を伺う。

地震大国日本では、ここ庄内でも大きな地震が考えられます。その対策を伺う。

次に、農業振興策について。

後継者の育成が急務であります。本町の基幹産業である稲作栽培の省力化が求められています。その中でも、直播栽培が最有力ではないかと思えます。しかし、長年経過はしていますが、大きな普及はしていません。当局の見解を伺う。以上。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐藤正治議員にご答弁申し上げます。

初めに、安全・安心につきまして、防犯灯に関するご質問ですが、本町における防犯灯の設置及び維持修繕につきましては、町内会との連携を基本に取り組んできたところがあります。

また、この防犯灯につきましては、安全で明るい町づくり推進整備事業として、集落間の防犯灯につきましては町が設置し、維持管理しているところですが、その設置につきましては、学校等からの要望により対応しているところがあります。また、集落内については、町内会が維持管理経費を負担することとなっていることから、その新設については、町内会の要望を受け、対応しているところがあります。

次に、防犯カメラの設置に関するご質問ですが、小学生等の登下校時の安全確保につきましては、防犯協会や町内会等の協力により、防犯のぼり旗の掲示や防犯灯の点検、小学生の下校時見守り活動等に取り組むとともに、スクールワゴンの運行など防犯対策の強化

に努めているところであります。

また、登下校時の安全に関わる学校やPTAからの要望等につきましては、警察署をはじめとする関係機関等との協議を行いながら対応しているところであり、ご質問の防犯カメラの設置要望については、その要望箇所等について確認し、検討してまいりたいと考えております。

今後とも、学校やPTA、防犯協会や町内会との連携により、小・中学生の登下校時の安全確保に最大限の努力をしてまいります。

次に、地震対策に関するご質問であります。町民の生命と財産を守ることは町づくりの基本であり、住民、地域、行政が一体となり、協働の理念のもとに取り組んでいくことが重要なことと認識いたしております。

こうした観点から、住民の皆さんには、自分の身は自分が守るということを基本に減災対策に取り組んでいただくとともに、災害時に備え、数日間の家族分の水や食糧品の備蓄をお願いしているところであり、さらに、防災訓練の実施や避難用備品の整備など、有事に備え、自主防災会を中心として積極的に取り組んでいただいているところであります。

また、行政といたしましても、自主防災組織の避難訓練に対する支援や住まいづくり支援事業における耐震改修支援、防災行政無線のデジタル化や公共施設等の耐震化などに取り組んでいるところであります。さらに、災害時職員初動マニュアルや自主防災組織における避難等行動マニュアルを平成25年度に作成・配布したところであり、今後とも、住民、地域、行政が一体となったハード、ソフト両面での取り組みを継続し、防災力の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、農業振興策についてのご質問にお答えいたします。

農業が将来ともに本町の基幹産業として位置付けられるためには、言うまでもなく、農業経営としての確立が必然であり、その維持継続のためには後継者の存在が不可欠となるところであります。

また、ご質問にありました稲作直播栽培技術の導入は、省力化や大規模化等による生産コストの軽減、また、園芸作物等への労働力の再配分による農業所得の向上を図るうえで、その有効性は大きいものといえます。

なお、本町における直播栽培の普及状況について申し上げますと、平成26年度において直播農業者は70名、実施面積は100haほどであり、町の水稲作付けの約6%でありましたが、昨年度から「瑞穂の郷づくり」を本町の米づくりの独自施策として推進し、その一つとして直播システムの導入支援を行ったところ、昨年1年間の実績として、直播農業者は84名で、うち新たに取り組みを始めた農業者は14名、実施面積につきましては143haで、前年に比べ大きく拡大したところであります。

生育の安定性や高品質の確保などを検証しながら実施しているところでありますが、農業経営の確立とその継続に向けた取り組みの一つとして、今後ともさらに推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） 最初に、防犯灯についてお伺いします。

防犯灯が、今は町内会の防犯灯は町内会で電気料等の負担をしております。しかし、様々な人の話を聞きますと、特に鶴岡市、酒田市等で、合併を機に、各町内会の電気料等を市で負担しているとのことであります。我が町ではそういう考えはございませんか。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 防犯灯にかかわる維持管理に関してでございますが、本町におきましては、従前より、町と町内会の役割分担ということで、集落内の維持管理経費については町内会、それから集落間の防犯灯の維持管理については町が行うということで役割分担いたしてきたところでございますし、現時点ではこの方法を考える考えはないところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） このLEDという電気は皆さんご存知と思いますが、従来の電灯より最初の経費は若干かかるんですが、10年ぐらいはもつと言われておるそうです。また、電気料も半額ぐらいしかかからない、極めて経済効果があると言われております。また、国でもLEDの勧めをし、補助金も出す制度があるそうですが、この辺はどうお考えでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 町では、防犯灯のLED化につきまして、平成25年から取り組んでいるところでございます。

町の所有する、維持管理する防犯灯のみならず、町内会が維持管理する防犯灯につきましては、補助事業を設置しまして、各町内会から取り組んでいただいているところでございまして、総じて見ますと、1基改修するのに大体3万円前後かかるようでありまして、実際の補助金は2分の1ということで、1万5,000円前後の補助金を1灯あたり交付しているところでございまして、町内会によってはすべての防犯灯のLED化が完了したというところもございまして、今、継続して取り組んでいる町内会もあるところでございますので、町といたしましては、すべての町内会においてとりあえず一旦LED化が完了するまでは、この事業は進めていかなければならないものと考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） ある人が調べたことでありますが、この電気の町内会負担が、更新とか様々の経費、電気料を含めると、年間1世帯あたり約1,000円ぐらいかかるんだそうであります。そして、よく言われるのが、郡部は町内会費が高い、また、大きい市とかいうところは町内会費が安く、負担が少ないということも聞いております。

その辺も含めまして、この防犯用の電灯は町が負担し、また、うちの近くの町内に防犯灯が一つも立っていない地帯がございます。それは、町内会費を納めてもらえない、町内会に入っていない地帯であります。その辺も含めまして、三川で全額、先程も言いましたが、鶴岡、酒田市は、旧市内は、市内のものは前から地域の負担でなく、また、合併と同時に、新

しく合併した地帯が三川と同じに町内会で負担していたという差があるものですから、鶴岡、酒田市は、同じ市の中で差がついてはうまくないということで、酒田市が最近やって、鶴岡市はだいぶ前に全部市で負担しているそうですが、その辺の考えをもう一度。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 2点のご質問があったかと思いますが、1点目の防犯灯にかかわります電気料、維持管理経費の町での負担というご提言でございますが、この中で、合併した町村のお話も出されておりましたが、本町におきましては、合併せず独自の三川町のまちづくりを進めるということで、自立のまちづくりを宣言した中で、町である行政、それから町内会等、町民との協働のまちづくりを進めることとしたところでございます。

そういった中におきまして、この防犯灯にかかわります維持管理の方法につきましても、それまで行っていたおのおのの役割分担の中で今後も進めていこうということが一応確認されたところでございまして、現時点ではこの方法がベストの方法ということで考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

2点目のご質問で、町内会に属さない方のいる地域において、防犯灯の設置がなされていない空白の区間、地域といいますか、そういうものがあるというご質問でございますが、このことにつきましては、本町においても初めてのケースでございます。これまでこのようなケースはございませんでした。新たな課題ということで、そのことについて、どのような対応が町としてできるのか、すべきなのか、その辺については検討させていただきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 最後の答弁の中で、前もいろいろと何回も交渉して話し合いをした経過があります。しかし、話し合いがうまくいなくて、町内会と一緒にいただけないということで今の現状になってございます。今後、いい方法を見つけて進めてもらいたいと思っております。

次に、小学校の下校時の不審者ということで、防犯カメラの設置ということ望む声があるんですが、それは各小学校の単位で2、3カ所、特に不審者というのは、見守り隊とか様々な人がいるときは絶対やらないと思っております。誰もいないのを確認して、悪いことをしても見つからないとか、そういうきちんと把握をしてやる考えでいると思っておりますので、それには防犯カメラが、町内全部やるということは不可能とは思いますが、特に通学等のあるところ、子どもたちだけで登校するところに、各小学校2、3カ所取り組むのはどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 防犯カメラの設置による小中学生等の登下校の安全確保という趣旨のご質問かと思いますが、防犯カメラにつきましては、犯罪抑止という面で非常に効果が高いということは我々も警察等からもお聞きし、十分その辺は認識しているところでございます。

ご提案の、各小学校の通学路に2、3カ所の設置というお話でございましたが、これら通学路に関します要望等については、学校、PTA等からの要望を受けて対応しているという

ことがこれまでのやり方になっておりますし、これからもその方法をとっていきたいと思っております。

実際、学校、PTAの方でそのような要望があるのかどうか、また、要望があった場合、どこに設置してほしいのか、そういったところを一度確認しまして対応してまいりたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） それでは、よく検討して進めていってもらいたいと思います。

次に、地震大国の日本ということで、今般、熊本県等で大きな地震がございました。それらに対する対応ということで、住宅の耐震基準等の考え方が変わるのではないかと心配もありますが、その辺は、国の考えがどのようであるかお知らせください。

○議長（成田光雄議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 建築基準法の改正について、このたびの熊本県地震においては、2度の連続した大きな地震では今の建築基準法上でも耐えられないといったような報道がなされたところは事実であります。

ただ、具体的なそういった基準法の議論等については、まだこちらの方には入ってきていない状況と認識しております。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） これは大変なことであると自分も思います。実際、建築の設計する人の話を聞いてみますと、今の基準よりきつい基準を設定すると住宅建設が進んでいかないのではないかとその方は心配しておりました。

ある意味、住宅全体を強固にするのではなく、実際に地震があったとき、例えば1ヵ所を丈夫にしておくとか、そのぐらいの対応策でやらないと、厳しい、強度なものを設定すればそれはいいのではありますが、経済的に成り立たないのではないかという声がございます。その辺のお考えはどう思いますか。伺います。

○議長（成田光雄議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 今、質問の趣旨のとおり、あまり厳しく建築基準法を設定されると、そういった経済的な影響も大きいと。新聞報道では、確か、現在の強度の1.5倍が必要になってくるといった場合、それに耐え得る建築基準法の改正がされた場合、かなり建築費等に影響を及ぼすということが想定されるわけで、この辺については、国等、そういった専門機関、専門者の意見がこれからそういった法律等に反映されてくるのではないかと思っております。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） その辺はこれからの検討を見守りたいと思います。

また、俗に言う震災とか大災害のときは、日頃より避難訓練等の充実、日頃の練習が実を結ぶものと思います。今、三川でも各町内会等々で、町でもやっていますが、避難訓練をやっております。それらの充実を図っていただきたいと思いますが、何か新たな良い、住民に普及し、効果のあるようなもののお考えがあればお聞かせください。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 現在、町では、自主防災会の活動の支援ということで、一つは避難訓練等を実施した場合において5万円の補助をするという事業を行っているところでございます。この5万円につきましては、例えば炊き出し訓練に必要な材料だとかの他に、備品も揃えていただきたいということで、各町内会から取り組んでいただいているところでございます。

また、実際の訓練内容につきましてもいろいろ相談を受けている中で、他の町内会の例を紹介したりだとか、いろいろな形で防災訓練、避難訓練等の内容が充実するよというところでこれまでも対応してきたところでございますが、今後においても、一層充実するよう、議員のご意見にありましており、町としても働きかけてまいりたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） これらは、個人個人、一人ひとりが心に、気持ちに充実しなければ進んでいかないものと思います。いつも自分が思うのが、積極的に会に参加する人はいいんです。ところが、知らんぷりするとか自分には関係ないとか、そういう方が必ずいるんです。そういう方々のお尻をたたいても、こういうのは大事なんだよという、そのぐらいの気構えで進めてもらいたいと思います。

それでは、次、農業振興についてお伺いします。

先程の答弁にありましており、直播栽培は100ha、143haと伸びているとお聞きしました。しかしながら、自分、農業に挑戦といえいいか、生まれたところから、10代の頃からずっとやってきましたが、農業は非常に変わってきました。自分の前ももっと変わってきたんですけれども、新しいものが出ると大概、良いものは2、3年、少し問題があるものも5、6年すると庄内一円に普及したものであります。

ところが、この直播栽培は、自分も20年ぐらい前に挑戦したことがあります。なかなか普及しないという、相当ハードルの高い、簡単にいえば収益にすごく敏感に影響がある。きっちりやらないと再生産ができないとか収入がないとか、そこまでいくものであります。その辺の今後の、今の現状はどのように把握していますか。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 水稻直播システム、直播の導入状況でございますが、町長ご答弁の中でも申し上げましたとおり、26年、27年、そういったところから28年を比べれば、大幅な伸びにはなっております。基準年からすれば、当時は全水稻面積の6%ほどが、今1割、10%に迫る状況になってございますし、庄内たがわ管内を見ますと、三川がその中に入るわけですので、管内では、平成28年384人に対して面積は694ha。この中で三川町がどれぐらいの割合になっているかといいますと、人数も面積も実は20%を超えて、直播ではいわゆる先進といいますか、取り組みが活発な地域ということが言えるかと思っております。

ただ一方で、直播がなかなか一気に増えないという部分につきましては、それは技術的な問題もございまして。今年、一気に増えたといいいながらも、聞くところによりますと、ネキリ



ムシ等、いろんな状況がその年々で発生しているということで、まだまだ安心して皆さんが向かえるという状況ではないかと思いますが、ただ、この伸び率からすれば、新しい技術として将来には必要であるという認識があるものと思われます。

町としても、先程申し上げた中での理由、有効性を持っておりますので、引き続き、瑞穂の郷づくり事業では本年が2年目、来年もそういった考え方を持っていますので、支援を引き続きしながら推進を図ってまいりたい、そのように考えております。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） この直播栽培で、栽培者の声で、収量もちろんですが、品質を上げなければ収入にならない、収益にならないわけでして、私が一番直していただきたいのが、春先の水をかける時期です。今、今年辺りは4月26日に1日だけ直播を優先して水をかけたようです。そして、次の日から全戸数が灌水できるというシステムを作ったようですが、まだそれでは時期が遅い。時期が遅いということは、収量、品質が上がらないという、生産者23人ぐらい、一生懸命直播に挑戦してやっている人が言っております。その人は、カントリー等の人から聞いても、平均すると品質はあまり良くないんですが、その方の部分は品質は立派だ、おいしい米を作っているという評価があります。

その辺の一番のネックとなる水、あれは土地改良区の方で、国のもので、前も何回も言っているんですけども、なかなか進まないとは思いますが、そこら辺の、昔から、水苗代の時代から、種をまくのはソメイヨシノの桜が咲く時期、その頃に播種すると一番最適であると言われております。今の直播もその頃に播けば最高なんだろうと思いますが、そこまで早くなくとも、今より1週間ないし10日ぐらい早く灌水のものを求めたいという声がありますが、どうですか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 直播栽培については、栽培技術的な課題というのは結構あるわけですが、その中でも、収量、また品質に大きくかかわるであろう水の入る時期ですか、これは10日ぐらい早まればというような声があることは承知しております。

町としても、土地改良区、それから赤川水利事務所等々と研究会、勉強会を持ちまして、この問題については、直播の普及ということを前提に、これからもデータ等を集めまして、しかるべきタイミングで要望してまいろうということで今進めておるところです。

なお、直播については、行政等の技術的な部署だけではなくて、農業者の皆さんがグループ、いわゆる直播研究会を昨年立ち上げて、それぞれの圃場を回りながら自主的に検討を進めているということを聞いておりますし、そういった動きが一番大事だろうと思えます。将来的には、そういったことを踏まえて、諸課題を徐々に解決しながら進めていくことになろうかと思えます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） あともう一つが品種。直播でも安定した収量と品質の確保ができる品種の開発等を望む声もごございます。今までの品種の中で、自分も作ったことがあるんですが、「どまんなか」という品種が最初は奨励品種として出たわけですが、あの品種は

多収性もあるし、作っても作りやすいし、直播の人も、あれを直播にできないものか、また、今新しい品種が二つほど出ているようではありますが、直播に向けた、どうしても初期生育が遅れるということで、一般の田植えした苗から見ると、初期生育が非常に悪く、悪くといえればいいか、遅いので遅れているわけです。それを一旦、青田づくりから生殖生長にかかるのを早くしないと、収量と品質が上がらないようであります。そこの辺の品種等について、どう考えていますか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 直播の品種についてですが、今現在、見ますところ、三川町での直播栽培で使われている品種というのが「はえぬき」が中心になります。ほぼはえぬきになります。それ以外には「ひとめぼれ」が若干ということなんですが、いえば、直播というのが生産コストとか省力化という意味で有効性が出てきますが、今ご質問にあった部分については、視点としては、その米をどこに売するのか、誰に売のかという話で、どこに需要があるかを考える必要があるかと思えます。

今現在のはえぬきがそういった視点で有効であればはえぬきを進めるべきでありますし、ご質問にあった新しい品種の中で、そういった視点でさらに有効であるというものであれば、その新しい品種を選ぶという判断をしまっている必要があるかと思えます。品種についてはそういったような見方で注視してまいりたいと考えます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 今、はえぬき等は加工米とか様々用途があって、つや姫とか特栽米等には、まず直播は挑戦することができないわけです。

それで、直播の栽培が増えているとはいいいながら、面積の特に多い方が加工米用に作っているのが現状だと自分は認識しておりますが、その位置付けの、庄内米の、将来直播が普及し、また、我々の年配の人が農業ができなくなった後、後継者が広い面積を栽培しなければならないのが何かひしひしと感じますので、そこら辺、今の良質米の生産に向けてのお考えは、少しお聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 直播の中で、はえぬきが中心であると。しかも、そのはえぬきというのが主食用米であり、また、いわゆる糧食米ではありながらも、業務用米という形で多く使われているという状況がございます。その他、加工用米でありますとか多用途米という形で、いわゆる主食用米以外の米に対応するというのもございますが、ご質問にありましたとおり、主食用米に対して直播が普及するというのが一番理想かとは思いますが。

ですので、そういったことについては、生産者及び我々も念頭に置きながら、推進について、今現在のことについての、直播については進めてまいりたいと思えます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 今後も良い方向に進むことをお願いして、質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 以上で3番 佐藤正治議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前11時33分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 1時00分)

次に、6番 町野昌弘議員、登壇願います。6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員）

- |                               |   |
|-------------------------------|---|
| <p>1. 三川町に関わる交通インフラ整備について</p> | <p>1. 両田川橋について<br/>本町を通る県道庄内空港立川線の両田川橋架け替えは町民の大きな希望であります。<br/>昨年、期成同盟会を立ち上げ県に要望を行っていますが進展が見えません。現状と早期実現に向けて町の対応を伺います。</p> <p>2. 新幹線について<br/>本町や庄内地域の観光・産業発展のために鉄道の高速化は欠かせないと考えます。<br/>羽越新幹線フル規格、山形新幹線庄内延伸への本町の対応を伺います。</p> <p>3. 庄内空港について<br/>庄内空港の国際化も含め、利便性を高める事は本町にとっても重要な事だと考えます。<br/>本町は空港に近接していますが、利用客に対する取り組みが見えません。対応を伺います。</p> |
| <p>2. 三川町の空き家について</p>         | <p>1. 危険空き家の対策に平成27年度から解体支援事業を行っていますが、その効果と現状はどうなっているのか伺います。</p> <p>2. 空き家の利活用を目的に、今年の4月から空き家バンクをホームページで立ち上げましたが、利用状況と問題点は無いのか伺います。</p> <p>3. 町営住宅も老朽化が進み、建て替えの話も出てくるかと思いますが、町が空き家を町営住宅に利用する方法もあるかと思いますが、当局の見解を伺います。</p>  |

平成28年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

まず初めに、三川町にかかわる交通インフラについて、3点伺います。

一つ、両田川橋について。

本町を通る県道庄内空港立川線の両田川橋架け替えは町民の大きな希望であります。

昨年、期成同盟会を立ち上げ、県に要望を行っていますが、進展が見えません。現状と早期実現に向けて、町の対応を伺います。

二つ目、新幹線について。

本町や庄内地域の観光・産業発展のために、鉄道的高速化は欠かせないと考えます。

羽越新幹線フル規格、山形新幹線庄内延伸へ、本町の対応を伺います。

三つ目、庄内空港について。

庄内空港の国際化も含め、利便性を高めることは、本町にとっても重要なことだと考えます。

本町は空港に近接していますが、利用客に対する取り組みが見えません。対応を伺います。

続きまして、三川町の空き家について伺います。3点伺います。

一つ、危険空き家の対策に平成27年度から解体支援事業を行っていますが、その効果と現状はどうなっているか、伺います。

二つ目、空き家の利活用を目的に、今年の4月から空き家バンクをホームページで立ち上げましたが、利用状況と問題点はないか、伺います。

三つ目、町営住宅も老朽化が進み、建て替えの話も出てくるかと思いますが、町が空き家を町営住宅に利用する方法もあると思いますが、当局の見解を伺います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

初めに、本町にかかわる交通インフラ整備についてであります。

1点目の両田川橋の架け替えにつきましては、昨年6月に、沿線市町をはじめ、関係各位のご協力のもと、主要地方道庄内空港立川線整備促進期成同盟会を設立し、両田川橋の架け替えの早期実現に向け、地域一丸となって要望活動等を展開しているところであります。

本路線については、庄内管内における早期着手路線に位置付けし、県等関係機関に要望活動を行っておりますが、厳しい道路事業予算の中で、選択と集中によるみちづくり施策が求められていることから、本路線の地域における役割の重要性を訴えながら、今後も同盟会を中心とした各種要望活動等を積極的に行い、早期実現に向け、努力してまいる考えであります。

2点目の新幹線に関するご質問であります。本県における鉄道網の高速化に向けた取り組みにつきましては、山形新幹線の庄内延伸を推進する「陸羽西線高速化促進市町村連絡協議会」の総会が本年4月に酒田市で開催され、正会員の4市町村のほか、協力会員として新たに本町と最上地方の7市町村が加わるなど、地域を挙げた推進体制が強化されることとなったところであります。

一方、フル規格の新幹線整備につきましては、将来にわたる高速交通ネットワークの基軸になるとともに、災害に強い多軸型の国土形成を進めるためには極めて重要な礎となるものであることから、県内自治体及び経済界等が一体となって、奥羽新幹線及び羽越新幹線の早

期実現に向けた運動を強力に進めていく必要があるとして、先月下旬に「山形県奥羽・羽越新幹線整備実現同盟」が設立されたところであります。

羽越新幹線のフル規格化及び山形新幹線の庄内延伸につきましては、東日本大震災を契機として、太平洋側と日本海側との代替え機能の重要性が再認識されるとともに、人口が急速に減少する中で真の地方創生を実現していくためには必要不可欠な社会基盤となるものであり、本町といたしましては、関係機関・団体と連携を図りながら、それぞれの組織の取り組みについて支援・協力してまいりたいと考えております。

3点目の庄内空港に関するご質問であります。本年1月下旬に搭乗者900万人を達成し、この10月で開港25周年を迎える庄内空港は、ますますその重要性を増しており、庄内・羽田便の平均搭乗率は近年60%を超え、予約が取れない便も出ていることから、増便や機材の大型化などの改善が求められているところであります。

このような状況を踏まえ、県や地元自治体で組織する庄内空港利用振興協議会、いわゆる「空振協」におきましては、開港25周年を記念した各種イベントを10月に開催するとともに、庄内・羽田便の5便化や運行ダイヤの利便性の向上などについて、国土交通省や全日本空輸株式会社本社等の関係機関に対して、引き続き要望活動を行う予定としております。

今年度は、県及び地元自治体等の負担金を増額することにより、「空振協」の予算規模が大幅に拡大されたことから、新たな基本戦略の構築を図るとともに、運賃の値下げに向けた航空関係者との協議を進めながら、一層の利用拡大に向けた旅行商品の開発や空港関連の各種記念イベント等を展開する予定としておりますので、本町といたしましても「空振協」と連携した取り組みを推進してまいりたいと考えております。

さらには、庄内・羽田便の往復利用により、抽選で本町の特産品が当たる庄内空港開港25周年カウントダウン「庄内キャンペーン」に参画するなど、庄内空港を訪れる方々に対しまして、本町の特産品や観光等に関する情報提供を積極的に展開してまいりたいと考えております。

次に、三川町の空き家についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の「老朽危険空き家解体支援事業」についてのご質問であります。本町においては、低所得者層の老朽空き家の解消と、経済的支援を図る観点から、本事業を昨年度から実施しているところであります。

昨年度の申し込み状況について申し上げますと、制度の内容や申請方法等についての問い合わせについては数件あったものの、最終的には本支援事業を使っても解体はなかったところであります。

今後におきましても、一昨年制定しました「三川町空き家等の適正管理に関する条例」により、管理不全な状態にある空き家の所有者等に対しての助言及び勧告・命令といった行政指導を行う場合には、本支援制度があることは大変有効であると考えておりますし、制度の周知に努めるとともに、今年度の利用状況等を十分踏まえ、今後、制度の改善等についても検討してまいりたいと考えております。

2点目の空き家バンクに関するご質問であります。本町の空き家バンク制度につきまし

ては、利活用可能な空き家の有効活用を通して、人口減少対策の一環として町内への移住定住の促進を図るため、賃貸借や売却可能な空き家に関する情報提供を行う仕組みをこの3月初めに立ち上げたところであります。

その利用状況につきましては、空き家バンクに登録された物件は1件のみであり、ホームページに掲載後1ヵ月余りで売却に至ったところであります。現時点におきましては、この物件以外に新たな登録がないことから、今後の対応といたしましては、空き家バンク制度に関するチラシの配布やみかわ広報等による周知等を積極的に行ってまいりたいと考えております。

また、昨年度実施いたしました空き家実態調査において、利活用可能と判定された空き家の所有者等に対するアンケート調査を実施するなど、賃貸借・売却を希望する所有者の方々に対しまして、空き家バンクへの登録を積極的に勧めてまいりたいと考えております。

3点目の、老朽化が進行している町営住宅に代え、町が空き家を町営住宅に利用するというご提案についてでございますが、まず、現在町で管理しております町営住宅の北田団地と横山団地につきましては、建築から相当の年月が経過していることから、今年度策定予定の「三川町住生活基本計画」において、住宅供給政策のあり方や方向性を示すこととしており、その中で町営住宅のあり方や空き家の活用についても検討していくこととしているところであります。

ご提案の、空き家を町営住宅として活用するためには、その所有者との権利関係の整理と安全性の確認、並びに管理運営方法の確立等、課題も多くあるものと考えております。

なお、住宅取得支援事業の中古住宅購入に対する補助、住宅リフォーム支援事業の中での空き家をリフォームして居住する場合の補助金についても引き上げて実施しているところであり、今後とも空き家の有効利用について支援してまいりたいと考えております。

以上答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6 番（町野昌弘議員） それでは、再質問いたします。

まず初めに、両田川橋の架け替えの方からいきたいと思っております。

去年、期成同盟会を立ち上げて、その中で県に要望していくというふうな答弁でありました。それはそれでやっていっていいのかと思いますけれども、期成同盟会を立ち上げて県に要望していくというのは、やはり町民の方から見ると、なかなかその要望活動が見えないというところで、町民の盛り上がりという面では、期成同盟会を通じての県への要望というのだけでは薄いのではないかというふうに考えます。

いろいろ期成同盟会、あちらこちらにありますけれども、期成同盟会を作って20年以上経っても、まだ実現も何も、絵も描いていないような事業もあるように思います。

この両田川橋については、県も耐力検査というものをやって、思った以上に、県が考えていた以上に老朽化が進んでいるというふうな結果が出たというふうに認識しています。

今々すぐどうこうなるというふうな危険度ではありませんが、県の方もそれなりに、重要な路線ですし、危険な状態にあるということは十分把握しているように聞いております。

ここで、町民の思いというものも、盛り上がりというのはこれから進めるうえでとても大

切なことかなというふうに思いますので、目に見えるような期成同盟会の動きというのは何か考えはないのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 町民の盛り上がり、機運を高めるといった運動について、昨年、同盟会を立ち上げて、その後、今町長から答弁がありましたように、合同要望会、それから庄内開発協議会の重要事業要望、そういった形での要望、それから、昨年度は初めて県の町村議会議長会からも要望事項に挙げていただいて、非常に強く要望活動を行っていただいたと記憶しております。

したがって、こういった要望活動と併せて、そういったあらゆる機会を通じて、町民の皆さんからも周知をする機会を作って要望活動に繋げていきたいという考えを持っているところであります。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 我々は役場、当局といろいろ情報をもらうこともあるので一生懸命頑張っているということは分かっていますし、それなりに自分の知っている範囲で町も一生懸命やっているよというのは言っているんですけども、なかなか町民には分かりづらいというところで、看板なり垂れ幕なり、そういう具体的に町民が本当に望んでいるんだというのを県にも周りにも分かるような形で、そういう要望だけでなく、町として見える形での応援というのは何か考えはありませんでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 今提案がありました看板等の類につきましても、一つの考えがあるかと思えますし、例えば、若い方が利用されているホームページとか、そういった情報発信するホームページなんかも立ち上げるというのも一つの方策だと思いますし、そういったいろいろな方策は、今後考えていきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） いろんな方法はあると思いますので、ぜひ、せっかく県の方でも重要な橋ということで認識しているというふうなことでありますので、早期実現に向けて、また、町民の盛り上がりが絶えないように、いろいろ策を考えていってほしいというふうに思います。

続きまして、新幹線についてであります。

地元の振興には、交通インフラはとても大切なものです。高速道路もまだ途中で止まっている段階で、新幹線というのはまだまだ先の話かなというふうに少し諦めムードもあるんですけども、去年、北陸新幹線の方ができて、地元の産業もかなり発展していきました。石川県の方はもともと高速道路はずっと通っているわけですけども、それでもやはり新幹線が通ったということでかなり地元は盛り上がっているということで、新幹線の開通というのは大変な効果があるというふうに思います。

そこで、今、県を通じて町も一緒になって応援していこう、その要望に一生懸命やっているというのは分かるんですけども、今、山形新幹線の庄内延伸と羽越新幹線フル規格とい

うことで、2本立てで動いています。これは、二つあれば私も何も言うこともないし、皆それに反対するというのはなかろうかと思えますけれども、二つ一緒に盛り上げていって、なかなか焦点が絞りにくいし、どちらが一番欲しいのだというふうな、作る方からすればなると思いますので、これは町として、どちらも応援する、あってもいいんですけれども、二兎を追う者は一兎をも得ずというふうなことでありますので、庄内のためには、羽越本線のフル規格、これを全面的に応援していくのがいいのではないかというふうに思いますが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野議員の質問にありますこの庄内地域における交通インフラ、本当に整備が遅れているという中において、とりわけ新幹線構想というのは、今から40年前ぐらいには新潟駅からのフル規格の新幹線がもう5年で開通する、そういう見通しのあった時期もありました。しかしながら、整備新幹線構想が示されてから、県内の羽越・奥羽両新幹線というのは、北陸新幹線、北海道新幹線の開通によりまして、一番最後の構想の中に位置付けられていたというようなことで、県の方でも、奥羽・羽越両方のフル規格の新幹線整備というようなことで動いたわけがあります。

そういった中において、JRの駅を有しない本町の立場ということからいたしますと、町野議員が言われるように、できるものであれば両方進むべきという基本的な考えは同じであります。

このような中で、羽越本線のフル規格の新幹線という部分についても、いろいろな県の考え方と、それから地元の羽越本線のフル規格の新幹線という部分に関しましては、非常に沿線の自治体の負担といった部分について、当時の新潟県内の自治体の負担が伴うというようなことで、その辺りの足並みが揃ってこなかったという一つの大きな要因がございます。

その中で、県がどちらを優先するかといったときには、本来であれば地元はフル規格の新幹線を要望していたわけですが、それによって、利用状況、それから貨物の路線というものの維持継続というような部分からすると、今の羽越本線においては、新潟駅の同時ホーム乗り換えの高速化といったことが優先されてまいりました。

そういうような、県知事が変わったというだけでそのような状況になってきたというようなことから、今回、吉村県政においては、奥羽・羽越両新幹線というようなことで進むということで、県内が一体的に新幹線の整備に進んでいくということは、これは私はこれからの県の高速交通網の整備の考え方からすれば当然だろうというふうに認識しております。

その中で、羽越本線あるいは山形新幹線の庄内延伸といった部分については、本町の立場からいたしますと、それぞれが庄内における新幹線の整備ということについての今までの署名活動あるいは同盟会、協議会の設立ということからいたしますと、町として、庄内の5市町の中の構成町としての立場ということからすれば、協力できるものは協力しながらいかなければならないというふうに思うところであります。

町野議員の言われるように、羽越新幹線を優先すべきといった部分については、これについても、新潟の同時ホーム乗り換えもまだ2、3年かかるというようなことであります。



それで、これからの新幹線の整備がどういう方向性になるかということからすると、この庄内地域における最も整備状況の進捗ということからすれば、当然その段階においては、運動の方法がかなり変わってくるというふうに私は考えているところであります。

県としては、奥羽・羽越両方ということでありますので、当然そういう方向で進むということからすれば、本町もその構成町であるということからすると、そういった面においては、陸羽西線の山形新幹線庄内延伸ということは、その協力という部分は当然やらなければならないというふうに思いますけれども、今までの取り組みということからすれば、羽越本線のフル規格の新幹線化ができるのであれば、そういう方向で大いに町としても協力をしていかなければならないことだというふうに認識をいたしているところであります。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 大変よく分かりました。いろんな諸事情があつて、県の方も、いつまで待ってもいつになるか分からないものよりは、県内だけで進められる山形新幹線を庄内まで延ばすという方向で実現性のあるところから言っていたのかなと、その辺の苦労も大変よく分かります。

でも、庄内は羽越本線フル規格となれば、時代も変われば要望も変わるし、震災があれば日本海側の交通ルートという重要性もまた見直されてくるということもありますので、今、ここ5年、10年、20年というわけにはいかないかもしれません。私の子ども、孫が大きくなってからでもいいんですけれども、夢を諦めないで、将来に向けて応援ということで、その火を消さないように、これからも町としても応援して欲しいものだというふうに思います。

続きまして、庄内空港について伺います。

庄内空港、去年900万人ということで、25周年続けて、地方の空港としては、私もそれなりに繁盛している方ではないかというふうに思います。また、東京の4便化も、東京に用事があつて行くとき、朝行って、必要であれば日帰りができるということで、当初よりは大変便利になったというふうに思います。

交通事情も年々いろいろ変わってきますし、町として、ここ庄内空港の玄関ではありませんけれども、毎回空港を利用する人が通ってまいります。これに対する、町としてただ通りすぎるのを見ているというのではなく、せっかく庄内空港を利用する方が三川町を通りますので、その辺、町として、通るお客さまに対して何か積極的な、町に観光も含めて客を取り込めるようなもの、せっかくある空港の通り道でありますので、その辺の考えというのはないのでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 空港の利用客に対する本町としての誘客運動、活動でございますけれども、先程の町長の答弁にもありましたが、今回、空港の開港25周年ということで、庄内空港の振興を図るということで、各種の記念イベントを空振協の方で考えているところです。

本町におきましても、キャンペーンの中に、本町の特産品である米のギフトセット、さら

には麺のセット等、そういったものをPRしながら、庄内空港に来られた方に本町の特産品、あと、本町をPRするような手だて、そういった部分はそのキャンペーンの中で、本町の観光PR、それから特産品についてPRしながら誘客を図ってまいりたいということで、庄内各市町村と連携を図りながら進めたいということで、現在、計画をしているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） イベントに対して三川特産の米とかそういうキャンペーンで盛り上げていきたいというような答弁だったと思いますけれども、どうでしょうか、庄内空港に来ている方が、ここに三川町があるというのはなかなか分かりづらいのではないのでしょうか。

せっかく三川町には、なの花温泉田田があって、宿泊施設もあるわけでありますので、この辺、法律的なことは私も調べてこなかったので分かりませんが、庄内空港に田田から出迎えのバスを出してお客さまを取り込むとか、近くには大型ショッピングセンターもあるわけでありますので、その辺とのリンクを考えたり、庄内空港の近くには三川町というところがあって、おいしい食べものがあるんだというのを空港を利用されている方が分かるような、町としての策はできないでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 本町としての新たな誘客としての取り組みということで、事例として、田田からの出迎えのバス等、あとショッピングセンターと連携というお話でございました。

いろり火の里として、現在、ホームページ、そういったもので、この6月からまた新たな取り組みということで、特割キャンペーンということで、さらなる利用客を増やす取り組みとして割引の特割チケット、そういった部分の新たな宿泊プランも、ホームページ等、株式会社みかわ振興公社の方で掲げながら、ビジネス客が多い施設でありますので、ぜひそういうビジネス客を取り込むような形で、ホームページでまずは価格的なもの、それから三川町という部分を認識していただくような、そういった目につく価格設定。それから本町のいろり火の朝食等についてはつや姫食べ放題というような部分も、おいしいそういった部分をPRしながら、庄内空港も「おいしい庄内空港」ということでイメージアップのための取り組みを行っていますので、いろり火の里としても、本町の交流拠点であるいろり火の里の方にお得な割引のキャンペーンがあるという部分を知っていただくような働きかけをこの6月から展開しているところでありますし、さらに魅力的な取り組みのセット割引等についても考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 振興公社の方でもその取り組みを今後考えていくということでありますので、せっかく庄内空港の近くにある町でありますので、その辺のPRももっとしていった方がいいのではないかというふうに思っています。

また、庄内空港を取り巻く状況としては、今年から国産初のジェット旅客機MRJというのがやっと試験運行がなったというふうなところであります。まだ決まってはいませんが、

そのMR Jの訓練施設に、全日空は庄内空港を、日本航空は山形空港をとというふうな案も出ているようであります。新聞等のマスコミの情報を見ると、2018年、再来年の4月頃には納入予定、1年延びたんですけれども納入予定、稼動予定というふうなスケジュールになっているようであります。当然、それにはパイロットがその飛行機に乗るために、飛行機は大型免許、ジャンボがあればセスナも乗れるかというふうな免許ではないらしくて、機種ごとにいろいろ資格を取らないといけないというふうなことだそうです。その訓練施設を庄内に持ってくるというふうな案があります。決まってはいませんので、あまり先走ったことで動きはできないのかもしれませんが、そういう話もあるので、その辺で三川町も少ししかかわっていけないのかなというふうな希望がありますけれども、その辺、情報なり町の考えというのはないでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 庄内空港の利用拡大という中において、非常に各航空会社等においては、空振協の会長である榎本鶴岡市長がいろいろと積極的な営業活動を行っているところであります。今、町野議員がおっしゃられたような、訓練のための空港という位置付けになればというふうに大きな期待を寄せているところであります。

こうした中において、今、空振協の900万人達成、それから開港25周年という部分については、なかなか単独でこの集客あるいは観光等のPRができにくいというような一面もあります。これは庄内全体での空振協という組織があるというようなことでもありますし、さらに言わせていただければ、山形空港にも同じような、そういう利用拡大のための協議会があるわけであります。

今までですと、どちらかという、利用率の低い山形空港に対する支援が、県の方が非常に莫大な負担をしたというような経過があって、これだけ搭乗率が高い庄内空港になぜこの支援ができないのかというようにいろいろな、県内2空港があるということにおいて、庄内空港であれば搭乗率を確保して運賃がもっと安くなるのではないかという利用者の利便性とその期待という部分については、非常に組織という、運動ということにならざるを得ないというような状況であります。

しかしながら、先程から町野議員が言われますように、私は東京からあらゆる交通手段を使って、一番東北に早く着くのはどこかというようなことで、羽田空港から庄内空港までは50分ぐらいしかかからないと。これだけの時間で東北に来れるのは庄内空港だけです。その庄内空港の玄関の町は三川町ですというようなことで、最も早く着くことができるのは三川町なんだということを機会あるごとにPRしているところであります。

そのような中において、今は観光というようなことがよく言われるわけですが、今回の25周年を契機に、使用機材の中型化というようなことが実現したということで、ビジネス利用客の、特にヘビーユーザーの方々からの評価が非常に高いというようなこともございます。

そういった部分からすると、これからもっと今の小型機を中型機にどんどん機材を大型化してもらえるとということからすれば、庄内に訪れる利用客が増えるのではないかという期待もあるわけでありまして、そこで、庄内がそれぞれの地域の特色というものを、もっと観光

あるいは食という部分からもPRをする必要があるというふうに感じております。

私も、開発協あるいは空振協等での要望会等で同行させていただきますと、大抵は他の市町は、それぞれの市町の有している自然環境、観光地というようなことがあって、では三川町は何を売りにするかといったときには、他の4市町は庄内空港というそれぞれの市町の特色というようなことを言う自治体がないものですから、私は「庄内空港の玄関の町です」というような形で、外部にも積極的にPRしていく必要があるのではないかとというふうに認識しておりますので、ぜひ利用拡大ということも含めて、町としても一緒になって取り組んでいければというふうに思うところであります。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 町長も、庄内空港の利用については大変深く理解してくださっているというふうに思います。私も、庄内空港の利便性ということで、一番近い、物理的に近いというところを売りに、今後、町もいろいろ考えていってほしいというふうに思います。

それでは、次の三川町の空き家について伺います。

三川町の空き家で、去年から制度化になりました解体事業というものは、申し込みは数件あったけれども、実際この制度を使つての解体はなかったというふうな答弁でありました。

なかったということは、そのなかった理由というのはどういうふうに認識されているのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） 老朽危険空き家の解体補助についてでございますけれども、まず、町の方には、申し込みではなくて相談に来られたということで、その場で補助制度の内容についてご説明を申し上げたところです。

あくまでも低所得者層を対象とした補助ということで、所得制限とか、それからその建物の老朽度を事前に判定する、点数を付けて、その基準に合致して、それから所得が低い方ということで、少し制限が各種設けられてございまして、それに合致しないというふうにご判断なされて、実際は申請に至らなかったという状況だと考えてございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 作ったけれども、こちらで想定していた条件には合わなくて、結局、相談には来たけれども利用はしなかったというふうな説明だったと思います。

それでは、その要件というものは、もう少し利用するように変えようというものは、国の制度資金でもありますので難しいのかもしれませんが、そういう使い勝手が悪かったということであれば当然そういうことも考えるべきかというふうに思いますが、その辺は、制度の見直しというか、ミスマッチになっている部分を改善しようというふうな取り組みはなされないのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） 制度の見直しについてということでございますけれども、先程の町長の答弁にもありましたように、今年度の補助の申請とか相談に見えられた方の実情とかも考慮しまして、今後の課題として捉えさせていただきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 今後、考えていくということですので、ぜひその辺、本町にあったような制度というところで検討願えればというふうに思います。

それで、話は少し変わるんですけども、今年度より税制の方で、空き家対策特別措置法、それは去年からあるわけですが、特定空き家というものになった場合、今まで固定資産税が6分の1という免除になっていた部分が、空き家対策特別措置法では、特定空き家になるとその優遇措置が受けられないということになっているようであります。

それで、本町には空き家に関する条例がありまして、三川町空き家等の適正管理に関する条例、一昨年できましたけれども、この文面を見ていますと、特定空き家というのはないので、管理不全な状態にある空き家というふうなことであります。この条例でいう管理不全な空き家と法律でいう特定空き家、この違いというのはどんなところなんでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 条例でいいます空き家、それと法律の方で特定空き家等ということで規定しているものの違いでございますけれども、本町の条例で規定しております空き家等につきましては、一般的な、常時無人の状態、ほぼ1年以上というような一つの目安があるようですけども、無人の状態にあるものということで、特定空き家もその中には包含されるものでありますが、特定空き家の方には条件がございまして、四つほどの細かいそれぞれの条件がございまして。

そのまま放置すれば倒壊もしくは保安上危険となるおそれのある状態にある空き家、それから、そのまま放置すれば衛生上有害ということで、例えばネズミとかいろいろな害虫が住むような状態、あと、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっているということで、例えば、景観を大変重要視しているところにおいて、屋根が崩れて、屋根が落ちているとか、そういった景観上著しく景観を損なっていると。あと、その他の部分で、そのまま生活環境の保全を図るため放置することが不適切ということで、例えば道路の脇にブロック塀とかいろいろな部分があって、そういった部分を踏まえて、放置すると大変危険である、不適切、いろいろなそういった四つの条件のどれかに該当したものを特定空き家ということで指定し、その後、したものについては、先程の指導勧告を行っても改善されない、そういった場合については、特定空き家としての要件の中に該当するというので、固定資産税の軽減措置が、免除規定がなくなるということで規定されているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） それでは、特定空き家と本町が条例で定める管理不全な状態というのは別という説明でありました。

では、その法律でいう税金が免除されない特定空き家というのは、いつどこで誰がどうやって判断するのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） この特定空き家の指定といいますか、その部分については、本町では現在なされていないところでございます。この部分については、法律なり施行令の

方でも規定になっているところでありますけれども、個人の財産に制限をかける制度でもございますので、これを行う場合は、定量的な一律な枠にはめて指定することは好ましくないというふうなことも謳っているところがございます。

まだ本町においては特定空き家ということで指定した空き家の部分はございませんけれども、指定する場合については、それぞれの地域の実情、それから生活環境、周辺の環境、地域の実情を考慮して指定することが望ましいというふうに法令の方でも規定しておりますので、指定する際には慎重な、個人の固定資産税が6倍等に跳ね上がるような部分もございますので、慎重な判断のうえに、専門家等も交えて指定することが望ましいというような、マニュアルの方にもありますので、そういった部分を踏まえて、関係課、町全体で、指定する場合には慎重に判断してまいりたいというふうになろうかと思えます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） その指定はどういうふうにするかを聞いているのではなくて、本町ではその特定空き家は、誰が、何かのどういう人が、いつどういう方法でそれを決めていくのかという質問をしているんですけれども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） その指定については現在本町では行っておりませんので、関係課長と幹部の中で、関係課長会議等、そういった中で指定のあり方を含めて判断して、指定の方法等についても、こういった形で、本町での基準を設けながら指定という形になろうかと思えますので、そういった形で、今後、指定のあり方についてはその中で判断していくというふうになろうかと思えます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 法律では4月からそういうふうにして、特定空き家にはそういう免税措置をなくしてもいいよということになっているわけです。それを、町ではまだ、これから課長会議か何かで誰がどういう基準でやるかを決めるというのは、少し遅いのではないのでしょうか。なぜこの免税措置をなくするかというと、空き家を放置しておいても、そのままでもいいや、減税にもなるしというところで、それでは危険空き家がなくなるというふうな判断のもとにこういう法律を作って、早く持ち主に撤去を促すというふうな目的があるのだと思えますけれども、それを、こういう法律があるのにまだ町としては対策していないというのは、これはかなり遅れているのではないのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 老朽空き家に対する課税免除の部分でございますけれども、現実的には本町の老朽空き家につきましては、所有者に対しまして、指導、勧告等の文書での指導は行っているわけでございます。それに応じないで法律上の特定空き家に指定された場合の対処として、課税の免除割合が撤去できるということなわけですがけれども、その部分については、昨年度法律ができたということでございますので、本町の空き家等に関する条例の中でもいろいろ議論はさせていただいたところでございます。

ただ、現実的に倒壊のおそれがある、そのような部分について、まずは文書での勧告をお

願いましたということでございますし、また、現在、老朽危険空き家ということで、解決できない部分につきましては、所有者が町内におられないとか経済的に容易でないとか、そういう部分が非常に絡んでまいりますので、果たして課税の面だけで解決できるものではないんだというふうに思います。

住宅特例で6分の1になっている、それを外したからそれが解決できるというふうにはならないと思いますので、まずは町内会あるいは所有者あるいは親族等との粘り強い交渉等、指導等によって解決に向けて進めてまいりたいと。

また、手続的な部分については、先程企画調整課長が申しあげましたとおり、今後、庁内の関係課等で十分精査して、対策基準等について決定してまいりたいというふうに思います。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 税金の特例が解決にはならないと。直接真つすぐはならないかもしれませんが、目的として、国もそういうふうにして少しでも進めよう、後押ししようというふうなところでやっているわけでありますので、早めに町として、特定空き家を認定する方法、誰がいつどうやってどういう基準でやるか、これはガイドラインを見ると町に任せられているというふうなところでありますので、いち早くその辺も対応して、少しでも危険空き家がなくなるように望みまして、私の質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 以上で6番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午後 2時00分)

○議 長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 2時20分)

次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員）

1. 財政について	1. 3月時点で、32年度までの中期財政計画が作られたが、来年4月に予定されている消費税10%への引き上げが再延期された場合、計画に与える影響は。  2. 消費税が再延期された場合、総合計画の実施、公共施設の建設、改修計画等の見直しの考えは。
2. 防災について	1. 地震による津波で川の水の遡上が心配され、対策がされてきました。熊本地震のように震源地が浅い場合の対応も必要では。  2. 活断層は、この地域にも庄内平野東縁断層帯があります。今後の防災対策を住民と情報を共有する必要の考えは。

3. 農業政策について
3. 災害等により、仮設住宅が必要になった場合、建設場所の予定地は確保されているか。
1. 国策の見直しにより、将来の農業に不安を持っている農家が多くいます。町の基幹産業である農業は、地域を支えてきました。町独自の政策等で、不安を解消すべきと思うがその考えは。
2. 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）対策で国は、いろいろな支援政策を進めています。それらの情報をいち早く取り寄せ、農業政策に取り入れるべきでは。

平成28年三川町議会定例会において、通告に従い質問します。

初めに、財政についてであります。

定例会に質問通告したのは、議会の規定で、今議会開会の10日前の通告で、5月27日であります。その時点では、消費税の10%への引き上げは正式には決まっておらなかった。

安倍首相は、6月1日に、消費税の10%への引き上げを2019年10月へ、2年半の再延期をすることを正式表明いたしました。

町は、3月時点で平成32年度までの中期財政計画が作られましたが、来年4月に予定されていた10%への引き上げが再延期の財政計画への影響を伺います。

そして、消費税が再延期されましたので、総合計画の実施、公共施設の建設、改修計画の見直しの考えを伺います。

次に、防災についてであります。

私は、平成26年3月議会において、地震対策について伺いました。東日本大震災の教訓で、地震による津波で川の水の遡上が心配され、対策がなされてきました。熊本地震のように、震源地が浅い場合の対応も必要ですが、その対応を伺います。

活断層はこの地域にも、庄内平野東縁断層帯があります。今後の防災対策を住民と情報を共有する必要があります。その考えを伺います。

災害等により仮設住宅が必要になった場合、建設場所の予定地は確保されているのか伺います。

最後に、農業政策についてです。

国策の見直しにより、将来の農業に不安を持っている農家が多くいます。町の基幹産業である農業は、地域を支えてきました。町の独自の政策等で不安を解消すべきと思いますが、その考えを伺います。

環太平洋パートナーシップ、つまりTPP対策で、国はいろいろな支援策を進めています。



それらの情報をいち早く取り寄せ、農業政策に取り入れるべきです。その考えを伺います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます

初めに、財政に関しまして、質問事項2項目は関連がありますので、一括してご答弁申し上げます。

本町においてこの3月に策定いたしました中期財政計画につきましては、国の地方財政計画や今後の経済見通しなどを勘案するとともに、本町の平成27年度決算見込みなどを踏まえて、平成32年度までの5ヵ年を推計したものであります。

ご質問の、消費税率の引き上げ時期が再延期された場合の影響については、歳入において、平成29年度以降の地方消費税交付金は減少するものの、歳出においては、物件費、扶助費、維持補修費等への影響のほか、特に、普通建設事業に係る事業費の減少が見込める相関関係にあることから、本計画への影響は少ないものと考えております。

また、総合計画や公共施設の耐震・長寿命化計画の各種事業につきましては、これまで同様に行財政改革の一層の推進を図るとともに、国・県の補助制度の積極的な活用や各種目的基金の造成などに取り組むことにより財源の確保を図ってまいりたいと考えております。

なお、今後とも、良好な町政運営が図られるよう、国の動向等を注視しながら健全財政に努めてまいりたいと考えております。

次に、防災に関しまして、質問事項の1点目、2点目は関連がありますので、一括してご答弁申し上げます。

ご質問にありますように、本町東部の庄内平野と出羽丘陵の境界部には、遊佐町から酒田市東部、さらに、庄内町から鶴岡市に至る庄内平野東縁断層帯があり、このような断層帯にかかわる震源の浅い地震の場合には、地震の規模が小さくても、大きな被害が短時間で発生することが多いと言われております。

この地域においてもこのような特徴を持つ地震が発生する可能性があるということについて、自主防災会や消防等関係機関とともに認識し、地震が発生した場合には、よりの確に、迅速な対応ができるよう、平時からの訓練等を充実させることが大切なことと考えております。

また、具体的な対策といたしましては、先の同様のご質問にもお答えしたところでありますが、住民の皆さん自らの減災対策や食糧品等の備蓄、また、自主防災会においては、防災訓練の継続的な実施や避難用備品の整備充実などの取り組みが重要であると捉えております。

さらに、行政といたしましても、自主防災組織の支援事業をはじめ、防災行政無線のデジタル化や公共施設等の耐震化など、今後とも、住民、地域、行政が一体となったハード、ソフト両面での取り組みを継続していく考えであります。

また、これら防災に関する情報につきましては、町内会長会議や自主防災会での訓練時、さらに、町のホームページへの掲載等により周知を図り、情報の共有化に努めてまいりたいと考えております。

次に、仮設住宅建設場所の予定地の確保に関するご質問ですが、仮設住宅建設場所につきまして、本町においては、いろり火の里施設内のイベント広場を予定地としているところですが、災害の規模等により、同施設内にあるかつばつ広場やアスレなの花南側の広場、さらに、公園等への建設もあり得るものと考えております。

次に、農業政策についてのご質問にお答えいたします。

農業は地域経済の基盤となる産業であり、また、地域の文化を醸成し、住民の生活を支えています。その農業が、特に本町農業の基幹である米づくりが、国が主導する米政策の見直しにより、2年後の平成30年産米からは、生産者や集荷業者等を中心に、需要に応じた生産を行うことになるなど、多くの農業者が将来の米づくりに不安を抱いていることについては理解をしているところであります。

本町といたしましては、稲作農業をめぐる諸情勢を勘案すれば、今後とも適正な米の生産調整を維持しながら、稲作経営の安定を担保し、また、米はもとより園芸作物等にも安心・安全という高付加価値を求め、米づくりを中心に据えた、将来に描く農業経営の再構築が必要であると考えております。

そのため、町では、農業者の経営に対する投資を支援する「リーディングファーマーズ銀行事業」を平成32年まで支援期限を延長する一方、昨年度より実施している「瑞穂の郷づくり事業」では、改めて「米」を特産品として捉え、本町の米づくりの特色を活かした取り組みとして実施しているところであります。

町といたしましても、米づくりを中心にした農業経営の再編・再構築に向けて、諸施策を充実させてまいりたいと考えております。

また、先に大筋合意された環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP協定につきましては、ご質問にありましたとおり、協定発効による影響緩和策や輸出促進などの攻め振興策等が国により示されているところであります。

町といたしましても、「担い手確保・経営強化支援事業」や、本議会でご承認いただきました「産地パワーアップ事業」、「TPP対策関連競争力強化利子助成事業」などの国・県の諸施策を積極的に取り入れ、情報提供とその取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 初めに、財政についてであります。総合計画で、実施計画3年ごとのローリングをやっているわけですが、歳入歳出を見ればそんなに影響はないという考えのようですけれども、これらの計画の中で、今最優先事業として取り組むべきと考えているものを伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 平成28年度、今年度から3年間の総合計画、3年間のローリングの事業を計画しているわけですが、まず、平成28年度におきましては、役場庁舎耐震工事等々、いろいろな大規模な事業に取り組むこととしております。これにつきましては、当初見込んだ事業費によりまして、計画どおり実行できるものと考えております。

さらに、ご質問の趣旨は消費税の関係かと思いますが、29年4月以降につきましては、現段階では消費税10%になることを見込み、計画しているところでございますが、この点につきましては、総合計画の3カ年のローリングについては、29年度については今年度に取り組みます来年度の予算編成作業において精査してまいりたいと思っておりますし、財源の確保には、先程の町長の答弁にもありましており、様々な形で確実に進めてまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今回の消費税の再延長で、国は財政出動という骨太政策の中で、プレミアム商品券の発行についても考えているようですけれども、今まで三川町は町独自あるいは国の政策等でやってきたわけですが、このプレミアム商品券についての考えを伺います。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問にあったプレミアム付商品券の発行でございますが、三川町については7年連続で、いろんな財源を使いながら、地域経済の活性化のために活用し実施しておるところでございます。

流れとしては、町が出羽商工会三川支所の方に業務委託するという形で、出羽商工会の方で実施するというふうな形になってございますが、今年度も当初予算に、5,000万円の発行を想定してプレミアム10%という形で予算を計上しております。このことについては、出羽商工会の方で先に実行委員会が開かれまして、細部について、今、詰めの作業をしてきておるといふ状況でございます。

位置付けということでございますが、あくまでも商業分野での活性化が地域経済に公益を与えていただきたいという形で、このプレミアム付商品券を手法として判断し、実施を継続しておるところでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 防災についてであります。先の熊本地震の場合、本当に想定もできない、震源地が浅いとマグニチュードが低い数字でもああいう被害を受けるということ、驚いている状況であります。

そして、今回の場合、いろいろ専門家の意見がありますけれども、住宅の違いもあったのではないかと。熊本は九州地方ですので台風のよく来るところなので、瓦屋根等で重く押さえるという手法。我々雪国は、同じ瓦でも、雪が降りますので、下の柱等、丈夫なものを使っているという状況でありますので、被害に遭った場合も状況に違いが出ると思っております。

そこで、地震に備える最初の対応として、県でも2008年時点で、県内住宅の総数38万3,000戸の4割が耐震基準が改定前の1981年以前の、4割、15万7,200戸が耐震性不十分な建物で、9万9,600戸が、推定総数の3割が危ないという状況であります。

これらを町でも一生懸命やっていますが、改めてこういう災害があった場合、こういう耐震の備えが必要と思われませんが、今後の考えを伺います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 本町の住宅の耐震化に対するご質問でございますが、本町にお

きましても様々な形で町民の地震に対する備えということで、いろいろな事業を通して啓発しているところでございます。

町長の答弁にもありましたとおり、住民自らできる減災対策として、例えばよくテレビ等で行われているのが、家具等の転倒を防ぐ手だて、それから家具等の置き方、向き、そういった工夫で家具等の下敷きになるようなことが防げるということもあります。いろいろな形でそういった情報は町からも流してまいりたいと思いますし、また、自主防災会においてもそのようないろいろな対策をとっていただいているところでございます。

また、町といたしましても、行政といたしましても、建設環境課主管の住まいづくり支援事業を通しまして、住宅の耐震補強に対する支援を行っているところであります。

さらに、住宅の耐震に関する調査というご質問もあったようですが、それについては本町においても建設環境課で調査しておりますので、その結果、内容については建設環境課からお答えしていただきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） 耐震化というご質問でございますけれども、本町の場合、住まいづくり支援事業の中で、耐震補強の補助制度を実施してございます。

その他に、住宅リフォームの中のメニューにも耐震化というメニューがございまして、部分的に、居住するところとか寝室とか、その辺り、部分的な耐震補強についても助成の対象としているところでございます。

それから、耐震化率というお話でございましたけれども、事前にペーパーで皆さんにお配りしているところですが、64%弱だったと思っておりますけれども、毎年若干ずつではございますが、耐震化率は上がっている状況でございます。

ただ、国で目標としている耐震化率にはまだほど遠いという状況になってございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） この耐震で、前の26年の議会でも申しましたけれども、この庄内地方の120年前の大きな震災によって、知恵として、柱と柱を繋ぐ部分に金具を入れるとか、そういう知恵で今の庄内地方の住宅等は耐えているわけです。耐震用のそういうものへもリフォーム助成で該当させて、あるいは知識として情報提供する予定なのか、伺います。

○議長（成田光雄議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） 耐震化率の向上について、町では住まいづくり支援事業の制度内容のお知らせとして、広報、それからホームページの方にも掲載をして、その促進を図っているところでございます。

その他に、昨年度は高齢者の防災減災対策ということで、福祉センターにおきまして、庄内総合支庁の建築課と我々で普及啓発のPRをしたところでございますけれども、今後につきましても、いろいろな集まり等を活用しまして、その減災対策の普及に努めてまいりたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） もしこの地域で熊本のような震源地が浅い地震、先程言ったとお

り、この庄内平野にも断層があるわけでありまして。その中で、イオンとも協定で食料品の供給とかをやっているわけでありまして、同じ地域であります。東日本大震災でも教訓であったとおり、太平洋側であったとき、あのときは日本海側からの交通ルートを使い、あるいは物資も届いたわけでありまして。ですので、今度は、日本海側にあるこの地域等は太平洋側との協定を結んでおくべきではないかと思っておりますが、その考えを伺います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 大規模災害時の物資の調達といいますか、受け入れについてのご質問かと思っておりますが、先のご質問でも、陸路が使えない場合、内陸からの物資輸送ができなくなるだろうというような、それに対する対策はというご質問をいただいておりますが、まず一つ、本町におきましては、日本海、海沿いにあるということから、海を介してのいろいろな物資の調達ということも可能なのではないかと考えております。

また、自衛隊におきましても、要請に応じていろいろな協力をさせていただけることになっておりますので、空路でのそういった物資の輸送というのもお願いできるものと考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 陸路がだめになった場合、前にも答えておりましたけれども、庄内空港や酒田港があるからということでありまして、知っているとおり、東日本大震災の場合は仙台空港等も使えない状況が何日か続いた状況であります。今回の熊本地震でも空港が使えなかったと。

それで自衛隊等の活躍になるわけでありまして、26年の時点で私も提言いたしましたけれども、避難所になるところには、天空表示といって、例えば公共物、避難所の屋根に地名を書く、例えば横山小学校なら「横山小学校」と書く。そうすれば、この避難所が自衛隊のヘリコプターでも、ここが避難利用だということで物資を届けることが可能なわけでありまして。地元の地理上、分からない場合、この天空表示というものが大変役に立ちます。我々が2、3年前、墨田区にお邪魔しましたときには、各小学校、校舎の上には学校名が書いてありました。

私はこの提言を26年の3月議会でも言いましたけれども、答弁としては「提言として受けとめておきます」という答弁でありました。その後、どういう考えで、もしこういう災害があった場合は、今言った条件が重なった場合、自衛隊のヘリコプター等に頼るところが大きいわけですので、あるいは県外の防災ヘリ等も来るわけでありまして。それらに頼らざるを得ない状況でありますので、伺います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 災害発生時の物資、特に水、食料品等の調達につきましては、様々な形で対応していくこととしておりますが、ひとつ住民の皆さんにも、町長の答弁にありましたとおり、ある一定期間、家族分の食料品を備蓄するようということをお願いしているところでございます。

そういった中においても、外部からの応援というものは必要でありまして、その際、施設

の分かりやすいところに天空表示というものをした方がいいのではないかというご質問、議員おっしゃいますとおり、以前にもいただいておりましたが、その後、本町の学校等の屋上、屋根等、いろいろ見てみたところでございますが、なかなか表示は困難なところが多いというところもありましたし、また、冬期間の場合、積雪があった場合見えないというようなこともあります。

そういったことから、最終的な回答としては、前回と同じように、まずはご意見として伺っておきたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今、積雪のことも言いましたけれども、とにかくいろんな方法でここが避難所であるというお知らせをしておかなければならない。東日本大震災のときは、この情報が混乱して、どこが避難所か、あるいはこの避難所に行っているか行っていないかの確認もできなかったということが現実には起きましたので、それらのアイディア等、雪国は雪国なりのアイディア等、災害に遭った場合、いろんなものを立てるとか、いろいろ考えられると思いますので、そういうこともやる方法があるかと思います。

あと、今回、私は良かったと思ったのが、仮設住宅、もし建設しなければならない場合、他自治体は用意されていないというところが結構ありました。三川の場合、いろり火の里施設等が仮設住宅の、必要となった場合やるということでしたけれども、このいろり火の里、かっぱつ広場等、すべて道の駅になっているわけですが、その辺の兼ね合いはどうなのでしょう。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 仮設住宅建設予定地と道の駅との兼ね合いというご質問でございますが、まずは、どちらも町有施設でありますし、道の駅にいらっしゃる方の車両の制限、そういったことも場合によってはあるのではないかと思います。

それにつきましては、あくまでも災害の規模等によりまして、まず、今現在、仮設住宅建設予定地として県に報告しておりますのがイベント広場1ヵ所でございます。

参考までに申し上げますと、イベント広場は広さ5,325平米で、40戸は建設可能ということで県に報告しているところでございますが、それで足りない場合の敷地としては、いろいろ社会経済、または学校教育等の影響を鑑みまして、できるだけ影響の少ないところから予定地として定めていく、決めていく、そういった考え方が必要なんだろうと思います。

そういった意味で、かっぱつ広場の芝の部分だとか、アスレナの花の南側の広場、それから、町内には袖東公園とか対馬公園、さらに成田横川の農村公園、それでも足りない場合は、例えば町内会にお願いして町内会の公民館敷地というものも、双方納得できれば、了解がとれば、そういったところへの建設も可能なのではないかというふうに考えているところでございます。

最後になりますが、いずれにいたしましても、建設の程度については、災害の大きさによって適切な判断をしていくことが大切なんだろうと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 今答弁があったとおり、三川町は幸いそういう敷地があって、よく災害があると仮設住宅等の建設により学校のグラウンドが使えなくなっているとかそういう問題が起きておりますけれども、幸い三川の場合は、そういう土地があれば、児童生徒への教育に与える影響は最小限で済むのではないかと思います、そういう対応が必要ということで、評価したいと思います。

そして、もし災害があった場合、よく自助、共助、公助とありますけれども、町側で今ずっと答弁で、自分で2日ないし3日分の食料は確保する、自己責任で確保しておいてくださいということでありまして、それが果たして一般町民に徹底されているのか。

例えば、防災訓練あるいは防災診断のとき、お宅のうちにそういう2、3日分の食料が確保されているかということも、戸締まりの鍵だけでなくそういうことも確認し合うべきではないかと。よく言う個人情報等もあろうと思いますけれども、町側が自己責任で2、3日分の食料品は確保するべきだという考えならば、そういう政策も必要ではないかと思われませんが、そして、これらの啓発はどうする考えか伺います。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 災害が起きた場合の支援について、公、行政からの支援というのはある一定の時間がかかるというのはご理解いただける場所だと思っております。

そういった中におきまして、町といたしましては、町内会長会議や、また自主防災訓練時、そういったところを通して、こういった町民一人ひとりの取り組みも大切なんだということを訴えてはいるんですが、その辺、どの程度徹底されているのか、再度、町内会長、自主防災会組織、そういったところを通して徹底に我々も再度力を入れてまいりたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） その食料ですけれども、当町内会でも、レトルトのカレーあるいは飲料水を町内会として確保しているわけですが、レトルトのカレーも火を使わないで済むものですけれども、ただ、水等も、飲料水はペットボトル、2年ないし3年が期限であります。それ以降、メーカー側は封を切らなければ大丈夫とは言うておりますけれども、そういうものも賞味期限があります。そういうものの一覧、啓発活動をする場合、こういうものは何年もつ、重いけれども缶詰類は結構日数もつわけです。そういうものを、例えばごみ収集のカレンダーのようなああいうもの、分別のものを書くように、こういうものが防災食品には適している。よく言われるビスケットのようなパンとかありますけれども、こういうもの、例えば国で示しているもの等あれば、そういうものも提示して、こういうものを確保しておくべきではないかという啓発の方法もあろうかと思います、そのような考えはどうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 食料品等の備蓄の方法についてでございますが、それに関する啓発というご質問でございますが、まず、食料品等の備蓄については私どもは、個人、町民個人々人をお願いしているところでございますが、自主防災会によっては、そういった組織を

単位として取り組んでいらっしゃる場所もあるというふうに今伺いましたところでございます。

こういった中におきまして、そういった食料品については、民間企業においてもいろいろな商品を開発しているところでございます。そういったいろいろな商品がある中で、各自、また各組織において、自分に合ったやり方について積極的に取り組んでいただけるよう、その辺についてもお願いしてまいりたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 避難所で車中泊が今回熊本もあって、いろいろトラブル等もありました。前は避難所で、子どもの泣き声、あるいはいびきで迷惑をかける、いろんな病気の感染を防ぐために車で泊まるということが想定であったわけですが、今回の熊本地震の場合、家の方が危ない、建物の方が危ないので車で寝ているということが多くありました。それによってエコノミークラス症候群という現象が起きて、実際、地震では体は守れたけれども、関連したことでいたましい命を失ったということもあります。

この車中泊についての啓発、あるいはエコノミークラス症候群の予防、いろんな靴下等もあるようでしたけれども、定期的な運動をすとか、どうしても、簡易のトイレに行く場合は雨降りだと大変というようなこともありました。

それらに対しての、車の中に避難している人たちへの対応、車にいると避難所の食料品が届かなかったというような現状もあったようですので、それら、車の中で寝泊まりしている人への対応の考えを伺います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 災害が起きた場合の避難者の生活に関してでございますが、基本的には、いち早く避難所を開設して避難所での生活ができるように対応するというのが行政としては大切なことなんでしょうと思います。

そういった中において、車中泊をなされる方については、避難所の施設内に誘導する、移っていただく、そういったような働きかけが大切なんだろうと思いますし、また、いろいろな形で身体の健康上の問題とか、いろいろなことについては、保健師なり、いろいろ専門家を通した保健指導等をいち早くできるように体制を整えて実行に移すということによって、そういった熊本地震であったようなことができるだけ少なくなるように努めていくことが大切なんだろうと思います。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 健康な人の避難ということになればいろんなこういう手だてもできますけれども、介護が必要な人、あるいは災害による精神的、つまりショック等でいろんな現象が起きているわけでありまして。そういう人たちは一般の避難所には大変と思われまして。

町でも防災計画で、そういう福祉センターとかいろんなところ、用意はしているようですが、それらの対応と、あと、当然これには、大きい災害の場合、県外からの医師等も来てはくれるわけですが、地元医師会等とのこういう協定等はできているのか、伺いたいと思います。



○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 本町におきましては、地域防災計画の中の一つの位置付けとして、健康福祉課から災害時要援護者避難支援計画というものを作っていただいて、町内会、民生委員等との連携の中で、そういった方々のいち早い確実な避難を確保する対応をお願いしているところでございます。

そういったことから、まずは最初に動いていただくのは自主防災会になりますが、その後は行政との連携の中で、いち早く避難所へ誘導することとしているところでございます。

また、山形県医師会、歯科医師会等との連携の中で必要なサポートもいただけることになっておりますし、本町におきまして、福祉避難所としましては、先程なの花荘と協定を結んだところでございますし、さらに福祉センターも、一般の避難所での生活が困難な方については福祉センターに誘導するとか、そういったことも可能なのではないかと考えております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 三川の場合、まだそういう職員による図面上の避難訓練等は行っているわけでありますが、大きい災害になると、ありがたいことに、マンパワーということでボランティアの方たちが駆けつけてくれております。その職員の研修等で、ボランティアに来ていただいた人たちの対応までができていいのか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 災害時への対応というようなことで、いろんなことが想定されるのだと思います。先程総務課長が申し上げたとおり、災害の規模、大きさ、それから時間もございまして。それから、周辺の自治体の状況がどうなっているのか、あるいは交通機関、インフラがどのような状況かという、いろんなことが想定されるわけですが、まずは本町におきましては、地域防災計画の中で、現時点で想定される災害に対する対応というようなことですべて位置付けているところでございます。

その中で、ボランティア等の受け入れ等につきましても位置付けているところでございしますが、どのような災害が起きるかというのは非常に想定が困難なところもございまして、東日本大震災のときにつきましましては、他から避難者が来るというような想定は、本町の地域防災計画の中では位置付けておりませんでした。

そのようなことから、本町町民が被害に遭った場合の対策というようなことでは地域防災計画の中では位置付けておりましたけれども、他の被災者を受け入れるという部分についても、地域防災計画の見直し等を行って位置付けたということでございます。

そのようなことから、随時見直しを図りながら充実をさせていくというふうな考えでございまして、現時点での災害に対する対応につきましましては、本地域防災計画で位置付けて訓練等を実施し、その精度を高めていくという考え方でございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今あったとおり、東日本大震災の場合は、三川町に福島県等から避難した住民がおって、幸い三川町では旧押切公民館等の調理室等が使えて大変良かったとい

うことであります。

その時期に私も指摘したんですけれども、その後の、先程の26年でも、あのとき、3月11日ですので、まだこの辺は寒い時期でありました。ところが、三川町には毛布が薄いものしかなかったということで、私は前、指摘しましたが、今後そういうものにも対応したいということであります。

そういう地域住民あるいは避難民が、先程言った雪の時期であれば、当然寒い時期ですので、それ以降、厚い毛布等は準備なされているのか、まだ従来どおりの毛布の対応なのか、そういう点をお伺いできればと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 避難所で使用する毛布の件でございますが、厚さについては私は承知しておりませんが、毎年計画的に枚数は増やしているところでございます。冬期間、寒い場合、1枚で足りない場合は2枚とか、そういった形での対応もできようかと思いますが、災害用備品そのものにつきましては毎年充実させているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 東日本大震災、今回の熊本と、本当に想定外の災害が起きて、それにすべて対応するということが本当にいかに難しいかというのが、現実問題、出てきたわけでありまして。先程言ったとおり、この地域には庄内平野東縁断層帯がありますので、いつ起こっても不思議ではない状況下にありますので、住民の生命を守るためにはそういう必要性があるかと思っておりますので、今答弁なされたとおり、順次対応、あるいは物品等もやっていく、あるいは職員体制でも訓練していくということが必要となろうかと思っておりますので、その努力を住民のためにも望むところであります。

次に、農業政策であります。

先程答弁にもあったとおり、国策の見直しにより住民が不安になっているということで、町側も生産等についてはいろいろ対応していくべきであろうということでありました。まだ具体的に独自の案は示すことができないと思われませんが、例えば稲作を中心に考えた場合、どういう対応が可能なのか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 昨今の農業情勢環境に鑑みまして、町の独自施策で住民、農業者の不安を一掃するようなことができないかということでございました。難しい問題です。

どういったものであっても、最終的には農業で経営が成り立って生活ができるということが必要なわけございまして、その状況が今、米価が下落しているということで難しいということでございます。

こういった状況の中で、町が独自に示したのは、改めて米であるということ、それは、いえば、長年の先人の努力等によりまして、米を作るための水田の整備、米を作るための農業関係施設の整備、もちろん一番大事な米を作る農業者がみんな揃っているわけです。そういっ

たときに、こういった地域が米価が下がったので米は無理だということでは、それはもう全国各地できないということも含めまして、改めてこの町の特産は米であるということを示しています。

ただ、米だけでは成り立たないという部分も当然ございますので、米を基本にしながら、その他の部分で収入を付け加えていく、こういったことは当然必要ですので、今まで言われるように複合経営推進だと。今まで以上に具体的に進めていく必要はあろうかと思えます。

ただ、瑞穂の郷づくり事業はそういった視点で昨年度から動いているものでございますので、明確に何から何までできるわけではございませんので、町としては2点に絞り込んでやっています。日本指折りの稲作の先進地域だと。

では、具体的にどうだというと、担い手への水田集積率が80%を目指しましょうということです。これは国の施策等に連携したものではございますが、具体的に、今現在67%超の集積率になってございます。5年後の31年、10年後の36年にそれぞれ具体的な目標を持って、今確認をしながら進めているところですし、もう一本、人と地域に優しいお米の生産地域、いわゆる稲作づくりの先進地域を体現するような部分でございますが、見方を変えると、有機栽培米、それから特別栽培米、消費者にとっては一生懸命作っている安心安全なお米であるというお米を、三川町の場合、圃場的に見れば、40、50%近くがそういったことで使われております。実はそれを表に出したいということでございます。

5年後の31年、10年後の36年には、有機等の生産圃場率を半分、50%に持っていこうということで、今現在47.9%まで来ています。これをさらにPRしながら、先進地域であり、瑞穂の郷づくりを進めるんだということを進めてまいりたいと考えています。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 国の政策等でもそういう特別栽培米等を増やすというような考えはあるようであります。集積で集落の農業を維持するというのも当然大事でありまして、そういう解決方法しかないと思われる部分もあったりするわけですが、今、複合経営等も出ました。

私が心配しているのは、こういう集積が進んで農家戸数が減るということでありまして。先程言ったとおり、この地区は基幹産業が農業で、この農業により地域集落等が維持されてきたわけでありまして。そういう組織体、あるいは農業に対する理解者が減っていくということが心配されるわけでありまして、これは今答弁というのは時間的な問題もありますので、いろいろまた新たな政策の中で考えてほしいと思えますし、私なりに次の議会等あるいはその後の議会等で提案もしていきたい、提言もしていきたいと思っております。

TPP関係で、政策を早めにとって、それで有利に地元農家が展開するというようなことを提言しているわけでありまして、今回の、この間補正予算も採決されたわけですが、この産地パワーアップ事業というのは、27年度の補正予算で505億円、なっているわけです。それが4月下旬、町へやっ和下りてきたということでありまして。違う事業は28年度予算措置で、その前、事業展開で募集もかけておるわけですが、この間の産地パワーアップ事業の場合は、すでに27年の補正予算でなっておるわけでありまして。やはりそういうも

のを早めに情報を取り入れれば、505 億円のもの対象者がもっと多く、情報を早く入れれば、今回、押切のライスセンター、あるいは、3 農家程度でしたけれども、もっと対応できたのではないかと思いますので、そういう情報を早めにとって、28 年度の予算概要もすでに決定しておりますので、そういうものは早めに取り入れて、今言われた農家の有利な農業経営にするよう努力すべきと改めて思いますが、考えを伺います。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 国が示す農業関係の施策について、いち早く情報をつかんで取り入れるという考え方については、私もそのように思っております。

ただ、現実の話、補正予算でもご説明申し上げましたが、実際に国会等でそういった事業予算が補正になったにしても、実際に届くのが、今回の場合、4 月下旬であったと。これに限らず、前年の担い手確保・経営強化支援事業、いわゆる経営体育成支援事業のスーパー版だと言われていますが、これも同様です。1 週間そこらでいきなり出てきて、農業者の意見等も聞く間もなく申請を出すようにと言われております。こういったことについては、現場で使ってなんぼの話ですから、国の方についても、県に対しての流れをもっと明確に早くしていただくようなことは強くこれからも要望したい、そのように思います。

○議長（成田光雄議員） 2 番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 今回のいろんな事業で、各市町村単位でも自由度がある程度認められている部分もありますので、今後、そういうことも情報を取り入れて対応できる場合、対応すべきと思います。

これで質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 以上で2 番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午後 3 時 20 分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 3 時 40 分)

次に、5 番 田中 晃議員、登壇願います。5 番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員）

- |                          |                              |
|--------------------------|------------------------------|
| 1. 「介護予防・日常生活支援総合事業」について | 1. 介護事業者の負担はどのようになるか伺う。      |
|                          | 2. 要支援者（利用者）の負担はどのようになるか伺う。  |
| 2. 子育て支援施設建設について         | 1. 事業について関係者の意見をどのようにきくのか伺う。 |
|                          | 2. 管理方法（運営主体）について伺う。         |
|                          | 3. 施設職員の身分保障、学童保育の充実との関係を伺う。 |

- |                |   |
|----------------|---|
| 3. かわまちづくりについて | 1. かわまちづくり整備事業の進捗状況を伺う。                   |
|                | 2. ランニングコストについて、運営管理はどこで行い、将来の財政負担はどうか伺う。 |
| 4. 学校給食無料化について | 1. 子育て支援の拡充にむけて、学校給食費の無料化を検討できないか伺う。      |

平成28年第2回定例会、2016年6月議会にあたりまして、通告に従い一般質問いたします。

質問の第一は、介護予防・日常生活支援総合事業についてです。

2017年（平成29年）4月、全国の自治体では、改正介護保険法による見直しである介護予防・日常生活支援総合事業（通称 総合事業）スタートのタイムリミットを迎えます。全国一律の介護保険給付から、市町村の事業へ移ることになります。

これまで、国の法令によって基準とサービス内容、報酬単価、利用料が決められていた要支援者のホームヘルプサービス（訪問介護）とデイサービス（通所介護）が市町村の総合事業へ移行し、その基準、内容、単価、利用料は各市町村に委ねられます。

このことを踏まえまして、1点目、介護事業者の負担はどのようになるか、伺います。

2点目、要支援者（利用者）の負担はどのようになるか、伺います。

質問第2は、子育て支援施設建設についてです。

平成32年（2020年）施設完成を目指し、28年度より基本設計に着手していますが、子育て世帯の支援を目的とする子育て支援センター機能と、生涯学習の拠点施設を整備することとしています。

このことを踏まえ、1点目、事業について、関係者の意見をどのように聞くのか。

2点目、管理方法（運営主体）についてはどうなるのか。

3点目、施設職員の身分保障、併設が予定される学童保育所充実との関係について伺います。

質問第3は、かわまちづくりについてです。

第3次三川町総合計画に基づき、まちづくりと一体となった良好な水辺空間の形成、憩いや触れ合い、健康志向に配慮した魅力ある公園を目指し、赤川河川緑地におけるかわまちづくり整備事業が進められていますが、1点目として、かわまちづくり整備事業の進捗状況を伺います。

2点目に、ランニングコストについて、運営管理はどこで行い、将来の財政負担はどうか伺います。

質問第4は、学校給食費無料化について、1点。

子育て支援の拡充に向けて、学校給食費の無料化を検討できないか伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 田中 晃議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項4の「学校給食無料化について」は、教育委員会よりご答弁いたします。

初めに、「介護予防・日常生活支援総合事業」に関するご質問であります。現在、いわゆる「デイサービス」と「ホームヘルプ」事業を保険給付制度から当該「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行することについて、準備に万全を期しているところであります。

ご質問の1及び2の介護予防サービス事業者並びに利用者となる要支援者等のそれぞれの負担については、デイサービス及びホームヘルプ事業の委託料に関する調整結果によることとありますが、本町といたしましては、鶴岡市等近隣の市や町の動向も踏まえながら、均衡のとれた負担調整を図りながら決定してまいりたいと考えているところであります。

次に、子育て支援施設建設に関する3点のご質問であります。関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

このたび計画している地域交流・子育て支援施設整備事業は、子どもから高齢者までの世代を超えた様々な交流が可能な「地域交流施設エリア」と、子育て家庭の支援を目的として、乳幼児を抱える世代の活動を支援する「子育て世代活動支援施設エリア」、共働きの保護者を支援するため放課後児童の保育機能を担う「学童保育施設エリア」を設け、それぞれが異なる機能を持つ複合型一体化施設の整備を基本的なコンセプトにしております。

この施設につきましては、それぞれのエリアが単独で施設運営と事業の展開ができることは当然ながら、エリア相互がそれぞれの機能を補完・拡充することが可能な施設整備を目指していることから、施設利用が想定される機関・団体等の関係者や有識者等の参画を得て、基本設計の策定にかかわる組織を設けるとともに、策定の進捗状況に応じて町民等の意見もお聞きしながら、事業を推進してまいりたいと考えております。

施設の運営主体や管理方法につきましては、施設整備の内容や機能により求められる運営形態も変わってくるものであり、業務委託や指定管理者制度など様々な経済的手法も考えられますが、まずは施設利用者の利便性を考え、円滑な運営ができる方法を模索していくとともに、学童保育の充実についても、その中で併せて検討してまいりたいと考えております。

次に、かわまちづくりについてご答弁申し上げます。

1点目の進捗状況についてであります。本事業については、平成24年度からスタートしているところであり、平成25年11月には国土交通省のかわまちづくり計画に登録され、また、平成26年度及び平成27年度においては、町内各種団体等の住民組織による三川町かわまちづくり推進協議会を設置し、その具体的な整備計画を検討してきたところであります。

本協議会で検討された整備内容等については、基本設計及び実施設計に反映するとともに、事業計画に基づいた年次的な整備を図ることとして、いよいよ今年度より工事に着手する運びとなったところであります。

また、町が施工する工事と併せ、国土交通省が直接施工する工事については、町より先行

する形で昨年度から進められており、すでに親水護岸や桜堤の整備が行われているところがあります。

2点目のランニングコストに関するご質問ですが、整備後の維持管理手法については、ただいまご説明申し上げました三川町かわまちづくり推進協議会の中でも協議がなされ、なるべく維持管理経費をかけないような運営管理方法について、いろいろなご意見をいただいたところであります。

本施設につきましては、町の初めての総合公園として位置付けるとともに、町が主体的に運営管理していくものであり、その維持管理につきましては、協議会をはじめ利用団体等の意見等を踏まえ、将来の財政負担を極力抑えられる運営手法について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 田中 晃議員にご答弁申し上げます。

学校給食費の無料化に関するご質問ですが、学校給食に関する規定といたしましては、学校給食法第11条において、給食の運営に必要な施設設備の経費と、調理従事者等の人件費は学校設置者の負担とし、それ以外の経費については保護者の負担と定められております。

このため、本町においては、学校給食の献立や食材の購入、給食費の金額設定などについては、学校関係者と保護者等で組織する学校給食運営委員会において協議決定し、実際の給食費の集金と食材費の支払い等は、各学校の独立採算制により学校給食を運営しているところでもあります。

議員の質問による学校給食費の無料化につきましては、一部の自治体において保護者の負担軽減を目的に実施している例はありますが、本町においては学校給食法に定める費用負担の原則を尊重するとともに、学校ごとの自校炊飯・自校調理を堅持し、今後とも安全でおいしい給食の提供に努めていきたいと考えているところであります。

子育て支援に関しましては、出産祝い金の支給や、幼稚園基本保育料の無料化、中学生までの医療費の全額助成など、バランスを考慮した支援を実施していることから、学校給食費の無料化につきましては、現時点では考えていないところであります。

以上、答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） それでは、通告順に再質問させていただきます。

最初の介護予防・日常生活支援総合事業についてのところですが、まず、町の方では、来年4月に向けて万全を期して準備を考えているということでした。そして、そうですが、私はすごく、今まで介護予防、一番大きなのは、要支援の方が今まで介護保険制度の中に組み込まれたものが外れて、町の総合事業の中に含まれるということです。

そのことについてまずお聞きしたいんですが、これから先、町の支援事業の中に組み込まれるということは、これからのすべての、先程言った基準とか内容、それから利用料を含め

て、町で決められるということなんですか。その確認です。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） ご質問にあります、いわゆる介護給付から地域支援事業、町の主体事業に移行するにあたってのもろもろの基準等につきましては、手元にある資料といたしまして、平成27年6月5日付で各都道府県知事宛に厚生労働省老健局長から発出されました「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」という文書がございます。この中に、その事業実施にあたってのもろもろの基準が明示されておりますので、町といたしましては、この国から示されましたガイドラインに基づいて、縷々準備を進めてまいりたいという考えでございます。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） そうでした。私も調べたんですが、2015年6月に厚生労働省が進めるにあたってのガイドラインということで指し示したということです。

それで、私はどういう進め方の内容があるかということで、ガイドラインの内容の中に主だった四つのパターンの内容があるということです。

一つは、現行相当サービス、今まであったあり方を踏襲して進めていく、維持して進めていくということなんでしょうか。そして二つ目は、多様なサービスという言い方をしているんですが、その中で、緩和した基準というのは、訪問型・通所型サービスですね。あと、三つ目は、ボランティアによる訪問型・通所型サービス、これはBという言い方をしているんですね。そして四つ目に、専門職による短期集中予防のサービスCがありますという内容なんですが、この中身についてもう少し詳しく教えてほしいということと、この四つの内容で進めなさいということで国の方は推薦しているというか、指導というか、進めているんですが、これについて、三川町として、この四つの中でどういうふうにあるいは組み合わせで進めていこうとしているのか。その際、先程町長がおっしゃってました「万全を期して」の中身なんですが、そのことを含めて、今の進捗状況を含めて教えてもらいたいと思うんですが。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 今ご質問いただきましたとおり、今回の制度の移行に基づきまして、訪問型サービス、それから通所型サービス、それぞれにつきましてもいわゆる従来型の現行型の訪問介護相当サービス、それから多様なサービスというくりに分けまして、それぞれのサービスの提供のあり方を国の方で示しているところでございます。

基本的な考え方としましては、現行の訪問介護相当サービス、同様に、現行の通所介護相当サービス、これにつきましては、現在、予防給付として保険制度の中に位置付けられております訪問介護並びに通所介護、このサービスの提供が必要と認められる方々に対しましては、現行の水準を維持した状態でサービスの提供を図るべしという考え方のようでございます。このそれぞれ受けていただく事業所を指定するという関係につきまして、各市町村でそれぞれこれから動くということでございます。

本町におきましても、町内また町外の施設に今現在それぞれのサービスを受けている方々



がいらっしゃいますので、各事業所との調整を始めるということでご理解いただければと思います。

また一方で、新たに打ち出されてきました多様なサービスということにつきましては、質問にありましたとおり、ボランティアの皆さんからの協力体制等を構築した形で、訪問型のサービスもしくは通所型のサービス等を提供する体制を構築すべしということをございまして、このサービスの提供体制につきましても、縷々関係団体と調整を始めたというところをございます。

基本的には、それぞれこれまでの介護保険制度の給付の中で実施してまいった訪問並びに通所に関しますサービスについて、各市町村においての地域支援事業として展開することにより、利用者の方々の負担を軽減する、併せて介護保険の財政運営についての負担を軽減するというような、両方の目的に基づいての制度移行というふうに認識しておりますので、先程町長の答弁にもありましたとおり、本町だけの施設内で賄われる内容のものでもございせんので、近隣の鶴岡市並びに酒田市等々の関係機関と調整を図りながら進めてまいりたいという考えでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 周辺と均衡を合わせて進めていきたいということなんですが、先程確認したことに戻るんですが、決め方というのは最終的には町で決めていくということで、現行の既存の介護事業所の介護報酬も含めて、今度は介護保険制度でなくて町の方が決めていけるということで、それは介護事業所の方に指し示すという形になると思うんですが、そうした中で、私は既存の現行の事業所といえば、要するにデイサービスもホームヘルプも、町のある介護施設とすれば、具体的にいえば、ほのかであったりな花荘であったり、あと、デイサービスのかがやきであったり、様々あると思うんですが、そここのところに要支援の方たちが29年4月から、現行どおり、通所介護の場合はそこで過ごす、そういう中身でよろしいんですか。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 先程も説明させていただきましたが、現行の通所介護サービス等が必要だという方々に対しましては、もう一度サービス利用の適性を判断したうえで、これまで同様の継続したサービスの提供が認められる場合には、従前どおり通所サービスを受けていただくというような形になるものでございます。

そのサービスの提供体制が、保険給付から、町からの事業所等の契約に基づいての委託事業という形になるものでございまして、国のガイドラインによりますと、その方法としましては、指定事業者という制度を活用して、毎年度の委託契約という事務の煩雑性を伴わずに、これまでの保険給付と同様の、国保連合会等の審査支払い等の手続を適用した形で市町村が実施できるというような負担軽減策も打ち出されているようでありまして、まだあくまでもガイドライン上での私どもの認識でありますので、これから個々の事業所並びに関係市町との協議の中で、具体的な進め方について詰めてまいりたいというふうに考えているところをございます。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） それで、そうはいつでも、来年の4月からということで、ある程度見通しを持っていかなければならないというところはあると思うんです。

それで、私の方でお聞きしていることは、周辺の市町村ということになれば、医療・介護を含めて鶴岡市と連携が多いと思うんですけども、今、国の方として介護報酬を求めるところは7割ではないかと言われている、そういうところがあるんです。そうした場合、本当に、では介護事業所としては7割の中で事業を進めていかなければいけないといった場合に、では、7割だから先程言った利用者の軽減は、安くなるのは当然だと思うんですが、ただ、事業所にとっては大変になってくるのではないかと思うんですね。

利用者は安くなっても、ではサービス内容はどうなるのかということなんです。その辺のことがたぶんこれから先考えていかなければいけないと思うんですが、そうなった場合に、町としてどんなような対応というか進め方をしていくのかということをお聞きしたいです。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 今ご質問いただいた内容については、基本的には、先程来国から示されているガイドラインに基づいてのお話かというふうに承っているところでございますが、先程説明させていただきましたように、従来どおりの通所介護等が必要という場合については、これまでと同様のサービスの提供を図ると。そのサービス提供にあたっては、保険給付ではなくて、町からの委託料という形で指定事業者の関係団体に支払いするというような予算の執行が発生するわけですが、その単価について触れられている内容といたしましては、国が定める額としまして、従来の予防給付の単価を上限として各市町村ごと決定できるというガイドラインの解説になっております。

その中においての、訪問介護の場合は人件費の割合が70%相当を算定しても良かろうと。一方で、通所介護の場合は人件費の割合を45%程度に抑えなさいというような指針が出されておるところでありまして、ご質問の、人件費、いわゆる介護支援員に対しての報酬が7割に抑えられるというようなお話は、おそらくこの訪問介護の人件費割合70%というガイドラインの数字かなというふうに承っていたところでございます。

全体にかかわるサービスの提供については、基本的には、国が定める現行の予防給付の単価を上限にするということでございますので、これを超えるということはありません。これを越えるということはありません。あくまでもこれに近い数字で調整が図られるものというふうに推測している状況でございます。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 私、介護者の人件費ではなくて、通所介護事業所に入るものが7割ということだと聞いていたんですが、それはどうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 先般、庄内地区の市町の担当者が集まりまして、いろいろとこの制度移行についての情報交換をしたところでございますけれども、その報告の中には今ご質問いただきました内容は含まれておりません。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） そうですか。私が聞いたのは7割だということで、そのところはこれからの伝達なのかもしれませんが、とにかく、全体的には今の介護報酬よりも下がるということなんですね。

そうすると、その中で介護保険から総合事業に移って、それで通所介護、それから訪問介護も含めてその方たちが、私が一番思うのは、今まで専門の方が携わって進めていたところが、そのかわりの内容が本当に維持されるのかというところがいつも、前のときも質問したんですが、その中身といいますか、本当に今までどおりの内容でもって進められればいいんですが、そのところがどうしても、介護報酬が下がればそれに合わせてサービス内容を下げなければいけないのではないかと思うんです。そこで要支援者の方が、そのところが維持されるのかというところがすごく懸念としてあるんですが、その点についてどうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 基本的に、サービスの内容につきましては従来どおりのサービス内容の提供を図るということでありまして、あくまでも経費に係ります支弁方法が、保険給付から市町村事業としての委託料等に切り替わるというような内容と私どもは認識しているところでございます。

その委託料が現行水準の保険給付費よりも低額になったということによって、サービスそのものの低下を招くというような事態が発生した場合については、先程説明いたしました指定事業者の取消というような権限が、今度市町村に、このガイドラインを見ますと発生してまいりますので、いわゆるサービスの低下を招かないようにという指導を含めて、最悪の場合、指定の取消というような事態でそのサービスの維持に、制度上は堅持できるものというふうに認識しているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） この総合事業事自体、2年前から、2015年からスタートしてきて、全国の自治体では先駆けてやっているの、そういう事例とかいろいろ様々なことは分かっているんです。

中では、総合事業に移って、通所サービスでまず時間が短くなったと。6時間のところが3時間で返されたとか、あと、入って、先程も午前中に介護予防のことで出ましたけれども、口腔とか様々なサービスがあるんです。そのところがあったり、あるいは入浴というのがあります。入浴ができなくなったりというのが実際あるものですから、その点を踏まえて、これから進めるうえではそのところを進めてほしいと思います。

そしてまた、そういう面では、全国の優れた例としては、岡山県の倉敷市が、現行どおり、まったくサービス内容を変えないで今でも続けているというところもありますので、そういうところを参考にいただければと思います。

あと、先程、29年度4月から進める中で、訪問型・通所型サービスAという内容があるんですが、これについては三川町としては全然取り組まないということでもよろしいんですか。

- 議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。
- 説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 今ご質問いただきました内容等も含めて、現在、検討を始めているということでご理解いただきたいと思います。
- 議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。
- 5番（田中 晃議員） ということは、訪問型・通所型サービスAですね、私はこれが進められるということは、結局、サービスAの中で介護者になる方が資格を持たなくてもいいと。一定の研修を受ければ、資格なしでも訪問・通所サービス、あるいは訪問ができたり、訪問事業責任者も無資格でもいいとされている、ガイドラインではそう書いているんですね。
- となると、そういう、本当にその時点である意味専門の方から外れて、利用者の方はそういう面でサービス内容が心配されるのではないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。
- 議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。
- 説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 今ご質問いただきました人的要素、人材の確保といったことも含めながら、ご質問がありました訪問型サービスA、もしくは通所型サービスAタイプのものが実施できるかどうか、総合的に今後検討してまいりたいと考えております。
- 議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。
- 5番（田中 晃議員） 私もそういうところで心配なところがあるので、推移を見ていきたいとは思いますが、あともう一つ、介護予防・日常生活支援総合事業についての最後の質問になりますけれども、先程言ったボランティアによる訪問型・通所型サービスB、これはやはり三川町の住民の方たちの、様々な組織の人たちが主体的に介護予防に取り組んでいくということなんですが、具体的にどんな形で、どんな内容で今時点で進めていこうとしているのか、その点をお聞きしたいと思います。
- 議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。
- 説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 今現在、まだ具体的な方策についてご説明できないところではございますけれども、先程も触れましたように、関係団体等にいろいろとこの制度の改正内容についてのお願いという意味を含めて説明しているところではございまして、その体制が整い次第、具体的な実施方策をまとめたいというふうに考えているところでございます。
- 議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。
- 5番（田中 晃議員） 私は、今回の総合事業の方に移るうえで一番大事なのは、現行の今までやっていたところが維持されるというか、一番最初の現行の体制といいますか現行サービスですね、現行サービスが主体となって進めていく。そのうえで、いろんな面で足りないところというのがあれば、そこを、先程言ったサービスB、住民の人が主体になった、なかなかできないところをやっていくような、そんな事業として進めていくことが大切ではないかと思っておりますので、その辺のことを求めまして、次の質問に移りたいと思います。
- 子育て支援施設の建設についてということで、5年後の32年に子育て支援施設が完成の予定ということなんです。それで、様々5年後の予定に向けて関係者から話を聞いて進めていくということなんです。私は、5年後に施設ができて、その中に併設される学童保育所について特化して質問していきたいと思うんですが、5年のスパンの中で、学童保育所関

係者とどのような形で中に入るかというか、事を進めていかなければいけないんですが、その辺の、5年を前にしての話し合いについてどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 今回整備を予定している複合型一体化施設につきましては、その中に学童保育の預かり機能を設けようということで計画をしております。

ただ、この問題につきましては、現在、学童保育運営協議会の方に貸与しております児童交流センター、こちらの老朽化が問題として挙がっておりますので、その代替施設として基本的には考えております。

ですので、その運営方法については、5年あるわけでございますけれども、今回の整備の目的としては、ただいま申し上げた児童交流センターの代替施設として考えております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 代替施設ということで、そのままそっくり入るとい形になるわけですね。ということは、だけれども、その入り方というのがあると思うんです。

例えば、子育て施設の中にどのようなスペースの中に入ることができるかというようなところがとても心配しているところなんです。子ども・子育て計画の中で、5年間の学童保育に関しての推移というのがあります。それで、27年のときは67人、5年経って66人、ほぼ横ばいで推移していると思うんです。

児童福祉法が変わって、学童保育に入れるのは6年生までになったと。だから、すごく需要が広がっていることと、以前はいろんな問題があって学童保育所に対してイメージが悪かったんですが、今少し回復してきている。本当に子どもたちが学童に来て楽しいんだと。お便りも発行して頑張っているところなんです。それとあと、三川町自体が、先程たくさん出ていましたけれども、優れた住宅政策と子育て政策をやっている。そういう中で、内外から子育て世代が移り住んできている。そういうことを見たら、もっと児童数が増えるのではないかと思うんです。

今、学童保育の国の補助金があるんですが、それが今一番、三川町の学童保育の条例の中でも、一支援単位がおおむね40人ということになっています。それに合わせて、国の方は36人から45人の、一支援に対して一番大きな金額の補助金があるんです。それが374万4,000円という形なんです。補助金のあり方は国、県、町が3分の1ずつという仕組みなんです。そうすると、今、三川町の学童保育所は実際59人なんです。それが、5年後を考えた場合にはさらに増えていくのではないかと、私はそう思うんです。

そうした場合、補助金との関係でも、単位は一支援に対して374万4,000円が来るわけです。だから、子ども・子育て支援センターの入り方としては、2組織が最低必要ではないかと思うんですが、この点についてどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） ただいまの質問につきましては、新たな施設がどのようなスペースを学童保育に提供するのかというお話だと思います。

基本的には、この点につきまして、今年度、基本設計を策定する計画でございます。その中で、学童保育の運営協議会だったり保護者の皆さまからも、基本的な計画をお示ししながら皆さまのご意見を頂戴し、反映できるところは反映していきたいというふうに考えております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ぜひ反映してってほしいと思うんです。

反映するために今から準備しなければいけないのが、先程言った、全体としては目標にするのは80人。80人の子どもたちが学童保育所に通い合う、2支援の、そういうような学童保育を作らなければいけないというか、むしろ必要なだと私は思います。

そのために、もっと、今ある学童保育に対する国の補助金というのがあるんです。様々、三川町はみかわ学童保育に対して本当に手厚く補助金が下りていると私は思うんですが、そのうえでまだまだ必要なのは、国の様々出されている補助金があるんです、いろんな制度。特に指導員の処遇改善等事業でもって出されている二百八十数万というものがあるんですが、これがなかなか使えないんです。私も前に課長にもいろいろ聞いたりしたんですけども、なかなかそこが使い勝手が分からないし、今の実態と、あのとき聞いたときは、今の補助金の方が活用すれば上回っているののでいずれ考えるみたいなところだったと思うんですが、これから先、今出されている国の学童保育指導員の処遇改善の補助金を何とか使える、そういう体制づくりの学童保育にと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 指導員の処遇改善のための国の補助金の活用というお話でございましたけれども、これまでの議会の中でも田中議員には答弁申し上げてまいりましたが、現在、県の補助金の方は活用しているわけでございます。これを国の補助金をといた場合には条件がございまして、今年度、学童保育運営協議会においても、就業規則等を定めるということでお聞きしております。活用のためにはそういった条件整備が必要となってまいりますので、運営協議会がそういった体制整備が行われたときには、国に対する補助金の活用は当然考えると思います。

ただ、これまでも繰り返し申し上げておりますけれども、基本的には、国の補助金を現在活用していただいたとしても、町の補助体系との違いがございまして、私どもの方は現在の学童保育が円滑に運営できるような補助金体系をとっておりますので、今の活用とはまた違う話かと考えております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） そうですね、本当に学童保育に関しては、年々、国の補助金というのは様々メニューが出されているんです。だからそういう面では、これから先、今課長が言われたようにいろいろと整備しなければいけないところはあるんだし、また、そのことに関して、行政の方も、運営協議会の方も一緒になって頭を突き合わせていく必要があると私は思うんです。

なかなか制度のことについては、仕組みとかいろんな、保護者の人も含めてなかなか難し

いところがありまして、そういうところを、みんなでそこのところを共有しながら、ではどういうふうにして、5年後、代替施設になる子育て支援施設に入るときには本当に思い切っ  
て入るんだというところを作り上げていきたいと思いますが、この点、どうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 先程来申し上げましたとおり、今年度、基本設計を策定して  
まいりますので、その中で関係者の意見もお伺いしながら、反映できるところを反映してい  
きたいというふうに考えております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私も、学童保育の相談役として一緒になって進めていきたいと思  
いますので、改めてよろしくお願ひいたしたいと思います。

次に、かわまちづくりの方の質問に移ります。

平成24年からスタートして、今年から実質的に工事に入ったということなんです  
が、それで、進捗状況の中で、桜堤がありまして、1kmぐらいのものを作ると。それで、先程の協  
議会の方の集まりでいろいろ物事を進めているということ、推進会議ですか、進めている中  
で、ソメイヨシノでない桜を植えていくんだというような意見が出たということですが、私  
もソメイヨシノはありきたりというか、いろんな町にもソメイヨシノが咲いているとい  
うことはあると思うんです。

私はある人から、いろいろそんな話をした中で、ああ、いいなと思ったんですが、三川町  
でしか見られない風景を作る必要があるのではないかと。それをかわまちづくりに置き換  
えてみると、町の花である菜の花と、それと桜と一緒に咲いて楽しめる。要するに、黄色とピ  
ンクと一緒に咲くような、そんな桜はないかということでお話があった経緯があるんです。  
そうしたら、一つだけ見つかったんです。それは、シメカケザクラというのがあるんです。  
これが5月上旬に咲くということなんです。咲くというのは、この近くでは湯殿山の注連寺  
が有名だと思うんです。

このシメカケザクラというのは、最初白くて、それからピンクになる、桃色になるとい  
うことで、もし菜の花とこのシメカケザクラと一緒に咲くことができれば、これはめったに見  
られない風景かなと私は思うんです。ぜひ、こういうような風景があれば見に来る人たちが  
あるのではないかと、ひいては交流人口が増えるのではないかとということなんです  
が、これを提言したいんですが、いかがですか。

○議長（成田光雄議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 今ご提案があった桜の樹木の種類に関しては、これから十  
分検討する余地がありますし、魅力ある景観づくり、この公園施設が町外からも来ていただ  
くような魅力ある公園施設になるよう、今言ったような幅広い意見をいただいて、ぜひそう  
いった公園づくりにこれからも協議会等を通じて協議を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ぜひ検討をお願いしたいと思います。

あと、途中経過ではなくて、完成した後はどうなるのかということなんです  
が、一つは、

かわまちづくりになると、西側の方の町道が、たぶんイベントが多くなると思うんですね。そのときの交通対策というか、かなりたくさんの賑わいがある中で交通対策はどうなるのかということと、それと、ドッグランとかいろいろ作りますよね。そうした場合に、西側の方で農業をやっている方の被害はないのか、この点が少しどうなのか心配だというところがあるんですが、この点はどう考えていますか。

○議長（成田光雄議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 完成した後の交通対策ということで、これについても協議会の中でもいろいろ意見が出されまして、今の下りていく坂路ですか、それではかなり狭いので、坂路の拡幅が必要だという意見もいただいています。

ただ、坂路を拡幅する場合は、当然、国土交通省の許可、それから用地取得に関しては基本的には自治体の方でということもありましたので、その辺はこれから事業費の中で検討していくことになろうかと思えます。

それから2点目のドッグラン、これについては、今の計画の中でも、動物ふれあい広場といったゾーンを設ける予定としております。これについては、協議会の中で、今現在のふれあい公園がすでにそういったドッグランを行っている団体が見受けられると。通常、放し飼いを禁止としているところなんですけれども、そういったことで子どもが遊べなくなって非常に迷惑しているといった声が聞かれていましたので、そういったことで、今回の計画については最初から動物ふれあい広場という部分をあらかじめ設けたらどうかといった意見がありましたので、そういった部分をあらかじめ確保して、その管理については、基本的には利用者団体から管理していただくような方策もとれないかと検討しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） そのこのところも住民の人たちの協力の中で必要だということなんでしょうけれども。

あともう1点だけ、かわまちづくりについて質問します。

ランニングコスト、維持管理費ということで、この間の研修では、ランニングコストについては、1㎡につき100円のコストがかかって、6万6,000㎡なので、総面積でいうと600万から700万かかると伺いました。

この維持管理費については、先程町長の説明では、経費はかかるということだけれどもということなんです、この維持費について、国から補助金あるいは交付金という形で何らかの措置というものはないのでしょうか。そこを確認したいんですが。

○議長（成田光雄議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 維持管理経費に関して、直接の交付金、例えば国土交通省から維持管理の補助金があるとか、そういった制度はないんですけれども、ただ、現在の普通交付税制度の中で基準財政需要額がございますが、その中に都市公園面積の基準財政需要額の項目がございます、その面積に応じて基準財政需要額に算定されることとなります。

ただ、計算した金額については、先程言った維持管理経費には到達しないような基準財政需要額になろうかと思えますけれども、そういった面積に応じた普通交付税の増については



ある程度見込めるものでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） では、見込めるということであれば、ある程度軽減されるという方向だと思うんですが、それ以外に、この600万から700万かかると言われている維持経費を軽減させるというようなところの、補助金や交付税のないあり方でもって考えるというようなところの考えはないでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 先程質問の中であった平米あたり100円というのは、たぶん近隣施設を目安にした金額でありまして、その金額を低減させるような形で、できればゾーンごとに利用者区分を、利用者が基本的に管理とひもづけられるような形をとれないかといったような意見も出されましたので、そういったことで、利用者が直接管理するようなゾーン区分についても考えていきたいと思っておりますし、それから、今のふれあい公園等でも一番経費がかかります芝管理等、これについても、例えば町の方で機械貸与して協力団体等に貸し出すとか、そういった方策についてもこれから考えていきたいと思っております。

ただ、どうしても通年管理の部分、管理棟でありますとかトイレとかも配置する予定となっておりますので、その辺についてはこれから町の方で、委託先とか、あるいは指定管理者制度というものもありますけれども、現時点においてはそういった制度もにらみながら、協力団体等の協力を求めながら、なるべく低減の方法で管理運営を図ってまいりたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ぜひ軽減の方向で進めていってほしいと思います。

最後になりますが、学校給食費無料化についての再質問をいたします。

一応、私、平成26年度の事業報告書で計算したんです。小学校、中学校が学校給食費が無料になれば、私の計算では大体3,300万円ぐらいかかるのではないかなと思うんですが、この点についてどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 事業報告からの試算ということでございました。去年、私どもの方も、食材費が保護者負担になっておりますので、その食材費だけを見ますと、27年度につきましては3,200万ほどになっておりますので、それに加わるものがございますので、議員がただいまおっしゃった金額に近いものではないかと考えております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私が計算したのが大体近いということで、良かったと思うんですが、県内では、村山市、南陽市、尾花沢市が、小中学校3人が在学している要件に、第三子が無料化になっています。第三子ですね。差し当たってすぐには言わないですが、さらなる子育て政策の拡充ということで、学校給食費第三子無料化は検討できないか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 先程教育長の答弁の中にもありましたけれども、子育て支援につきましてはバランスを考慮したものとしてまいりたいと考えておりますので、現時点では考えていないところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） バランスということなのですが、そのバランスを少し高めて、そうすれば、もっと三川町が、どこの町でも子育て日本一と言っているところが多いと思うんです。文字どおり子育て日本一の三川町、そして教育日本一の三川町なのではないかと私は思いますので、そのことを求めまして、私の一般質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、5番 田中 晃議員の質問を終わります。  
以上で一般質問を終了します。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会といたします。

（午後 4時40分）

平成28年第2回三川町議会定例会会議録

1. 平成28年6月10日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

番	議員	2番	志田徳久議員	3番	佐藤正治議員
4番	阿部善矢議員	5番	田中晃議員	6番	町野昌弘議員
7番	小林茂吉議員	8番	梅津博議員	9番	佐藤栄市議員
10番	成田光雄議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
齋藤茂義 環境整備主幹	本間明 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	高橋朋子 書記	吉田直樹 書記
------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 4 日            6月10日（金）          午前9時30分開議

- |       |       |                                   |
|-------|-------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 一般質問  | 1名                                |
| 日程第 2 | 議第39号 | 三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の<br>制定について |
| 日程第 3 | 議第40号 | 防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の締結に<br>ついて    |
| 日程第 4 | 議第41号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                  |

○ 閉 会

○議 長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（成田光雄議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

8番 梅津 博議員、登壇願います。8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員）

1. 「いろり火の里」 リニューアルについて	1. 「いろり火の里」リニューアルの目的は何か。伺う。 2. 「いろり火の里」を健康増進のための各種企画や機能を整備した施設として利用拡大を図るべきと考える。当局の見解を伺う。
2. 教育行政について	1. 子ども・子育て支援計画において、子育て家庭に対するサポートをどのように進めていくのか、基本的な考えを伺う。 2. 就労形態の変化や核家族化の進展などにより、3歳未満児、特にゼロ歳児における保育希望が高まっていると認識するが、みかわ保育園における休日保育の実施について見解を伺う。 3. 育英奨学金の貸付けについて、県内や県外の私学高校に進学する生徒に対し、大学と同等の貸付内容にすべきと考える。当局の見解を伺う。
3. ごみの減量化について	1. ごみの減量化・再資源化を強化すべきと考える。具体的方策について見解を伺う。 2. 生ごみ処理について、土壌微生物を活用した処理器の開発など新たな動きが見られる。有機物を土にかえす合理的手法であり、今後検討すべきと考える。見解を伺う。

平成28年第2回定例会におきまして、通告に従い、一般質問いたします。

最初に、「いろり火の里」リニューアルについて伺います。

「いろり火の里」リニューアルの目的は何か、伺います。

また、「いろり火の里」を健康増進のための各種企画や機能を整備した施設として利用拡大を図るべきと考えます。当局の見解を伺います。

次に、教育行政について伺います。

まず、子ども・子育て支援計画において、子育て家庭に対するサポートをどのように進めていくのか、基本的な考えを伺います。

また、就労形態の変化や核家族化の進展などにより、3歳未満児、特に0歳児における保育希望が高まっていると認識しますが、みかわ保育園における休日保育の実施について見解を伺います。

また、育英奨学金の貸付について、県内や県外の私学高校に進学する生徒に対し、大学と同等の貸付内容にすべきと考えます。当局の見解を伺います。

3点目に、ごみの減量化について伺います。

ごみの減量化・再資源化を強化すべきと考えます。具体的方策について見解を伺います。

また、生ごみ処理について、土壌微生物を活用した処理器の開発など新たな動きが見られます。有機物を土にかえす合理的な手法であり、今後検討すべきと考えます。見解を伺います。以上、1回目の質問といたします。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項2の3点目につきましては、教育委員会よりご答弁いたします。

初めに、「いろり火の里」リニューアルに関するご質問ですが、「いろり火の里」施設につきましては、入浴施設「大庄屋」と宿泊施設「昔屋」は完成からそれぞれ25年及び24年以上経過し、また、「田田の宿」、「なの花ホール」及び物産館「マイデル」につきましても、建設から16年が経過しているところであります。

「いろり火の里」エリアの各施設につきましては、第3次三川町総合計画の中でも、本町の賑わいと交流、文化の発信拠点として、さらには観光振興に大きな役割を果たす施設として位置付けしながら、地域資源の掘り起こしと有効活用を図ってきたところであります。また庄内の交流拠点として、そして、本町のシンボリック施設として、町内外の多くの方々からご利用いただいているところであります。

今年度におきましては、当該施設のリニューアル工事に向けた設計業務に着手する予定としており、まずは施設・設備、温泉の配湯管などの腐食や経年劣化などの実態を正確に把握するとともに、施設全体の長寿命化についても配慮した改修計画を基本に検討しているところであります。

さらには、施設運営上の経営戦略といたしまして、施設利用者などを対象にアンケート調査等を行いながら、さらなる賑わいの創出と集客力の向上に繋がる整備内容についても、検討を加えることとしているところであります。

また、健康増進のための機能を整備した施設につきましては、「いろり火の里」エリア周辺の体育施設との有機的な繋がりにも配慮しながら、今後の整備計画の中で精査してまいりたいと考えているところであります。

次に、質問事項2、教育行政の1点目「子ども・子育て支援事業計画」における子育て家庭に対するサポートであります。本町におきましては、「子ども・子育て支援事業に関す

るニーズ調査」や「パブリックコメント」を実施することにより、町民ニーズへのさらなる対応や仕事と生活の調和、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた地域や社会全体での取り組みの推進を目指し、昨年3月に「三川町子ども・子育て支援事業計画」を策定したところであります。

この計画は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画であることから、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援に関する「量の見込み」や「確保の内容」・「実施時期」を示す総合的な支援計画となるものであります。

本事業計画の推進にあたりましては、子ども・子育て支援法で規定している「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子育て家庭に必要とされるサポートにつきましては、計画策定時に行ったニーズ調査や「子ども・子育て会議」におけるご意見なども十分踏まえながら、地域を挙げて子どもと子育て家庭を見守り、安心して子どもを産み育てられる町づくりを目指し、支援体制の整備に努力してまいりたいと考えております。

次に、みかわ保育園における休日保育の実施に関するご質問であります。議員のご質問にもありましたとおり、核家族化の進展などにより3歳未満児の入園希望が増加しており、特に0歳児については出産前から保育の希望相談があり、産後休業明けすぐの保育を希望する保護者も増え、入園後は休日保育の希望も受けているところであります。

こうした中、本町の保育施設においては、いこの保育園において日曜・祝日の休日保育を実施しているため、休日の勤務が避けられない保護者は、いこの保育園への入園を第1希望にしている状況にあります。

休日保育の希望については、今後の増加も予想されるではありますが、みかわ保育園における休日保育については、職員体制などの運営面の課題も多いことから、施設ごとに有する機能の分担として、認可保育所であるいこの保育園の休日保育を支援してまいりたいと考えております。

最後に「ごみの減量化」についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の「ごみの減量化・再資源化の強化について」のご質問であります。本町にとって非常に重要な課題と捉えておりますし、昨年度、鶴岡市との新たな焼却炉建設におけるごみ処理業務の委託継続等にかかわる協議の過程において、議会をはじめ町民の皆さまにご心配をおかけしたことに、お詫びを申し上げる次第であります。今後とも、鶴岡市との真摯な協議のもとに、事務の委託が継続されるよう努力してまいりたいと思っております。

さて、ご質問のごみの減量化・再資源化につきましては、国においても循環型社会の形成の推進を目指し、地球温暖化防止にも繋がる重要施策と位置付け、強力に施策展開されているところであります。

このような国の方針を踏まえ、本町においては一般廃棄物処理基本計画を策定するとともに、本計画に基づいた一般廃棄物処理実施計画を毎年策定するなど、ごみの減量化・再資源化に向け積極的に取り組んでいるところであります。

具体的には、ごみ発生抑制策の普及や学習会への講師派遣等の啓発活動や生ごみ処理機・

資源回収への補助金の交付、さらには、資源リサイクルステーション・資源ポスト等による直接回収を柱に取り組んでいるところであります。

今後とも、ごみの減量化・再資源化に向けて、町民の皆さまからのさらなるご理解とご協力のもとに、各施策の充実と展開に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、土壌微生物を活用した生ごみ処理器についてであります。様々な機関や企業において研究・開発が進んでいることは承知いたしているところであります。本町においても、コンポストや微生物を活用した処理機の購入に対し補助金を交付し、その普及促進を進めているところであり、新たな機器や方式の有効性並びに普及状況等を今後十分注視しながら、ご提案の土壌微生物の活用施策についても検討させていただきたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

育英奨学金の貸付に関するご質問であります。本町の育英奨学資金貸付条例に基づく奨学資金の額は、大学生は月5万円以内、高等学校の生徒については1万円以内となっております。

私学高校に進学した生徒の状況を聞きますと、国公立の高校と比較した場合については、授業料や施設整備費等の負担が大きい例に加えて、自宅から通学できない高校に進学した場合は、学生寮や下宿に伴う費用負担が大きい状況のようであります。

しかしながら、私学高校等の生徒に対する支援制度としては、授業料に充てる支援金を支給するために国が実施している「高等学校等就学支援金制度」や、授業料以外の教育費負担を軽減するために山形県が実施している「奨学のための給付金」制度があり、低所得世帯に対しては給付額の加算制度も設けられております。

高校に進学する生徒への支援制度がある中で、本町の育英奨学資金は、経済的な理由により就学が困難な学生に奨学資金を貸し付けるものであることから、私学高校等に進学する生徒を対象とした限定的な奨学資金の増額については、三川町育英奨学資金運営委員会の意見もお聞きしながら、慎重な判断をしてまいりたいと考えているところであります。以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） それでは、再質問させていただきます。

最初に、いろり火の里のリニューアルについてであります。

答弁にもありましたとおり、このいろり火の里については、三川町にとってはある意味、象徴的な施設というふうに理解しております。また、このいろり火の里ということについても、我々の議会広報の一番最初のタイトルに掲げられておりまして、「いろり火の里みかわぎかい」というふうなタイトルになっておりますし、そういった意味でも非常に重要性のある施設というふうに認識しているところでございます。

それで、今回、28年度の中でリニューアルに向けての実施計画を策定するというところでありますし、先日の所管課等との研修の中で、その中身について、あるいは構想について、



まだまだこれから検討するというような内容でありましたので、改めてこの場で議論していきたいと思って質問させていただきました。

今回のリニューアル計画、まず、いろり火の里の各事業者、みかわ振興公社が主体になっているわけですが、その他に、道の駅に関して、マイデル協議会といいますかマイデルの組織があります。また、民間ではありますけれども、ラコスというスーパーマーケットもあります。この三者と言っているのかもしれませんが、全体でいろり火の里というものを形成しているというように私は認識していますが、この各事業者との話し合いというものが行われてきたのか。先程の答弁の中では、利用者のアンケートを今後計画に反映させていくというような答弁もあったようですけれども、いろり火の里を形成している事業者との話し合い、これはどのような状況なのか、まず伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） いろり火の里のリニューアルに関するマイデル協議会、ラコス等関係事業者との話し合いということでございました。マイデルの関係、道の駅に入っているわけですが、こちらの方とは昨年も話を持っているところでございます。施設の運営上の課題、それから施設の設備の課題、いろいろな部分で話し合いを行い、今年度も施設のあり方、例えば冷蔵庫とかいろいろな施設の課題等も出されましたし、そういった部分、今回の今年度実施する設計の中に入れていきたいということで、リニューアルのメニューの中に設計として入れていきたいということで考えているところです。

一番言われているのは、やはり冷蔵庫等、冷凍設備等、そういった部分が設備等が古くなっているということもありまして、そういった改修、それと水回り、あと動線ということで、動きやすいような配置もお願いしたいということでお話を伺っているところでございます。それからいろいろな電気設備とかそういった部分の対応についても今年度になってお話を伺っているところでございます。

あと、ラコスの関係につきましては、代表者の方が株式会社みかわ振興公社の方の取締役もなっております。そういった中で、施設の部分、それから駐車場等いろいろな課題の部分、出されております。先日から空き店舗になっている部分の新たな出店もございましたけれども、いろいろな課題の部分、駐車スペース等の部分も話に出されておりますし、施設のリニューアルの中でのいろいろな集客に対する考え方もお聞きして、株式会社みかわ振興公社の方の事業の決算、それから次期計画の方にいろいろなご意見を賜ったところでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） ある程度の協議というものがなされながら今日まで来ているという事は理解いたしました。

今、ラコスとの協議の中で、集客能力というものがあつたようでございます。いろり火の里全体の配置といいますか、建物が当然一緒にできたわけでもないということで、ある意味、道の駅、それからなの花ホールと田田のところと背中合わせになっているような、そういった配置の中で、例えばいろり火の里に初めていらっしゃった方々、キャンピングカーでいらつ

しゃった方々などともお話する機会もあるんですけども、どこに何があるのか分からないという点があるように聞いております。

要するに、今もそうですけれども、一目瞭然の看板というのが、なの花ホールは旧7号線側からありますけれども、田田、それから道の駅のマイデル等も、近くに行かないと分からないと。今一番目立っているのは中華そば、それからカツ丼ののぼりです。あれは一目瞭然なんですけれども、下手をすると南部屋敷の大きい建物かなというふうな、そういった勘違いをする方もあるやに思います。

田田を中心に我々は考えているわけですけども、他から来る人は道の駅というものを中心に考える人が多いのかなと。確かに道の駅の駐車場に、若干、田田坊やが腰掛けている案内板はありますけれども、あれにもポスター的なものの配置図が1枚あるだけで、大々的な道案内といいますか、こちらに行けば何々、こちらに行けば何々というような道標がないというのが実態かと思えます。

それから、道路の面でも、町道に出ないで道の駅と田田を繋ぐ道路、業務用の裏側の道路があるんですけども、ああいうものも、一般の人がいろり火の里の中を通路として分かりやすく使えるような、そんな配置も私は必要なのではないかと思ったところです。

そういったことも含めて、どこに何があって、このいろり火の里全体の使い方が初めて来た人も分かるような、そんな道案内、道標、案内図等々、私は必要な気もするんですけども、そういった内容は検討されていますか。いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） いろり火の施設全体の配置を遠くから来た方にも分かりやすく、サインということで案内看板的な部分の設置の関係ですけども、この件につきましては、自分もそういう部分、感じているところですし、施設の職員の方からもリニューアルに向けたいろいろなお客さまからの要望、それから職員が感じている課題、そういった部分を取りまとめを行ったところであります。

そういった中で、一つは、南側の方の道の駅のマイデル側の駐車場に来た場合、温泉の方の位置がなかなか分かりにくいという声もございます。そういった形で、それを例えば、施設はありますけれども、それが温泉であるというのがなかなか分からないということで、そういった案内の看板なり表示をすればいいのかは今後検討していきたいと思っておりますけれども、温泉マークではあまりにもシンプルすぎるという部分もございますので、そういった案内の看板なりサインにするか、今後の課題としたいというふうに思っております。

遠くからでも分かる表示、さらには、もう一つは、南側の方から来て、なの花ホールに来て温泉の方に行きたいという場合に、もしくはラコス側の駐車場から直接道路に出ないで歩いていきたいというような方、それから、かっぱつ広場で例えばグラウンドゴルフとかいろいろ活動を行った場合、その方がそのまま遠回りしないで田田の食堂、それから温泉の方に行けるような、例えば今は大きい排水路があるわけですけども、そういった部分に簡易の歩道的なものをつけて直接出入りができるような通路とか、いろいろなそういう声もございまして、現在そういった部分も設計の中で、どういう配置計画にして施設全体の人の流れ

を、公の道路に行かなくてもそれぞれ動線が確保できるような配置計画にしたいということで、現在、これから設計に入る際の一つの課題ということで捉えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 今言ったような基本的な整理と申しますか、それをやったうえで、さらにこの施設、いろり火の里の魅力を上げるために何をやるかということがポイントなのかと思います。

今までの話はまったく基本的な話で、不備な部分を直していくということだと思いますし、それプラス、これは小手先の話ではなくて、10年先、20年先を見据えた将来像を描きながら、どういった魅力的なものを付加していくのかという点がこの計画、設計の段階でも頭の中にないと、いいものはできないと思います。その点、今の時点ではどうお考えでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 施設の10年先、20年先の経営戦略、そういった部分も踏まえてリニューアルということだと思います。

本いろり火の里、現在、年間約18万から20万の入浴のお客さまが見えているわけですが、それをとにかく維持・アップしていくための誘客のための魅力を高める方策ということで、まずは温泉の部分の休憩の魅力アップするための風呂の足湯とかいろいろな声もございまして、どういった形で現在ある施設に付加して、近隣の方にも温泉施設ができてなかなか厳しい環境ではございますが、そういった方を含めて、現在の入浴客をさらに上げるための、例えば浴室等のテラスとかがあるわけですが、そういった部分、くつろげるような場所を設けるとか、現在のサウナについても見直して、スペースを含めて魅力的に、他の施設と比較しても見劣りしない施設になるような形でリニューアルを考えていきたいと思っております。

田田の宿の方につきましては、施設全体でビジネス客がほぼ中心になっているところですので、そういったビジネス客の、今後、近隣の方のホテルとの競合ということになるわけですが、価格の設定も含めて、これからインバウンド等を含めて海外からのお客さまの対応で、Wi-Fiということで、そういったICTの設備の改修等も考えたいというふうに思っているところで、すし、「かっぱつ広場」についても、現在、遊具は2基設置になっておりますけれども、さらに魅力的な子どもの遊び場の空間を確保するための木製遊具とかいろいろな整備、起伏のある広場になってございますので、そういったところへの誘客を図るための設備設計を図ってまいりたいということで考えているところでございます。

いろんな面で、施設全体の現在利用している人たちの分析も含めてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） いろり火の里の中心をなす田田は、こういった第三セクターによる日帰り温泉のいわばパイオニアだと私は思っています。その後、様々な周辺の類似施設ができて、当然、田田を上回るという目標を立てながら他の類似施設は建設されたと思いま

すし、運営されていると思います。

そういった中で、今答弁にあった、後発の施設に負けまいというふうな話もありましたけれども、私は、パイオニアはパイオニアらしく、同じ土俵よりはもう一歩先を行った土俵に進むべきかなと思っております。

例えば、今の日本の現状を見れば、人口減少社会がもうすでに始まっているわけでありまして、拡大路線というものがそもそもいいのかという考えも当然あると思います。人口減少社会の中での経済成長そのものも私は難しいと。日本の国の運営を見ても、例えばGDPの500兆円、7%というものを、借金をしながらそれを予算に注入して、1%ないし2%の経済成長を目指しているといったのが現状であると思います。その目標さえも達成できないか分からないといった内容、経済成長、要するに成長戦略というものが空回りしている状態ではないかと思っております。そこだけに注目しては、もう世界から置き去りにされるというような状況ではないかと思っております。

我々地方自治体も同じように、ただ単にボリュームを求めるのではなくて中身を求めていくと。成長よりも成熟というような単語もありますけれども、そういった方向にすべきかなと。

2点目に移りますけれども、今回、いろり火の里の利用の拡大というふうなことで、内需拡大といった観点で考えましたけれども、これは一つの例にすぎません。

今回提案したいのは、健康増進のための企画あるいは機能を有した施設というような利用拡大を提案したいわけですが、これは介護予防事業というものを私は念頭に置いて考えました。

昨日も、新たな介護事業の展開の中で要支援1・2の該当者の話も出ましたが、要するに、それ以前のといいますか、二次予防事業という区画といいますか事業があるわけですが、介護予備軍といわれる方々、数字によれば26年度は555人というような取りまとめのようですけれども、こういった方々が目指すべきことは、運動器の機能向上ということでありまして、あるいは認知症予防のトレーニングというようなことだと思います。

こういった方々、例えば田田の入浴者が比較的少ない時間帯、10時頃から午後の4時頃までの時間帯を活用しながら、何とかこの方々を、いろり火の里、田田を中心に来ていただいて様々の活動ができないかということで考えました。

運動器の機能向上のためのトレーニングルームであるとか、あるいはトレーニングした後のリフレッシュルームということで、マッサージ器、テレビ等、それから教養娯楽ということで、進んだ自治体でやられているようですけれども、カジノゲーム、ゲーム麻雀、囲碁、将棋、絵手紙と、いろんな手先を使う、あるいは脳を使うということで認知症予防の効果があるようですけれども、こういったものを企画しながら来ていただくと。基本的に個人の負担はなし、あるいは少額と。介護事業の関係で予算化できないかというようなことも勝手に考えたわけでございます。そういった介護予防事業としての位置付けの中でいろり火の里を活用できないかと。これは一例でございますので、そういったことができるのかできないのか、担当から答弁願いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 今ご質問いただきました介護予防機能をいろいろ火の里、田田に設定できないかというご質問についてでございますが、介護予防の中でも、その程度によりまして提供するサービスの内容が異なってまいります。二次予防事業という括りになりますと、相当、身体機能の低下というようなことになりますので、専門の通所介護施設の方に通っていただきながら、いわゆるデイサービスでの機能回復訓練を受けていただくということになるところでございます。

一方で、まだ軽度の身体機能低下を予防するという方々につきましては、今現在、社会福祉センター等を活用しての元気教室、ふれあい広場といった事業を展開しているところございまして、こういった介護予防サービスということの提供方法、田田の大広間等を活用しての提供は可能であろうということと考えられますが、ただ、実際にこのサービスを提供するにあたっては、専門的な知識を持っていらっしゃる指導員等の配置が必要ということになりますので、経営戦略を含めた形でこういった介護予防のサービスが提供できる体制に整うかどうかという部分については、慎重な検討をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 即、簡単にできるというものではないという答弁だったと思います。

ただ、ただいまの答弁で触れられなかったと思いますけれども、例えば、山形県で健康ステーション構想とかいうものが構想としてあるということも聞いております。こういったものとして、入浴施設を活用しながらの健康ステーションというものは私にはできるのではないかと思いますし、例えば範囲を広げて、今の介護だけではなくて健常者、要するに若い人たちから年配の方までというような、さらに範囲を広げたような活動というものは私にはできるかなと思いますけれども、その点、いかがですか。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） ご質問にありました山形県で打ち出されました事業、やまがた健康づくりステーション創設支援事業というものでございまして、今年度、28年度から新たに提供された事業でございます。

その中身といたしましては、大型施設の中で、先程ご質問にありましたトレーニングルームといった機能を持ち合わせながら、併せて、運動レッスン、健康づくりに関するイベント等を開催すべしという事業の内容についての条件があるところでございます。

こういったことについて、今後、県当局の補助事業でございますので、どういう動向になるか推移を見守るところではございますけれども、一つの検討材料としては可能性があるものというふうな認識を持っているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 健康面でのいろいろな使い方、利用拡大ができるということは間違いないと思います。また、通告には書いていなかったんですけども、他の使い方もあるのかなど。菜の花まつりを今5月の上旬にやっていますけれども、菜の花自体は1カ

月以上咲いているということからすれば、その期間の集客というものをもう少しアイデアを絞ってやることもできると思います。

花というものに注目すれば、いつだったか、菜の花の後だったか、ひまわりを植えた時期がありました。あれは宣伝も何もしていなかったんですけれども、だいぶ人が来たということもあります。ひまわりは播種の時期によって今頃から8月いっぱいぐらいまでは簡単に咲く花でございますし、コスモスについては秋の終わり頃まで咲くということからすれば、菜の花まつりをやっている圃場、会場を活用して、花を見ることができる期間、積雪・降雪期以外、花を見ることができるということで集客能力はあるのではないかと。また、今、振興作物として挙げられております枝豆についても、例えば収穫体験というものができるとかと思えます。

そういったものを組み合わせながら、菜の花の圃場を活用した集客、イベントというものはいくらでも可能ではないかと。こういったいろいろなアイデアが私は考えられるのではないかと思います。

町長に伺いますけれども、様々な今後の検討が必要ないろり火の里のリニューアルではないかと思えます。私は見切り発車というのはやめた方がいいと思えますし、今年28年度いっぱいかけて様々なアイデアを伺いながら、あるいはどういった10年後の構想を打ち出しながらやるのか、その辺まで含めた計画にすべきと思えます。将来的な展望も含めた町長の考えを伺いたいと思えます。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 梅津議員の質問のとおり、いろり火の里というのは、本町にとっても将来的な町の最も発信拠点であるというようなことは間違いないわけであります。これらのいろり火の里の今までの経過ということは先程答弁申し上げましたが、これから将来に向けたいろり火の里の姿ということからいたしますと、やはり指定管理者であるみかわ振興公社の経営というものを第一義に考えていかなければならないというふうに思うところであります。

これは、全国の第三セクターでスタートした、特にリゾート開発等で施設を整備したところが、やはり経営難に陥っているというようなことであるわけであります。いろり火の里を利用する方々にとっては様々な今のニーズに合ったようないろり火の里の整備を求められるという声は当然だというふうに思うところであります。

しかしながら、やはりコストといった部分からすると、本来の本町における温泉、そしていろり火の里というのは、町民の交流、そして福祉という目的が非常に高いというような開発のコンセプトがあったわけであります。そういう中で、今課題として挙げられているような様々な問題をクリアしていくというようなことで、これからの利用者の利便性に供していかなければならないというふうに考えているところであります。

そして、将来的な展望からいたしますと、このいろり火の里の中のそれぞれの施設の機能が融合していかないと、それぞれの部門部門での経営努力でどこまでできるのかというような部分もあるわけでありますので、そういった部分についても、先程質問がありましたよう

ないろり火の施設のそれぞれの事業主体が意見交換の場をさらに設けながら、そして、現実を直視したこれからの将来設計が必要なのではないかというふうに思うところであります。

そして、昨年度、かつぱつ広場の集客能力を高めたいというようなことで、芝生の全面的な貼り替えをやりながら、いかに利用拡大をしていくかというような対応をしたところでもありますので、そういった点については、いろり火の里というのは地理的にも非常に恵まれているというような場所であるわけでありまして。そういった面で、町内外からの利用にいかに対応していくかということが一番重要ではないかと思っております。それにはやはり町民の利用がそこには、いろり火全体ではかつては2割とか3割というような言われ方もしたわけでありまして、まずは町民の方々が自分から、自らが足元を見ていただきながら、これだけすばらしい施設があるんだということに対して、もっと発信をする必要があるのかなというふうに思うところであります。

そして、将来的にはやはり人口減少、少子高齢化というような中においては、交流拠点であると同時に親子のふれあいの場といった一つの大きな機能も果たせると思っております。それがかわまちづくり、そして大規模商業施設との一体感を、ここに連携を持たせていけるようないろり火という機能をさらに充実していきたいというふうに思うところであります。できれば、年間を通したイベントを開催しながら集客を図るということも、非常にこれからのいろり火の存在というものを外部に対してもアピールできるものというふうに考えているところであります。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 今町長からもありましたとおり、基本的な目的というのは、やはり町民の福祉向上というものが第一に挙げられると思っております。そのためにもしっかりした経営をやっていかなければならないということだと思いますし、ぜひ、町民も含めて、お客さまたちが毎日でも通いたい、楽しく通いたいというような施設に今後リニューアルすべきと思っております。

次に、子育て関係ですけれども、先程答弁の中で、いのこ保育園での休日保育の実施ということで答弁があったようです。その実態は把握はしておりますけれども、だいぶ前に、これは平成23年5月27日の第1回三川教育シンポジウムの中で、幼児期・児童期の教育のあり方、その学びと連続性というテーマでパネルディスカッション等をやられたわけですけれども、この時点でもすでに休日希望保育のニーズあるいは重要性というものが認識されていたように思います。

そういった中で、今回の子ども・子育て支援計画、目指すところは質の高い幼児期の保育ということが掲げられております。いのこ保育園での休日保育、質がどうのこうのという話ではありませんけれども、町の経営によるみかわ保育園での日曜保育というものが、この目的、質の高い保育というものに繋がるものであると私は思いますが、その点、整理の仕方としては先程の答弁でいいわけですけれども、いいといいますか納得はしますけれども、より質の高い保育というものをみかわ保育園で目指すべきと思っております。その点、いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） いのこ保育園における休日保育に関してのご質問でございました。

子ども・子育て支援計画においても、計画の実態の中でいのこ保育園での休日保育を謳い、今後の展開の中でも、その継続ときめ細かな対応をしていくということで計画書にも載せているところでございます。

議員のおっしゃる質の高さという面が何を指して質が高いと言うかについては、私は難しい面があるのかなと思っておりますが、現在、公立の保育園としてみかわ保育園・幼稚園を運営しているわけでございますが、全国的に同様でございますが、保育士の確保が非常に厳しい状況の中で、正職員と臨時職員がともに保育にあたっているわけでございます。

そういった意味では、保護者から「安心感のある公立」というような言い方をされますけれども、私は基本的に、認可保育所であるいのこ保育園についても非常に質の高い保育をしているというふうに感じております。そういった意味では、機能分担ということで、いのこ保育園の休日保育を支援していきたいというふうに考えております。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 質の高い保育が何かと。それは当局ですでに答えが出ているのではないかと。要するに、このシンポジウムでもありましたとおり、幼児期から児童期、それが基本的な学びの重要性であり、連続するということが重要であると。町でやっている保幼小中連携、これこそまさにこのテーマに沿った実態であり、やっていることだと思います。

いのこ保育園と保幼小中の連携がなされているのかといえ、私は不十分ではないかと思っておりますし、そういった意味では、やはり三川の公立の部分で保幼小中というものが完結すべきというふうには思います。そういったことで申し上げたいわけですが、もう一回、お願いします。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 保幼小中の連携した教育ということで、三川町においてはその連携を主眼とした教育目標を掲げているところでございます。こういった点につきましては、基本的には保育園が保育に欠けるお子さまを預かる施設だという観点で、保育園、0、1、2、3歳までについては保育所として運営しているわけでございます。

これについては、平日について、保育の中で教育的な部分を幼稚園あるいは小学校を見据えた内容を行うことはできるわけでございますが、休日、日曜日、祝日につきましては、本当に保育に欠けるお子さまを預かるというような観点で、5時までというような、いのこ保育園も行っております。平日に行う保育の中で連続した教育を見据えていくことは可能だと思っておりますので、今後とも、いのこ保育園での休日保育を支援してまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） この日曜保育に関して、計画策定の際にアンケートもとられているようです。その時点ではあまり高い数字ではないようになっておりますけれども、やはりニー



ズの把握というものを継続的にやりながら今後の体制の整備を検討すべきと私は思っておりますので、この場で申し添えておきたいと思えます。

それから、奨学金に関して、先程答弁ありましたとおり様々の支援があるということで、ただ、今の三川町でやっている独自の奨学金制度、他の市町村ではあまりやられていないように思えますけれども、こういったきめ細かな支援体制というものを、もし今後こういった優秀な生徒が私学の進学というものが増えてくるとすれば、様々のケースが出てくると思えますし、今後は検討課題かなと思ったところです。

それから、ごみの関係に移りたいと思えますけれども、これは非常に、今後、先程町長からの答弁もありましたけれども、様々の問題、意味合いで課題というか解決しなければならない問題かと思っております。答弁にもありました温暖化防止も含めた意識の醸成、これがごみの減量化への意識醸成といえますか意識付け、これが重要になるのかなと思っております。

様々、今回、計画も出されましたけれども、各町内会への働きかけ、さらに強化する活動、どのように進めるのか、どういったお考えか伺いたしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） ごみの減量化について、今梅津議員の方からご提案ありましたとおり、住民への意識付け、重要性をいかに浸透させていくかというのが重要ということのご提言でしたけれども、我々町としてもそのように認識をしているところでございます。

具体的には広報、それからホームページでお知らせする他に、衛生組織連合会の支援という形でやってございますけれども、各町内会で実施しております健康まつり等のときにもごみの減量化に関するチラシ等を配布させていただいたり、それから、学習会等を実施するという申し出がございましたら、その際には講師派遣をするというようなきめ細かな対応で、町民の方々にご協力をいただけるよう努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） なかなかチラシ等の啓発というものが効果が上がらないという実態もあろうかと思えます。

そういった中で、今まで様々同じようにやられてきたわけでございますけれども、例えば資源回収事業というものが、児童ですか、子どもたちを含めた形で様々やられていますが、そういったものに対する奨励金というものを増額するというのが一つの手かなと。これは当然、ごみの回収、資源の回収の量によって増額する、それから単価についても増額するといったいろんな考え方もあろうと思えます。こういった手段といえますか、一つの方法かと思えますけれども、その点、いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） 資源回収の奨励金の上乗せといえますか、評価といえますか、そのご提案ですけれども、これにつきましても、衛生組織連合会の事業の中で、各町内会の子ども会とかで実施している集団資源回収については奨励金をおあげしているところですので、考え方としてはその辺を厚くしていくという考え方はよろしいと思えますけれ

ども、何分、予算という制限もございますので、今後の課題とさせていただきたいと思いません。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 予算の審議も我々やっていますので、ぜひ検討すべきかと思えます。

それから、生ごみの処理に関してですけれども、重量からいいますと、生ごみというものが可燃ごみの4割ということで、この生ごみを減らすことがごみの減量化の最大のポイントかなと思っております。

建設環境課の方には資料もおあげしましたけれども、そういった新たな土壌微生物を使った処理の仕方というものがどんどん広がっているということで、手作りでできるごみ処理器というものもいろいろあると思えます。

例えば、各町内会に製造をお願いしながら普及する、あるいはシルバー人材センターを使いながら普及するといったことで、資金の地域循環もなりますし、そういった意識付けもなると思えます。そういった手法で、生ごみに対する対策、もっと強化すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤環境整備主幹。

○説明員（齋藤茂義環境整備主幹） 生ごみの堆肥化と申しますか、減量ですけれども、町の方でもコンポストやこういった微生物を活用した処理器につきまして助成金を出してございますけれども、議員ご提案の、シルバー人材センターを活用してこういった試作品を作って実際に検証する、そして住民の方々にPRしていくという手法につきましては、大変有効と考えてございます。

ある新聞のエコ活で紹介されておりました微生物を活用した処理器ですけれども、非常に有効だというふうに我々も見ているところでございます。ただ、やはり適切な管理というのが、コンポストもそうですけれども、非常に重要になってまいります。それから、本町の場合は冬期間の降雪期、そういった時期をどういうふうに有効に使っていくかというか、微生物を有効に使うかというのも一つの課題と捉えているところでございます。

いずれにしても、こういった非常に有効な処理器がいろいろ開発されていますので、それら研究調査と、試験的に使ってみるということについても検討させていただきたいと思えます。

○議長（成田光雄議員） 以上で、8番 梅津 博議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前10時32分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午前10時50分)

○議長（成田光雄議員） 日程第2、議第39号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第39号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法施行令等の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税課税

限度額及び軽減判定所得基準額を改正するものであります。

なお、本件につきましては、去る5月30日開催の三川町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおり答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） それでは、簡潔に質疑していきたいと思うんですが、国保税賦課限度額を基礎課税分2万円、後期高齢者支援金2万円、計4万円引き上げて89万円にするということと、それと、国保税の5割軽減と2割軽減の所得基準を引き上げて軽減する条改正と思われませんが、それで質問したいのは、限度額到達所得の医療分、介護支援分、後期医療支援金分、それぞれ何万円かということと、また限度額に到達する世帯数とその割合はどのぐらいか、お聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 今回の改正によりまして限度額に到達します世帯数ですけれども、医療分につきましては9世帯、支援金分につきましては4世帯、介護分につきましては7世帯となっております。

なお、到達する金額ということですが、世帯の所得、加入者数、資産税額等の合算によりますので、ここで一概には言えないところです。ご了承いただきたいと思えます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（成田光雄議員） まず初めに、原案に反対者の発言を許します。

5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ただいま上程されております議第39号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、均等割、5割、2割軽減の判定基準改正は、消費者物価の伸びを踏まえ、軽減対象から外れないようにする措置で当然のことですが、課税限度額の改正について同意できませんので、反対討論を申し上げます。

今回の国保税限度額引き上げは、地方税法施行令の一部改正に伴う改正で、厚生労働省が1月29日、国保法施行令の一部改正政令を公布したことに基づくもので、賦課限度額を4万円引き上げて89万円に改正するもの、引き上げは26年度4万円、27年度4万円に続き3年連続で、町民の重税感は耐え難い水準にあります。厚生労働省によると、単身世帯で4方式の場合、約780万円の限度額到達所得は約820万円になる見通しとのことで、特に所得水準の高い保険者は中間所得層の負担軽減が期待されるとしています。負担軽減が期待されるとするなら、国の国庫負担率を大幅に引き上げ、国民の負担を軽減することであり、限度額引き上げで負担増を押しつけることではありません。

厚生労働省は、今回の改正の結果、限度額超過世帯の割合は0.2ポイント減少し、2.18%になると推計しており、被用者保険では最高等級の標準報酬該当被保険者割合が28年度か

ら0.5から1.5%になり、国保の限度額超過世帯の割合も1.5%に近づくよう今後も引き上げる方針とのことで、そうなれば、早晚、限度額が100万円にも引き上げられることとなります。

国保税になぜ課税限度額が設けられたかといえば、借金返済等のため資産を売却し、一時的に所得が増えて国保税が青天井に跳ね上がるという事態を防ぐことにあったのではないかと思います。国保税の課税限度額については、法定額の範囲内で市町村が独自に設定できるものであり、町民の暮らし、医療を守る立場に立ち、負担の軽減を図るべきであり、以上の理由において限度額の引き上げには同意できませんので、反対討論とします。

○議長（成田光雄議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 議第39号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険の目的は、言うまでもなく保険給付を行うことであり、その中心となるのは医療給付であります。したがって、医療費の動向のいかんが保険給付費の大きさを決めることになるといえます。保険財政上も、この給付費に見合う財源を確保しなければならないことから、医療費の動向を正確に把握することが最も大切なことといえます。

近年の医療の高度化は、高額医療給付費の増加へと繋がってまいります。平成30年度からの県単位化という制度改正を見据えながら、税率構成は公平性を重んじながら段階的に検討されてしかるべきであります。これまでも、被保険者数の少ない世帯で低所得世帯につきましては資産割率及び平等割額が引き下げられており、税負担は軽減されてまいりました。同時に、所得割率や均等割額を引き上げ、被保険者の多い世帯、また高額所得世帯につきましては税負担が増加する税率の算出で、医療費という不測の事態に備えてまいったわけであります。

反対者が申される国保税が青天井に跳ね上がる懸念というものは、ただいまの国保税条例第3条、第11条によって十分払拭されてまいります。後期高齢者医療保険制度の将来にわたる健全な保険料体系や福祉医療制度の完全無料化導入など、安定的な財政運営に資するこのたびの一定の改正は妥当と理解するものであります。

議員諸兄のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第39号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 7 名 不起立 1 名）

○議長（成田光雄議員） 起立多数であります。したがって、議第39号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第3、議第40号「防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第40号「防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の締結」の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

去る5月25日、指名競争入札を行い、指名9業者のうち1業者が辞退し、8業者による入札の結果、「株式会社 ハムシステム庄内」が1億9,872万円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたくご提案申し上げます。

なお、入札の執行状況につきましては総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいませご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 所管の課長より説明を求めます。

石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 去る5月25日に執行しました、防災行政無線デジタル化整備工事の入札の執行状況等につきまして、ご報告申し上げます。

本入札に係る指名業者につきましては、中規模な工事であるため、近隣地域の業者を含めて電気通信業者9業者を指名いたしましたが、そのうち1業者から辞退の申し出があり、8業者による入札を執行いたしました。

予定価格につきましては、税抜き価格1億8,502万9,000円で設定し、入札執行の結果、1回目で、「株式会社 ハムシステム庄内」が、1億8,400万円、税込み価格1億9,872万円で落札いたしましたものであります。また、本工事の工期については、平成29年3月17日までといたしております。以上であります。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 今回のデジタル化の整備工事ですけれども、まず、今現在、町内に存在するデジタル無線の箇所数、この箇所数を伺いたい。今回の整備に関して、同じ箇所なのか、箇所数なのか、増棟なのか減棟なのか、その辺も含めて、どういった工事が行われるのか、まず伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 現在の同報系の防災行政無線につきまして、基地局である役場の他、34カ所に屋外拡声子局を設置しているところをございまして、天神堂町内会からの要望によりまして、天神堂地区に子局1カ所を増設することとしております。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 今回のデジタル化でのメリットというものを伺いたい。それから、今、天神堂での子局1カ所増ということもありました。難聴地区というものなかなかすべて今まで解消できなかったというような経緯がございすけれども、この難聴地区の解消についての対応、今回の工事においてどのようになるのか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 今回の整備工事にかかわりましては、平成26年度に設計を組んだところでございます。この設計によりまして、まず一つは、デジタル化による施設の長寿命化を図るというものがございます。あともう一つが、ご質問にもありましたとおり、難聴区域、それから不聴地域をできるだけなくするような設計を組んだところでございまして、その実現を図るのが今回の工事というふうになるところでございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第40号「防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の締結」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第40号「防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第4、議第41号「人権擁護委員候補者の推薦」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

（書記配布）

○議長（成田光雄議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（成田光雄議員） 本案について、提出理由の説明を求めます。

阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第41号「人権擁護委員候補者の推薦」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたび、本町の人権擁護委員であります三浦ひな子氏が、平成28年9月30日をもって任期満了となることから、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

三浦ひな子氏は、昭和42年3月山形県立鶴岡家政高等学校を卒業後、平成18年までの33年間、会社勤務をなされたのち、農業に従事する傍ら、平成18年から平成20年までの2年間、三川町保健委員として地域住民の健康保持増進にご貢献なされました。

また、なの花荘の「喫茶ボランティア」や社会福祉協議会の「ふれあい弁当ボランティア」などをはじめ、多くのボランティア活動、福祉活動に取り組まれる一方、平成22年10月からは、本町の人権擁護委員として住民からの相談や人権啓発活動についてご尽力をいただ

いている方であります。

このように、三浦氏は人格・識見ともに優れた方であり、人権擁護委員候補者として最適任者であることから、再度推薦いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

本件は人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている、他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） この際、討論は行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに採決いたします。

○議長（成田光雄議員） これから議第41号「人権擁護委員候補者の推薦」の件について、これを推薦することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第41号「人権擁護委員候補者の推薦」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成28年第2回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午前11時12分）

地方自治法第123条の規定により、  
ここに署名する。

平成28年6月10日

三川町議会議長

三川町議会議員 4番

三川町議会議員 5番